

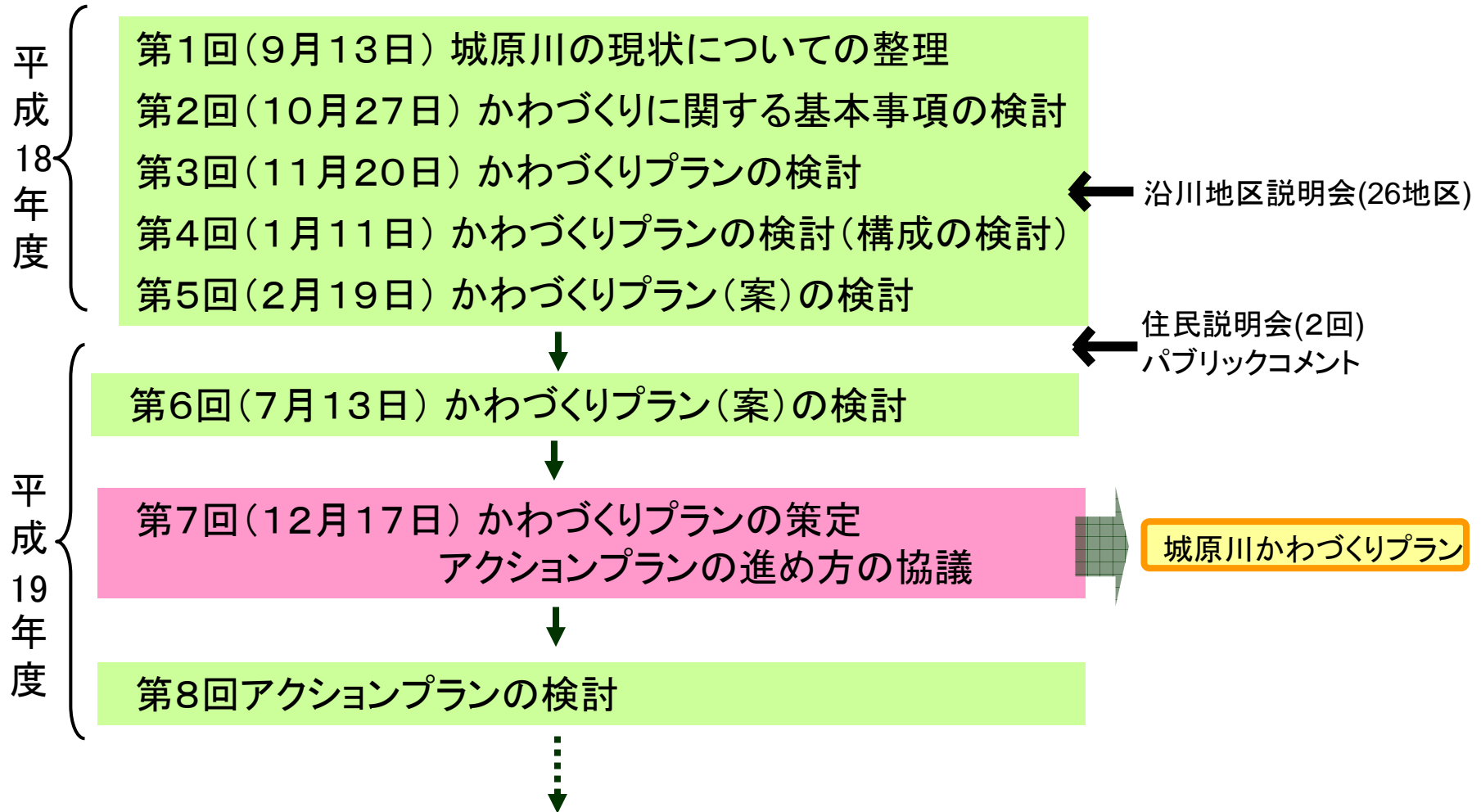
# 第7回 城原川未来づくり懇談会

平成19年12月17日（月）

# 城原川未来づくり懇談会のこれまでの取り組み

筑後川水系河川整備計画策定(平成18年7月20日)

## 城原川未来づくり懇談会



# 1. 第6回懇談会及びその後の主な意見

## 第6回懇談会での主な意見

城原川かわづくりプランについて

**別紙資料を参照。**

## 第6回懇談会での主な意見

### アクションプランについて(その1)

(1)分科会で議論することは良いが、すべてに共通したものとしての問題もあると思うので、各分科会が交流をする場も必要。

⇒分科会の交流の場として、年に1回程度、城原川未来づくり懇談会を開催していきたいと考えています。また、議論いただく内容によっては合同開催や統合も考えられます。

(2)各分科会でアクションプランを考える人たちが具現性が見えてくんだらうか。工事を含めた具体的な目標がないと難しいのではないか。

⇒分科会を開催しながら実施可能なものについては実施していきます。

(3)アクションプランを進めた時に誰が評価を行うのか。

⇒城原川未来づくり懇談会で評価していきます。

## 第6回懇談会での主な意見

### アクションプランについて(その2)

(4) 城原川かわづくりプランに向かっていくために、地域としてどういうところから始めていこうかという議論が初めにあり、それをいつ、だれが、どこでという進め方がよいのではないかと思う。

⇒分科会の中で具体的には議論していきます。

(5) 洪水時の城原川(日出来橋付近)の写真を掲示板を使ってPRして欲しい。

⇒実施に向けて検討していきます。また、分科会の中で具体的に検討していく案件とし、洪水写真だけではなくPR内容について議論いただくことも可能と考えています。

(6) お茶屋堰があるから現在の生態系が維持されているので、生態系を考慮した堰改築の有無も含め検討してほしい

⇒分科会の中で具体的には検討していきます。

## 第6回懇談会での主な意見

### アクションプランについて(その2)

- (7) 柴尾橋から下流あたりは特に洪水時危険地域だと思う。ハザードマップも出来たが、もっと具体的なことをしないと怖いと思う。  
⇒分科会の中で具体的には検討していきます。

## 4. 城原川アクションプランについて



# 城原川アクションプラン

## 城原川かわづくりプラン

今後の城原川のかわづくりの考え方や取り組み（かわづくりメニュー）を示したもの



## 城原川アクションプラン

「城原川かわづくりプラン」を実現するための行動計画

### ■アクションプランの内容

- ・かわづくりプランを実行するために取り組む事項
- ・いつ、誰が、どこで、何を、どうして、どのようにするかを決める。（5W1H）

### ■具体的な行動計画は分科会により検討。

- ・アクションプランは平成20年度中に検討。

# 城原川かわづくりプラン 「3本の柱とメニュー」

## ～水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む～

①安全に暮らせる基盤作りと地域防災力の向上

### ＜かわづくりメニュー＞

- 1) 流下能力向上
- 2) 堤防の強化
- 3) 地域防災力の向上
- 4) まちづくりと一体となった防災対策

②自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

### ＜かわづくりメニュー＞

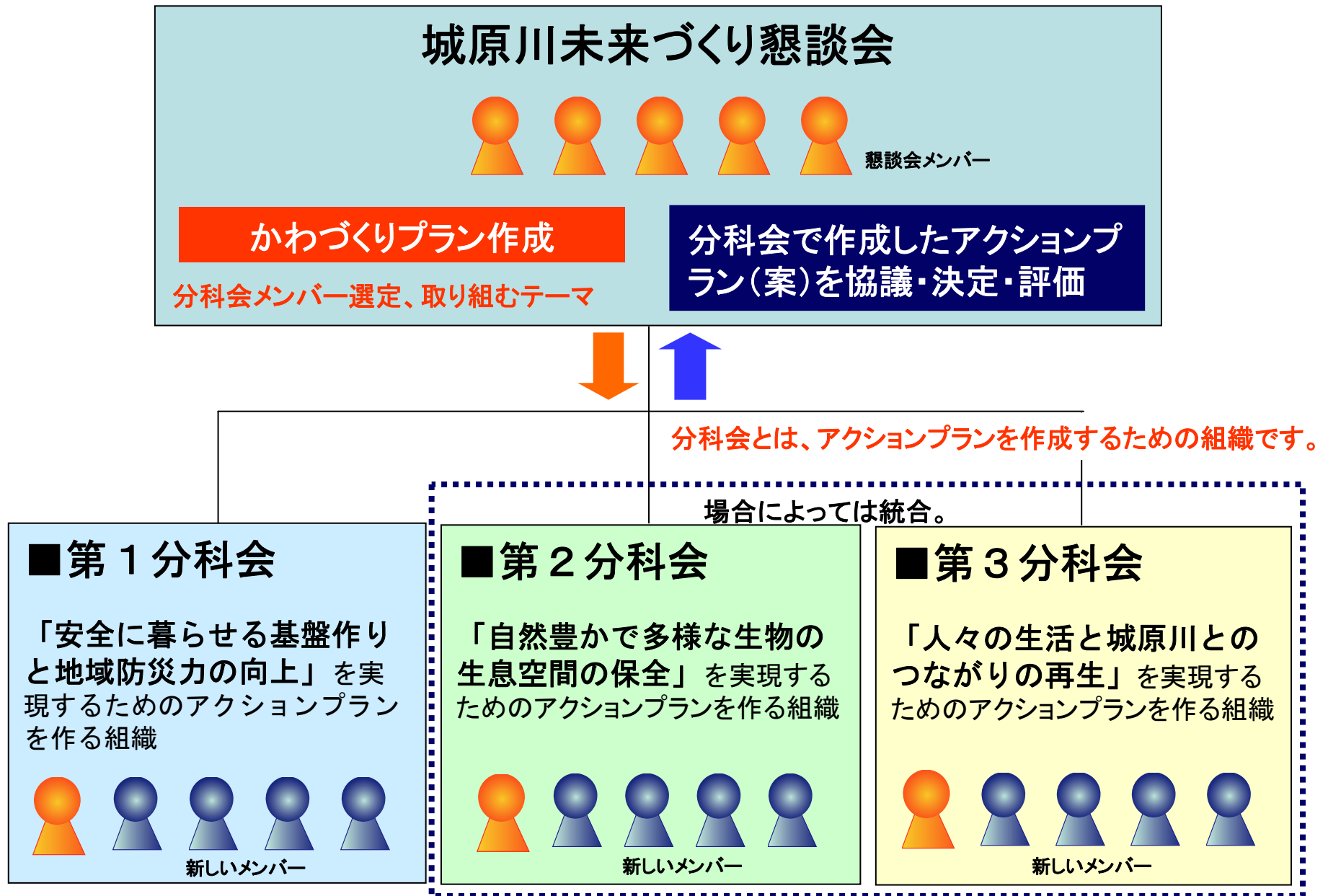
- 5) 多自然川づくり
- 6) 魚道の設置
- 7) 環濠集落やクリークとのネットワーク

③人々の生活と城原川とのつながりの再生

### ＜かわづくりメニュー＞

- 8) 水辺の立ち寄りスポット
- 9) 親水拠点整備
- 10) 並木の整備
- 11) 城原川に関する情報の発信
- 12) リバースクールの実施
- 13) 地域と連携した協働による管理

# アクションプラン（行動計画）作成の流れ



# アクションプラン策定手順のイメージ（その1）

各分科会で作成したアクションプラン(案)を未来づくり懇談会で協議し、とりまとめます。

かわづくり プランの柱	取り組む テーマ(案)	サブテーマ(案)	メンバー(案)
安全に暮らせる基盤作りと地域防災力の向上	①治水計画検討	○流下能力向上 ○堤防の強化 ・施設整備・管理のあり方	河川管理者
	②広域的な防災対策	○地域防災力の向上 ・基礎情報の把握 ・防災情報の提供体制 ・水防・避難体制 ○まちづくりと一体となった防災対策 ・防災道路, 河川防災ステーション整備 ・超過洪水対策	地域住民 関係機関 学識者 河川管理者

アクションプランについて平成20年度中を目処に分科会で話し合い、決めていきます。

..... この項目は、城原川未来づくり懇談会で協議します。 .....

# アクションプランのイメージ（その2）

かわづくり プランの柱	取り組む テーマ(案)	サブテーマ(案)	メンバー(案)
自然豊かで多様な生物の生息空間の確保	③環境に配慮した整備検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多自然川づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の把握</li> <li>・自然環境や景観への配慮事項の検討</li> </ul> </li> <li>○魚道の設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚道など整備方針・工法検討</li> </ul> </li> <li>○環濠集落やクリークとのネットワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤内とのネットワークの現状把握</li> <li>・改善点の検討</li> </ul> </li> <li>○整備後のモニタリング方法など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民</li> <li>関係機関</li> <li>学識者</li> <li>河川管理者</li> </ul>

アクションプランについて平成20年度中を目処に分科会で話し合い、決めていきます。

..... この項目は、城原川未来づくり懇談会で協議します。 .....

# アクションプランのイメージ（その3）

かわづくり プランの柱	取り組む テーマ(案)	サブテーマ(案)	メンバー(案)
ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生	④親水等の整備	○水辺の立ち寄りスポット、親水拠点、並木の整備 ・活動・親水拠点の配置・整備	河川管理者
	⑤河川の利活用	○リバースクールの実施 ・環境教育・安全利用の実施 ・運営体制の検討 ○地域と連携した協働による管理 ・清掃など維持管理 ・利活用検討	地域住民 関係機関 学識者 河川管理者

アクションプランについて平成20年度中を目処に分科会で話し合い、決めていきます。

この項目は、城原川未来づくり懇談会で協議します。

# アクションプランの例

かわづくり プランの柱	取り組むテーマ	メンバー	テーマを行うためのスケジュール				
			1～5年	実施者	6～10年	実施者	11年～
ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生	親水拠点整備 神崎橋付近	地域住民 関係機関 学識者 河川管理者	(施設計画) 地域住民による検討会 の開催により決定 (施設整備) ・河道掘削、護岸整備、 階段等 (管理) 河川管理者から神崎 市に委託を行い、地域 住民と協働管理 (利活用) ・地域のお祭りと協力 ・日常利活用について は、「利活用検討会」を 地域住民主体で作成検 討及び実行を行う。 ・地域活性化に寄与で きるものとする。	神崎市、 河川管 理者、地 域住民 河川管 理者 神崎市、 河川管 理者、地 域住民 神崎市、 地域住 民、河川 管理者	(施設計画) モニタリングの実施し、 問題点の改善 (施設整備) モニタリングの実施し、 問題点の改善 (管理) ・ボランティアにより管 理 (利活用) 「利活用検討会」を継 続実施。 ・地域活性化に寄与で きるものとする。	神崎市、 河川管 理者、地 域住民 .....	

\* アクションプランに明記する内容をわかりやすく記載したものでありアクションプラン本文に当該表形式で掲載するかは未定。

# 城原川 未来づくり

～城原川のかわづくりプラン～



平成 19 年 12 月

城原川未来づくり懇談会



## 2. 城原川の現状と課題

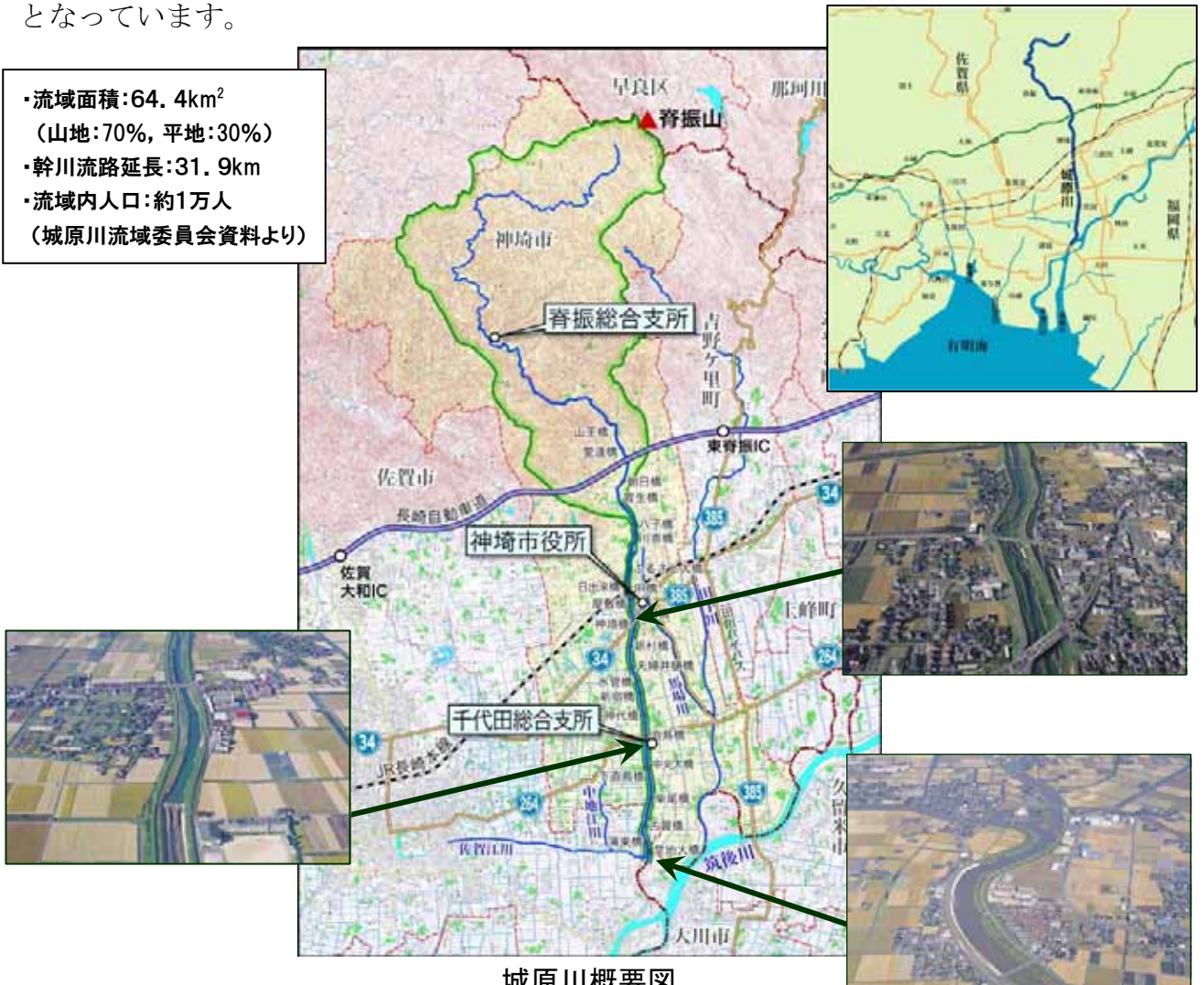
### (1) 城原川の概要

#### 流域および地形

城原川は佐賀県と福岡県との県境にある脊振山（標高1,055m）を源として佐賀平野を流れ、筑後川の支川<sup>※1</sup>の佐賀江川、早津江川に合流し、有明海に注ぐ河川です。流域<sup>※2</sup>面積64.4km<sup>2</sup>、幹線流路延長<sup>※3</sup>31.9kmであり、このうち、佐賀江川との合流点より9.1kmまでの区間を国土交通省が、それより上流の区間を佐賀県が管理しています。流域の約70%が山地であり、流域内には約1万人の人々が生活しています。

城原川は佐賀県神埼市の仁比山付近から南に扇状地<sup>※4</sup>が発達するとともに天井川<sup>※5</sup>となり、かつてはいくつかの流れに分かれて氾濫を繰り返していたとされています。その後、江戸時代に東側の流れは用水路として整理され、最も西側の流れが現在の城原川となっています。

- ・流域面積:64.4km<sup>2</sup>  
(山地:70%,平地:30%)
- ・幹線流路延長:31.9km
- ・流域内人口:約1万人  
(城原川流域委員会資料より)



## 目 次

1. はじめに	1
2. 城原川の現状と課題	2
(1) 城原川の概要	2
(2) 治水対策	7
(3) 自然環境	15
(4) 河川利用	21
3. 「城原川かわづくり」プラン	28
(1) 「城原川かわづくり」プランの概要	28
1) 「城原川かわづくり」プランの目的	28
2) 城原川未来づくり懇談会について	28
3) 「城原川かわづくり」プラン策定の経緯	28
4) 対象範囲・ゾーン区分	29
(2) 「城原川かわづくり」プランのコンセプト	32
1) 基本コンセプト	32
2) コンセプトの柱	33
3) かわづくりの考え方	34
(3) かわづくりメニュー	40
1) 流下能力の向上	41
2) 堤防の強化	42
3) 地域防災力の向上	42
4) まちづくりと一体となった防災対策	43
5) 多自然川づくり	44
6) 魚道の設置	47
7) 環濠集落やクリークとのネットワーク構築	47
8) 水辺の立ち寄りスポットの整備	48
9) 親水拠点の整備	49
10) 地域交流の場の整備	51
11) 並木の整備	52
12) 城原川に関する情報の発信	53
13) リバースクールの実施	54
14) 地域と連携した協働による管理	54
(4) 今後の課題	56
○用語集	57
○参考資料	
・ 城原川未来づくり懇談会 設立趣旨、名簿	
・ 城原川未来づくり懇談会 懇談会資料	
・ 筑後川水系河川整備計画（城原川関係）	
・ 地元説明会およびアンケート調査の概要	

# 1. はじめに

城原川は、佐賀県東部に位置し、神崎市脊振山間部から佐賀平野を南下し、筑後川に注ぐ一級河川である。かつての海岸線以南の中下流部とその流域は、長く絶え間ない筑後川と有明海による自然の営みによって作られた。そこに人間が住み始め、洪水・干ばつなどの自然の厳しさに向き合いながら、農耕などによって暮らしを豊かなものにしたがまちが作られていった。現在の城原川とその流域は、このような自然の営みと人間の手が加えられて形成されてきたものである。そこには、地域の歴史が深く刻まれ、地域に根ざした文化が生まれ育まれていったに違いない。城原川の随所に見られる野越しや草堰などは、治水対策や水利用といった面で、流域の上下流の人々がお互いにもたせあい、譲り合っていく、よく考えられた知恵であった。それは、単に川づくり・まちづくりというだけでなく、地域の人々の心の繋がりとといった所まで発展していったのではないかと想像している。

しかしながら、以上のような城原川の素晴らしいところが近年あまり見えてこなくなってきた。その理由として挙げられるのは、周囲の状況の変化である。例えば、その土地の地理的な特性を十分に踏まえていない地域計画・都市計画や、自然環境に十分な手当を施していない水利用形態がある。これらは、流域の開発が他に与える影響について十分な配慮がなされなかったことにより起きたもので、結果として城原川とその流域の環境がバランスを失いかけている。

今回、国土交通省筑後川河川事務所からお話があり、河川整備計画の中で城原川の河道整備と城原川ダムの整備のうち、河道整備について、地域住民と各種分野の専門家による会を作り、城原川の将来のかわづくりプランを議論して欲しいと依頼を受けた。事務所からの注文としては、城原川が地域に親しまれる川になること、地域の歴史・文化・自然環境への配慮、まちづくりや地域住民の連携などについて検討して欲しいとのことであった。非常に盛り沢山の検討項目にも関わらず、委員の人数は僅か10人で、委員会の開催回数も僅か6回しか開けなかったため、本当の所は十分に全てについて議論されたとは言い難い。しかし、委員会のメンバーは、回を重ねるごとに委員それぞれがどういう所を大事に考えているのか少しずつ分かってきたし、我々の言い分を事務所側も真摯に受け止めてくれ、可能な限り対応していただき、何とか、この「城原川未来づくり」を完成することができた。

この「城原川未来づくり」は、単なる河川整備に留まらず、まちづくりについてもある程度の方向性を持たせている。今後は、このプランをもとにどのように行動していくかのアクションプランの策定に移るが、上に述べた地域の人々の心の繋がりとといった所までどのように発展させていくかは、さらに議論していく必要があり、まずは、そのような議論の場を作っていくことが肝要であろう。そういう所で、この「城原川未来づくり」を元にさらに議論を深めていく作業が今後行われていくことを切に願う。

城原川未来づくり懇談会座長  
大串 浩一郎

古代の海岸線は現在よりも10数km脊振山地側にあり、城原川の下流はかつて江湖<sup>えご</sup>※<sup>6</sup>であったとされています。その後、有明海の干満によって溜まったガタ土<sup>かいたく</sup>※<sup>7</sup>や干拓<sup>かんたく</sup>工事<sup>こうじ</sup>※<sup>8</sup>などによって海岸線が南下し、現在の川の姿になっています。



(出典；佐賀大学低平地研究センターホームページ)

### 城原川開発進展図

城原川の流れる神崎市は平成18年3月に旧神崎町、千代田町、脊振村が合併して誕生した人口約3万4千人、総面積約125km<sup>2</sup>（地目別面積；山林・原野などが約66%、田畑が28%、宅地は全体の5%強）の町です。主な産業を就業者数でみると、商業・運輸通信業・サービス業などの第3次産業の比率が56%と最も多く、次いで製造加工業などの第2次産業が32%、農林漁業などの第1次産業が12%程度となっています（H12年国勢調査による）。佐賀県全体の人口が減少しているなかで神崎市は人口の増加が続いており、昭和60年から平成18年までの間に約5%増加しています。

神崎市の平野部は吉野ヶ里遺跡をはじめ、考古学的に重要な遺跡が各地で出土しており、そのほか室町時代の豪族の城跡（現在は横武クレーク公園として保存）や南北朝時代に築城された姉川城跡、直鳥城跡などの環濠集落<sup>かんごうしゅうらく</sup>※<sup>9</sup>跡が残っています。江戸時代には小倉～長崎間を結ぶ長崎街道が東西に走り、その宿場である神崎宿<sup>かみさきしゆく</sup>や境原宿<sup>さかいぼりしゆく</sup>跡には古い町並みや史跡が残され、当時の面影を偲ぶことができます。

神崎市の山間部は佐賀県立自然公園に指定されている脊振山南側の自然豊かな地域であり、平安時代に脊振山を中心に起こった山岳信仰<sup>さんかくしんこう</sup>※<sup>10</sup>により、脊振千坊と呼ばれる仏教文化の中心地となっていました。付近には自然を体感できる高取山公園や桜街道などの観光スポットがあります。

城原川が佐賀江川へ合流する付近の佐賀市蓮池町は佐賀藩<sup>はすいけ</sup>※<sup>11</sup>の支藩、蓮池藩<sup>せふりせんぼう</sup>※<sup>12</sup>の城下町であり、城跡は現在、蓮池公園として整備されており、桜やツツジ、ハナショウブの名所として知られています。





吉野ヶ里遺跡(吉野ヶ里歴史公園)



横武クリーク公園



直鳥城跡



高取山公園



桜街道

(出典；神崎市HP)

神崎市周辺の主な史跡



神崎宿跡

(出典；書籍「長崎街道」)

長崎街道

## 川の姿

佐賀江川との合流点より約3 km上流の地点（神崎市直鳥<sup>なおとり</sup>）にお茶屋堰（P 2 4 参照）と呼ばれる取水用の堰<sup>せき</sup>\*13があります。このお茶屋堰より下流は有明海の潮の影響を受ける区間であり、川底には潮の満ち引きによって運ばれてくるガタ土<sup>かたつち</sup>\*7が溜まり、ハゼクチやハラグクレチゴガニなど（P 1 6 参照）の有明海特有の貴重な生物が生息しています。このガタ土は溜まり過ぎると洪水の原因になるため、浚渫<sup>しゅんせつ</sup>\*14などによって適切に管理していくことが必要です。



古賀橋上流付近(満潮時)



中央橋上流付近(干潮時)

### お茶屋堰より下流の状況

お茶屋堰より上流では古くから草堰（P 2 3 参照）による取水が行われており、直鳥橋から協和橋付近にかけて現存する13箇所の草堰による湛水<sup>たんすい</sup>\*15区間が連続しています。川岸にはヨシ、ツルヨシなど（P 1 6、1 7 参照）の抽水植物<sup>ちゅうすいしょくぶつ</sup>\*16がみられ、オヤニラミやカゼトゲタナゴなど（P 1 8 参照）の貴重な生物が生息しています。また、直鳥橋から神埼橋付近は天井川<sup>てんじょうがわ</sup>\*5になっており、洪水によってひとたび川の水が氾濫<sup>はんらん</sup>すると高い所から水が流れ出すため、周辺の家には大きな被害を与える恐れがあります。

日出来橋より上流には江戸時代に成富兵庫茂安<sup>なりとみひょうごしげやす</sup>\*17によって造られた9箇所の野越し<sup>のこ</sup>（P 7 参照）や、現佐賀市方面へ水を送るための三千石井堰（P 2 4 参照）などがあります。

さらに、長崎自動車道より上流は山間部をぬうように折れ曲がって流れる美しい渓谷になっており、沿川には明治時代に造られた石造りの眼鏡橋や九州初の水力発電所である広滝第一発電所などがあります。



夫婦井樋橋上流付近

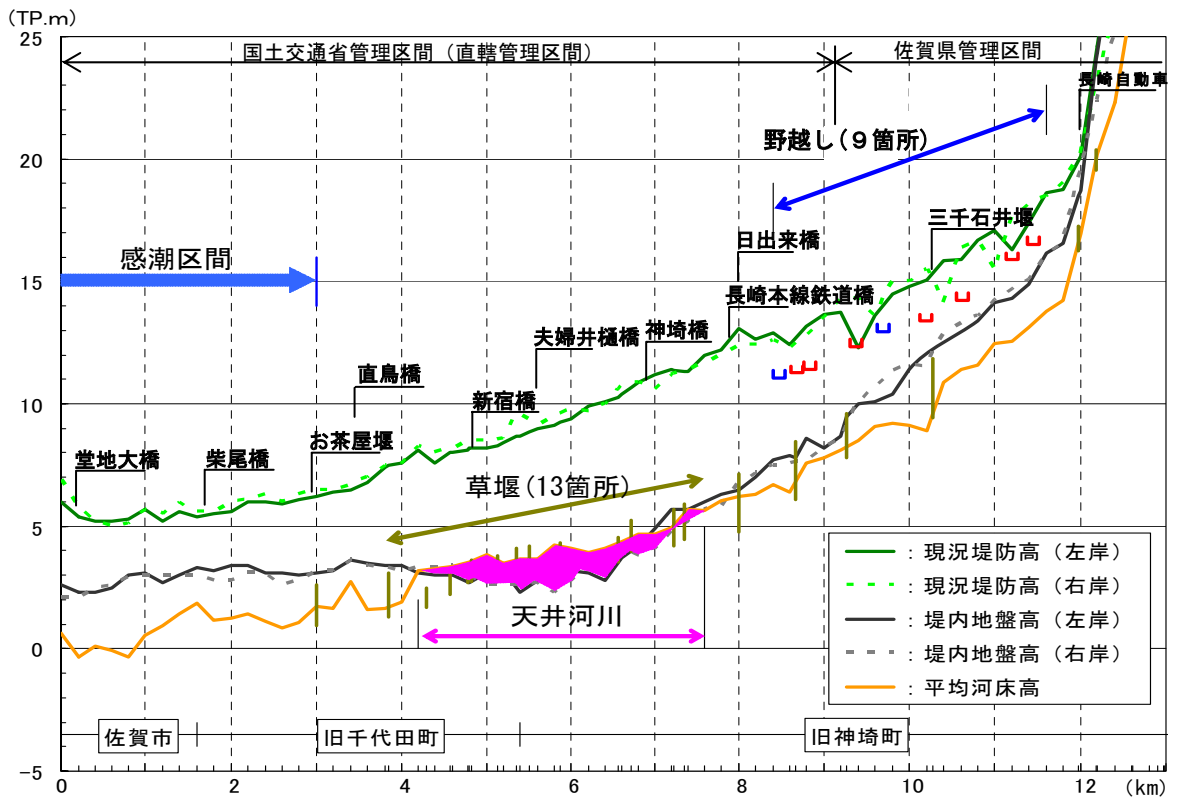


長崎本線鉄道橋上流付近

### お茶屋堰より上流の状況



上流山間部の状況



城原川縦断図



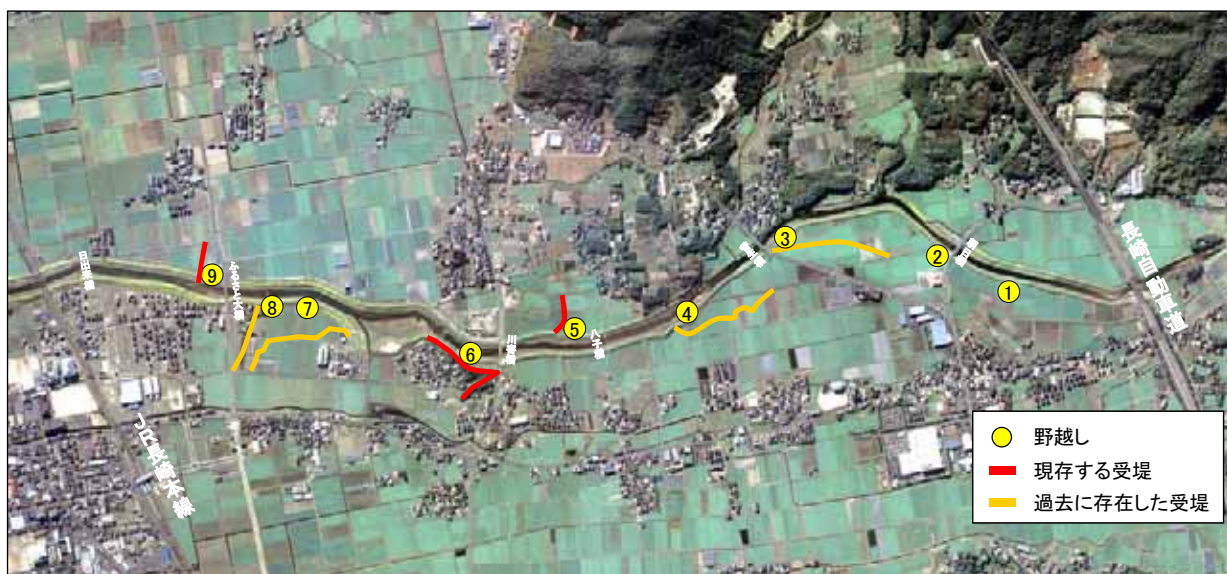
## (2)治水対策

### 野越し

城原川の野越しは成富兵庫茂安<sup>なりとみひょうごしげやす</sup>\*17が三千石井堰<sup>さんぜんごくいせき</sup>（P 2 4 参照）や下流の町を水害から守るために築いた施設であり、洪水が一気に下流に流れないように上流の堤防の一部を低くして川の外に水をあふれさせるものです。現在も J R 長崎本線より上流に 9 箇所残されています。これらの野越しにはあふれた水の勢いを弱め、広がっていかないよう水害防備林<sup>すいがいぼうびりん</sup>\*18や受堤<sup>うけてい</sup>\*19が設けられていました。

戦後に入って災害助成事業（P 9 参照）による大規模な河川改修が行われた後も野越しは残されましたが、昭和 3 0 年代の洪水で野越しから水があふれたため、昭和 4 2 年までの間に一部かさ上げされ、現在の高さになったとされています。

野越しがかさ上げされた後に洪水があふれた記録はありませんが、あふれなくなったことによって野越しの周辺には家屋などが立ち並ぶようになり、また圃場整備<sup>ほじょうせいび</sup>\*20などにより水害防備林や受堤の一部が撤去されたことから、現在、野越しの周辺は大洪水が発生した場合に家屋などが浸水する危険な状態にあります。一方、下流の地域にとっては野越しがあることによって堤防から洪水があふれる事態を免れることができるため、野越しの取り扱いについては地域全体で十分に議論し、解決する必要があります。



野越しと受堤の位置





野越し周辺の宅地化の進行状況（国土地理院調査による）

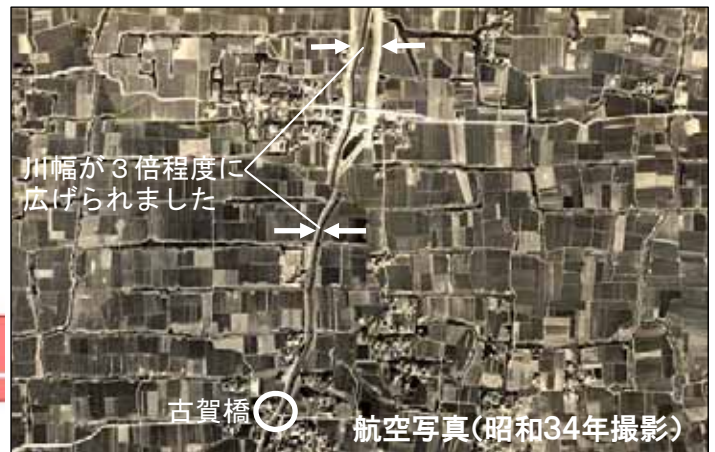
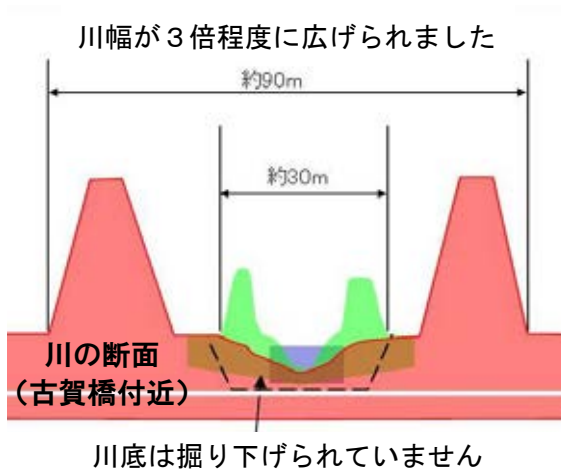
● 野越し宅地

## 戦後の水害と洪水対策

城原川を含む筑後川流域<sup>りゅういき</sup>※<sup>2</sup>では戦後間もない昭和24年に水害が発生し、さらに昭和28年6月25～28日にも未曾有の大水害が発生しています。この水害は筑後川流域で有史以来最大の水害であり、「佐賀県災異誌」による佐賀市、佐賀郡、神埼郡を合わせた被害は床下浸水14,920戸、床上浸水14,597戸とされています。

城原川では昭和24年の水害をきっかけに災害助成事業<sup>さいがいじよせいじぎょう</sup>と呼ばれる河川の改修工事が開始され、工事途中の昭和28年や昭和30年にも水害に見舞われたものの、昭和37年に工事が完了しました。これにより川幅はそれまでの3倍程度に広がられています。

災害助成事業による改修工事が終わった後も昭和38、47、57年などたびたび洪水が発生していますが、改修工事が行われる以前や工事途中で襲ってきた洪水のような大きな被害は生じていません。



災害助成事業による川幅の拡幅



災害助成事業前後の神埼橋付近



昭和28年洪水(神埼橋下流)



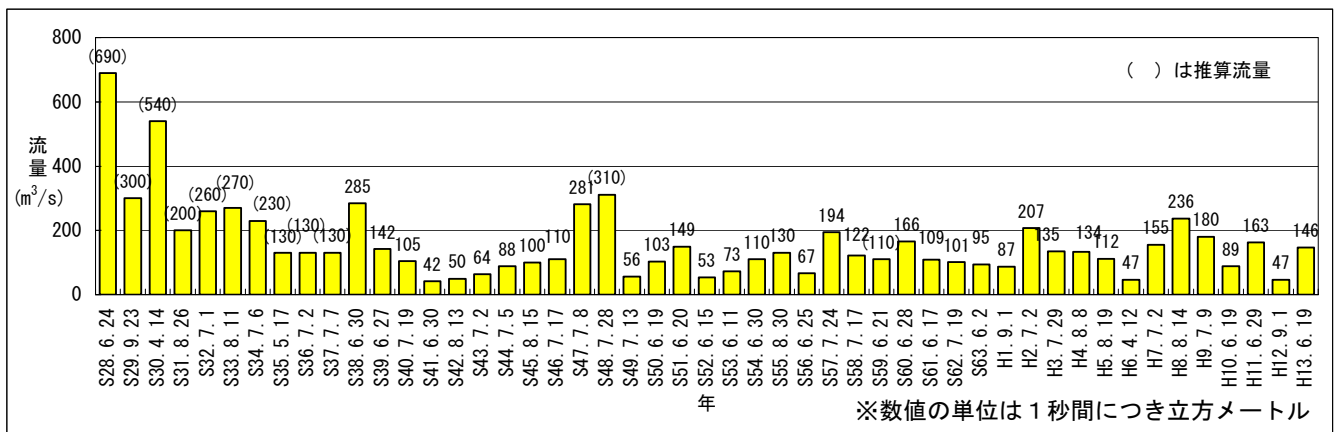
昭和47年洪水(柴尾橋下流)



昭和57年洪水(柴尾橋下流)

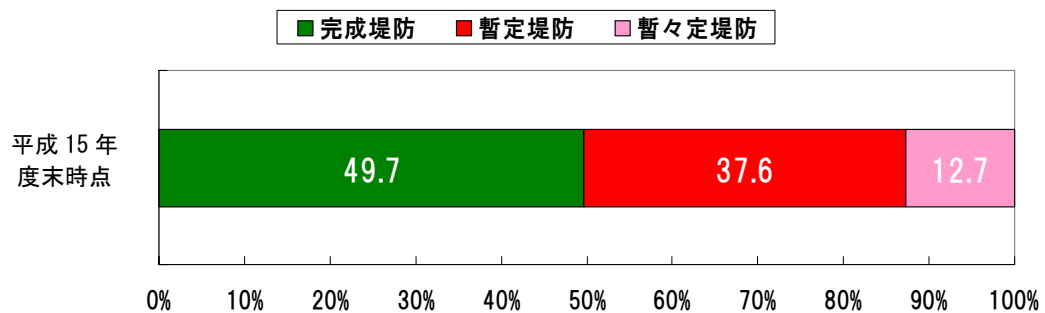
(出典；佐賀県庁資料・九州大学附属図書館所蔵)

### 戦後の水害の状況



日出橋地点での年毎の最大流量

災害助成事業の後も川底を掘り下げる工事や護岸の工事などさまざまな洪水対策が行われていますが、城原川の堤防のうち、筑後川水系河川整備計画（P 1 2 参照）で城原川の計画として示されている堤防の高さや幅を満たしている区間は、平成15年度末時点でまだ約半分程度です。また、現在造られている堤防も水が浸透しやすい砂などでできている可能性があるため、洪水の際に堤防から水が漏れ出し、堤防が切れる事態につながる不安があります。



堤防の整備の状況

※完成堤防とは計画の高さや幅を満たしている堤防のことです。

※暫定堤防、暫々定堤防とは計画に対して高さや幅が不足している堤防で、計画高水位以上の高さの堤防を暫定堤防、それ未満の堤防を暫々堤防としています。

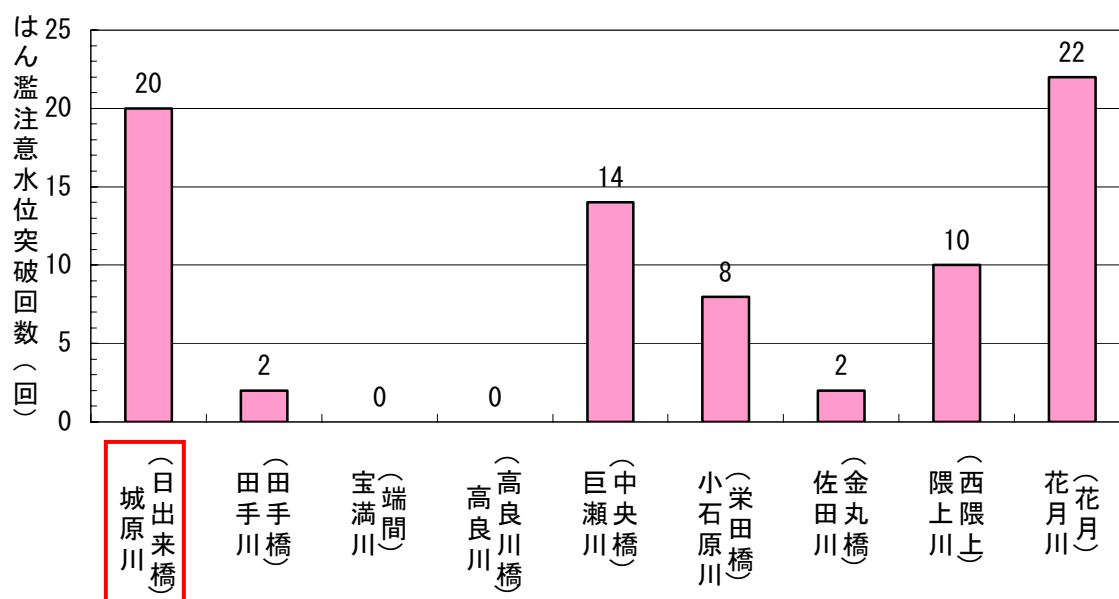


さらに、筑後川水系河川整備計画に示されている城原川の整備目標流量は $330\text{ m}^3/\text{s}$ （P12参照）であるのに対して、現在の城原川で安全に流すことのできる流量（流下能力）は約 $240\text{ m}^3/\text{s}$ しかありません。近年の集中豪雨の影響もあって、計画高水位※<sup>21</sup>に迫る洪水が5回発生し、平成18年7月4日には日出来橋地点で昭和38年に観測を開始して以来の最高水位を記録しています。また、はん濫注意水位※<sup>22</sup>を超える洪水も頻発しており、洪水に対する安全性を早急に向上させる必要があります。

### 近年の洪水の状況

洪水年月日	最高水位※ (m)	計画高水位 までの差(m)
H2.7.2	3.97	0.54
H8.8.14	4.10	0.41
H11.6.29	3.94	0.57
H15.7.19	4.32	0.19
H18.7.4	4.40	0.11

※：日出来橋地点の基準水位



筑後川支川のはん濫注意水位を超えた回数（平成7年～16年）

（出典；筑後川水系河川整備計画）

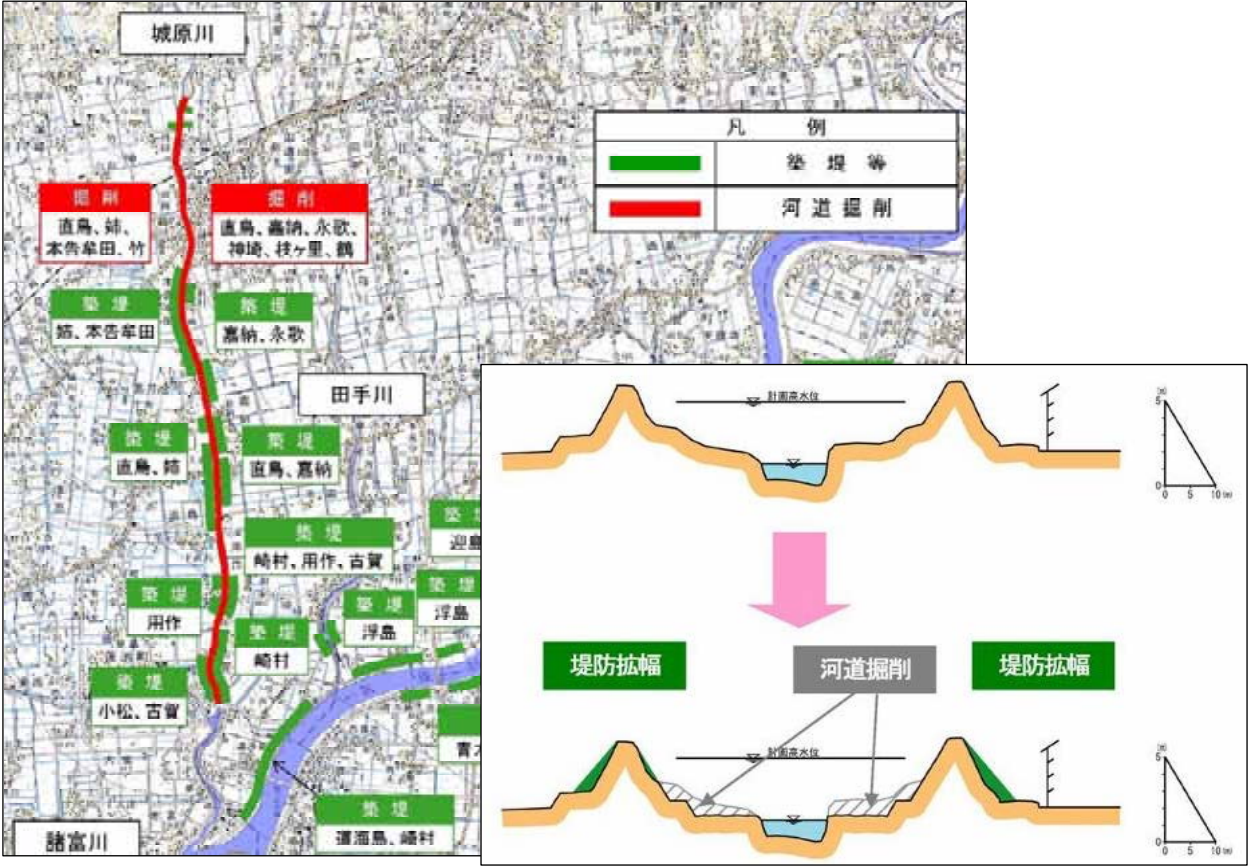
※花月川は平成13年度～平成17年度にかけて河川災害復旧等関連緊急事業により河川改修済み

## 筑後川水系河川整備計画

平成18年7月に筑後川水系<sup>\*23</sup>の河川整備計画が策定されました。河川整備計画とは河川法<sup>\*24</sup>にもとづき、河川の管理者が関係する地方公共団体の長や学識経験者、地域住民の意見を聴き、河川整備の目標や河川工事、河川の維持などの内容について定めるものであり、筑後川水系では国土交通省が管理する区間（直轄管理区間）のおおむね30年先までを対象とした内容が示されています。

城原川についての詳しい内容は参考資料に示していますが、城原川に流す洪水の量（整備目標流量）を330m<sup>3</sup>/sとし、さらに上流に城原川ダムを建設して下流に流れ出る水を一時的に貯める計画となっています。直轄管理区間（佐賀江川への合流点から9.1kmまでの区間）はほとんどの区間で整備目標流量の洪水を流すだけの川の断面が足りないため、川の中を掘ることによる断面の拡大（河道掘削）や、水の流れを妨げているお茶屋堰や夫婦井樋橋などの改築が計画されています。そのほか、幅や高さが不足し、また水が浸透しやすい土でできている箇所（築堤）の堤防の強化対策（築堤）を行うことになっています。

城原川にはオヤニラミ（P18参照）などの貴重な生物が生息していることから、川の中を掘る際にはこれらの生物の生息場となっている川岸や川底は極力掘削せず、河川敷を掘削するものとされています。また、上流区間の堤防のかさ上げは下流区間で整備目標流量を安全に流すことができる川の断面や堤防を整備した上で実施するものとされています。



城原川の河道掘削・築堤箇所と横断面図

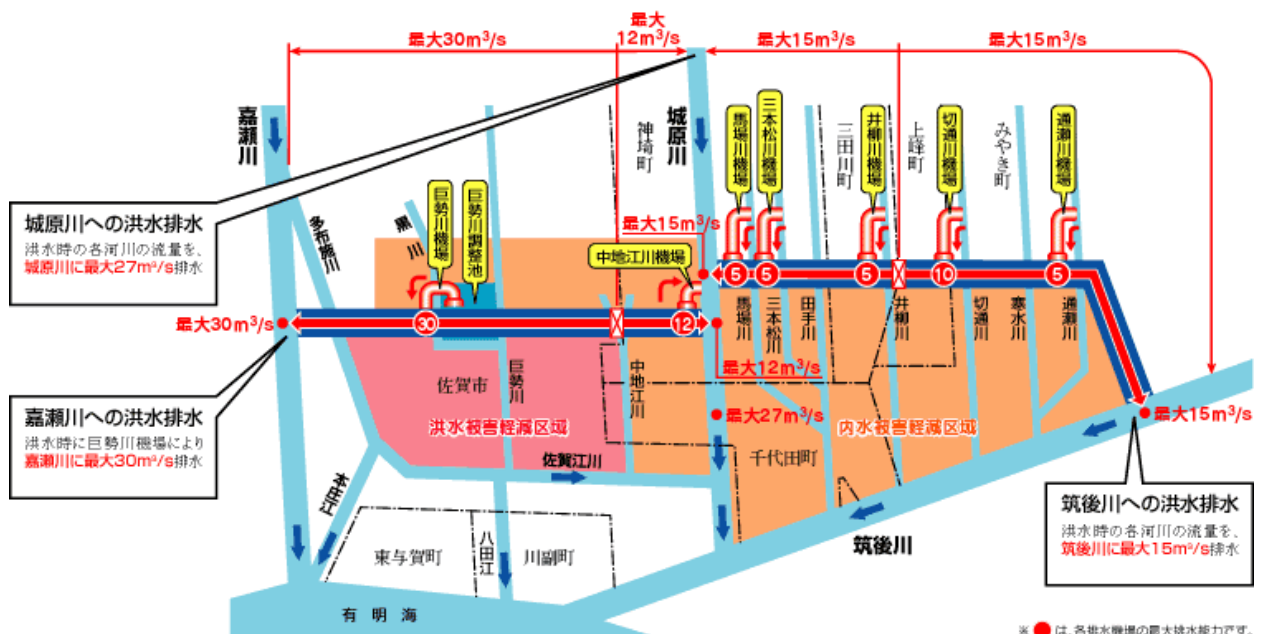
(出典；筑後川水系河川整備計画)

## 佐賀導水事業

佐賀導水事業は筑後川、城原川、嘉瀬川とその間を流れる中小河川を延長約23kmの水路で結び、洪水や水不足の際に川の水を互いにやりとりすることで洪水による被害や水不足などを解消するための事業であり、平成20年度に完成予定となっています。

洪水による被害を減らすための対策（治水対策）では、大雨の際に巨勢川の洪水を一時的に貯めるための池（調整池）を佐賀市金立町に建設し、佐賀市街部の洪水による被害を減らすとともに、各地に排水ポンプ場を建設して大量の洪水を流すことのできない中小河川の水を筑後川、城原川、嘉瀬川に流し、中小河川の氾濫による被害を減らす計画となっています。

城原川周辺では大雨の際、馬場川や三本松川などから溢れて浸水することが多く、城原川へは城原川樋管や中地江川排水機場からこれらの川の洪水の一部を最大27m<sup>3</sup>/s流す計画となっています。

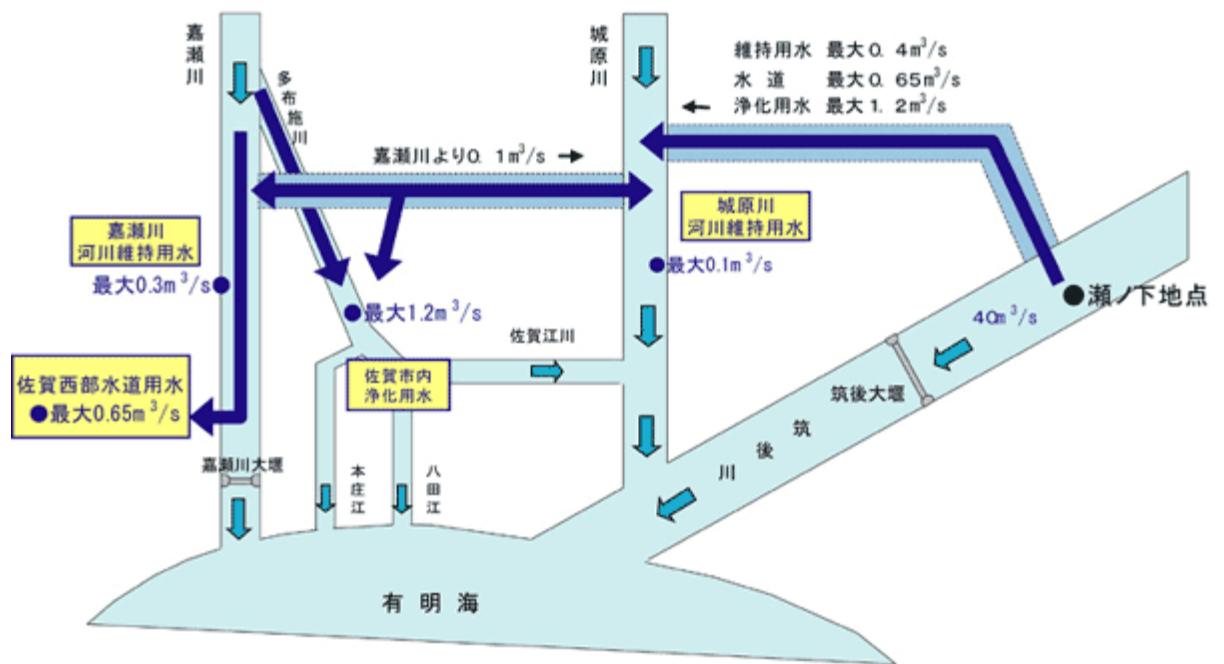


(出典；国土交通省佐賀河川総合開発工事事務所HP)

### 佐賀導水事業概要図（治水対策）

水不足などの解消を目的とした対策（利水対策）では、城原川または嘉瀬川の水が少なくなり、どちらかの川の水量に余裕がある場合には、余裕のある川から水が少ない川へ水を送る計画となっています。また、どちらの川も水が少なく、筑後川の水量に余裕がある場合には、筑後川の水を送って川の水量を増やす計画となっています。

その他、佐賀西部地区への水道用水の供給や水質の悪化が問題となっている佐賀市内の川へ浄化のための水の供給が行われます。



(出典；国土交通省佐賀河川総合開発工事事務所HP)

佐賀導水事業概要図（利水対策）



### (3)自然環境

#### 動植物

城原川のお茶屋堰（P 2 4 参照）より下流の区間は6 mもの干満差のある有明海の影響を受け、満潮時には潮があがり、干潮時には干潟が出現する汽水域※<sup>25</sup>になっています。この汽水域にはハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の生物が生息しているほか、水際から河川敷にかけて広がるヨシ原はオオヨシキリやセッカなどが巣作りの場所として利用しています（P 1 6 参照）。

お茶屋堰から神埼橋下流付近には草堰（P 2 3 参照）による湛水※<sup>15</sup>区間が連続し、川岸にはツルヨシやオギなどの抽水植物※<sup>16</sup>が生育し、魚類では川底が砂や砂礫の場所に生息するスナヤツメ、カマツカなどが確認されています（P 1 7 参照）。有明海の干満の影響により大潮時にはお茶屋堰を超えて上流まで潮が上ることから、有明海特有の魚類であるヤマノカミも見つかっています。

神埼橋下流から直轄管理区間上流端付近は水際にツルヨシなどの抽水植物が生育し、湿潤な場所に生育するカワヂシャも確認され、流れが緩やかな場所を好むカゼトゲタナゴやオヤニラミなどの魚類が生息しています（P 1 8 参照）。このような城原川の豊かな自然環境を今後も保全していくことが重要です。



○神埼橋下流～直轄管理区間上流端(淡水域)



○お茶屋堰～神埼橋下流(淡水域)



○佐賀江川合流点～お茶屋堰(汽水域)



城原川の風景



## <佐賀江川合流点～お茶屋堰>



### ■植物

・水際にはヨシ、河川敷にはセイタカアワダチソウやオギが生育しています。

### ■鳥類

・水際のヨシではオオヨシキリやセツカ等が巣を作り、餌場などに利用されています。

### ■水生生物

・干潟にはハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の生物が生息しています。



### ■ハラグクレチゴガニ

準絶滅危惧(環境省レッドリスト<sup>\*46</sup>)  
佐賀県準絶滅危惧(佐賀県レッドリスト<sup>\*47</sup>)

甲長約10mmの小型種。甲羅は長方形で、短毛がまばらに生えています。有明海の特産種であり、河口域の干潟上に生息しています。



### ■セツカ

留鳥でスズメくらいの大きさです。河川敷に生育しているヨシ原などの草地に生息しています。草むらを移動しながら、バッタ、ハエなどを餌として食べています。



### ■ヨシ

地下を横に伸びていく根茎を持ち、根茎から多数の茎が地上に伸び出して、高さ1～3m程度直立して生育します。川の水辺や河川敷のほか、海岸や湿地にも生育します。



### ■ハゼクチ

絶滅危惧Ⅱ類(環境省レッドリスト)  
佐賀県準絶滅危惧(佐賀県レッドリスト)

体長約40cmであり、有明海に注ぐ川の河口域の泥底に生息する有明海の特産種です。泥中にY字形の穴を掘り、その中にひそむ習性があります。



### ■オオヨシキリ

夏鳥でスズメよりやや大きい鳥です。河川敷のヨシ原などに好んで生息します。ヨシの先端や杭の上などでなわばり宣言のさえずりをする行動を取ります。

(出典；筑後川水系河川水辺の国勢調査)

## <お茶屋堰～神埼橋下流>



### ■植物

- ・水際にはヨシやツルヨシ、水際から河川敷にかけてはオギなどが分布しています。

### ■魚類

- ・川底が砂の所にスナヤツメ、砂礫の所にはカマツカが生息しています。
- ・大潮時にはお茶屋堰を超えて上流まで潮が上ることから、有明海特有の魚類であるヤマノカミも確認されています。

### ■鳥類

- ・平坦な農耕地などに生息するカササギなどが確認されています。
- ・水際から河川敷にかけての草地にはホオジロ、セッカ等の草地性の鳥類が生息しています。



### ■オギ

根茎は地上で横に伸び、そこから茎が地上へ伸び出して直立し、高さ1～2.5mになります。川の水辺に生育しています。



### ■ツルヨシ

根茎は地上をはい、根茎から多数の中空の茎が伸び出して直立し、高さ1.5～2.5mに達します。川の水辺、砂利や礫地に生育しています。



### ■コサギ

留鳥でカラスよりやや大きい鳥です。河川敷や干潟などの水辺に生息しています。



### ■ヤマノカミ

絶滅危惧ⅠB類(環境省レッドリスト)  
佐賀県絶滅危惧Ⅱ類(佐賀県レッドリスト)

全長約15cmでエラに4本のとげを持っています。夜行性で昼間は石の下などにひそみ、夜間にエビ・カニなどの甲殻類を食べます。



### ■カマツカ

体は細長く、全体的に丸みを帯び、体長は約20cmです。砂底や砂礫底に生息し、川底の砂と一緒に餌を吸い込み捕食します。



### ■カササギ

天然記念物(国)

留鳥でカラスより小さい鳥です。河川敷の草地や雑木林などに生息しています。

(出典；筑後川水系河川水辺の国勢調査)



## <神埼橋下流～直轄管理区間上流端>



### ■植物

- ・水際にはヨシやツルヨシ、水際から河川敷にかけてはオギ、セイタカアワダチソウなどが分布しています。
- ・湿潤な場所に生育するカワヂシャも確認されています。

### ■魚類

- ・ツルヨシなどが生育している水際の流れが緩やかな所にオヤニラミやカゼトゲタナゴが生息しています。

### ■鳥類

- ・水際から河川敷にかけての草地にはホオジロ、オオジュリン等の草地性の鳥類が生息しています。



### ■オヤニラミ

絶滅危惧Ⅱ類(環境省レッドリスト)  
佐賀県絶滅危惧Ⅱ類(佐賀県レッドリスト)

全長約10cm で水の比較的きれいな流れのある岸の近くで、ツルヨシなどの植物が生えている場所に生息しています。肉食性で小型の水生昆虫などを主に餌としています。



### ■カワヂシャ

準絶滅危惧(環境省レッドリスト)  
茎は無毛で直立し、高さ20～60cmで水田や川岸など多湿な場所に生育しています。



### ■オオジュリン

冬鳥でスズメよりやや大きい鳥です。河川沿いのヨシ原などに生息しています。



### ■ホオジロ

留鳥でスズメよりやや大きな鳥です。河川敷の雑木林やヨシ原に生息しています。春夏には木の上でよくさえずり、秋冬にはヨシ原などでよく見られます。



### ■カゼトゲタナゴ

絶滅危惧ⅠB類(環境省レッドリスト)  
佐賀県絶滅危惧Ⅱ類(佐賀県レッドリスト)

小型のタナゴ類で体側に暗青色の筋があります。全長約5cmでやや流れのある砂泥底に生息しています。



### ■セイカタカワダチソウ

(外来種)

高さ1～3m程度に直立した茎に黄色い花を付けます。長い地下茎を持ち、横に広がって群落を作ります。北米産の帰化植物で、河川敷や土手に広く生育しています。

(出典；筑後川水系河川水辺の国勢調査)

## 水質

城原川では堂地橋と協和橋で定期的にpH<sup>※26</sup>、BOD<sup>※27</sup>、SS<sup>※28</sup>、DO<sup>※29</sup>、大腸菌群数<sup>※30</sup>、全窒素<sup>※31</sup>、全リン<sup>※32</sup>などの水質調査が行われています。水質の善し悪しを判断する目安は全国どこの場所でも同じではなく、河川、湖沼、海域などのその場所に合った目安である類型<sup>※33</sup>が指定されることになっており、城原川では堂地橋からお茶屋堰までがB類型、お茶屋堰より上流はA類型に指定されています。

城原川の水質をBODに着目してみると、堂地橋と協和橋の両地点とも平成6年の渇水時を除いて指定されている目安をおおむね満たしています。しかし、沿川の住民からは水質が悪化しているという声が挙がっており、地域全体で水質改善に向けての行動に取り組む必要があります。



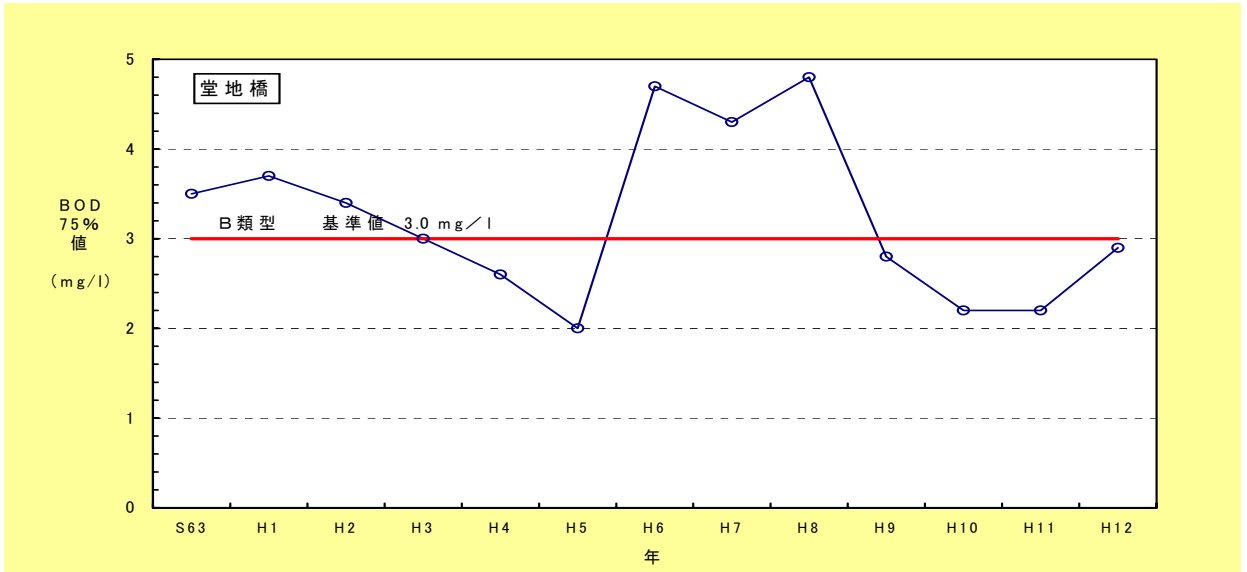
水質調査地点

### ～A類型とは～

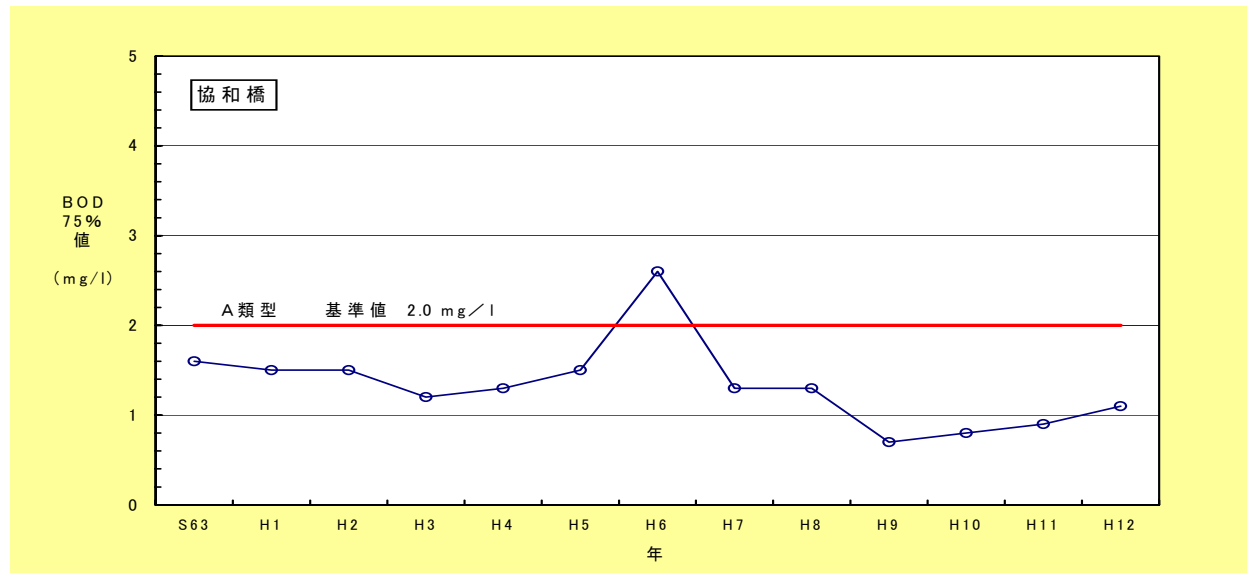
ヤマメ、イワナなど澄んだきれいな水域に住む魚が生息することができ、上水道の水源としても使用できる良好な水質です。

### ～B類型とは～

アユなどの魚が生息することができ、高度に浄化することで飲用が可能になる水質です。



堂地橋地点



協和橋地点

水質調査結果 (BOD 75%値<sup>※3 4</sup>) の変化



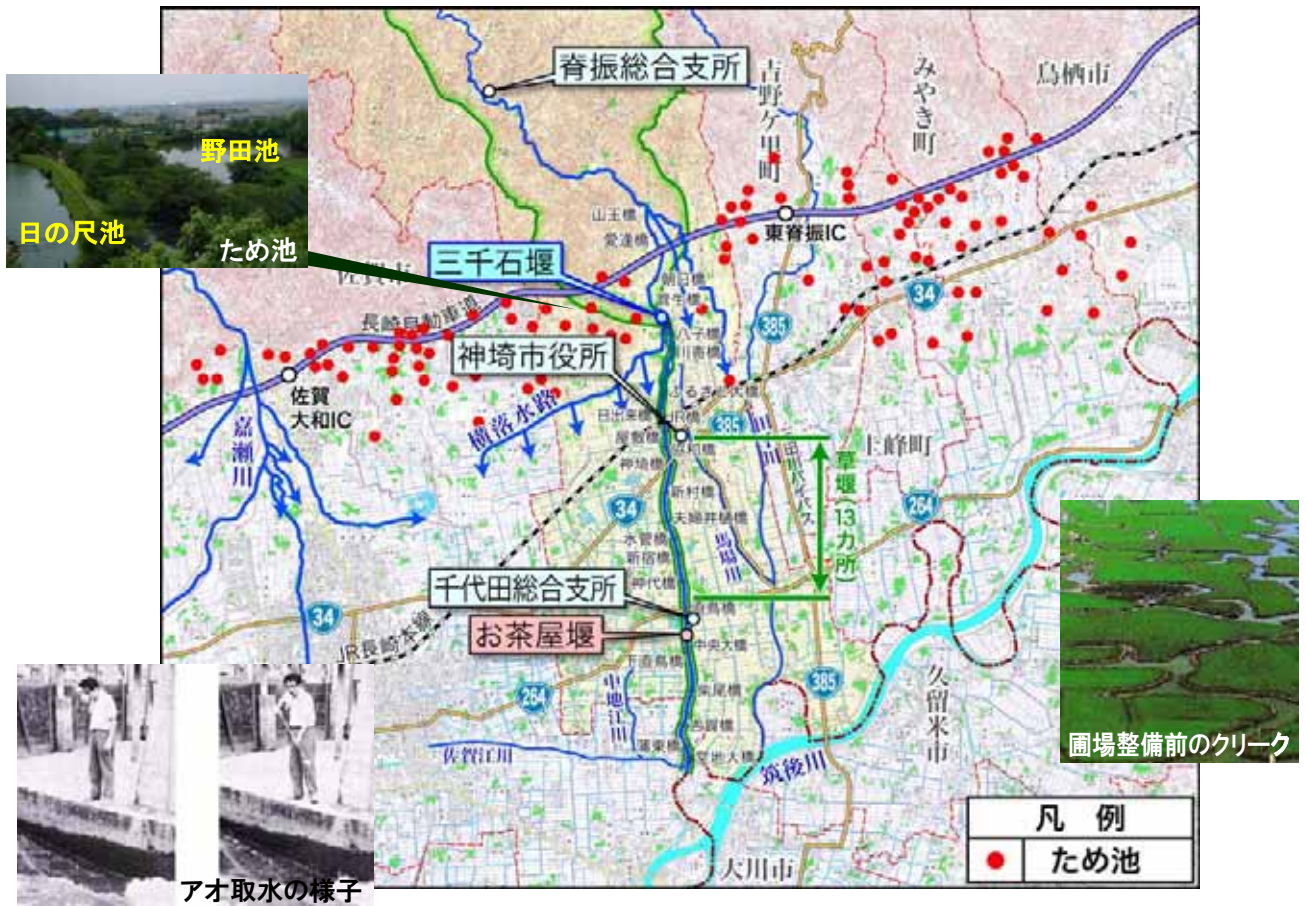
## (4)河川利用

### 水利用の歴史

城原川を含む佐賀平野の川は奥行きせふりさんの狭い脊振山を源としているために水が少なく、また佐賀平野は海岸線の南下によって農地が拡大したため、深刻な農業用水の不足が生まれました。このため、山裾やますそ付近には上流からの雨水を貯めるため池などが数多く造られ、水路によって佐賀平野に供給されました。平野部では草堰くさせき（P 2 3 参照）などによって取水した川の水や雨水などを貯めるとともに、降った雨を排水するためのクリークが網の目のように造られ、貴重な水が反復して利用されました。また、海岸線近くでは潮が満ちた時に海水によって押し上げられた川の表面水を取水するアオ（淡水）取水が行われました。一方、佐賀平野は海拔5 m以下の低い平地であるためにたびたび水害が発生し、水不足と水害という相反する二つの災害に悩まされ続けていました。

この問題に対し、成富兵庫茂安なりとみひょうごしげやす※17は堰せき※13や用水路などを造って川やクリークなどをつなげ、厳格な水利用のルールを徹底させるとともに、川の改修などを進めて洪水対策を行い、佐賀平野を水不足や水害から守りました。

城原川には三千石井堰さんぜんごくいせきと横落水路よこおちすいろ（P 2 4 参照）、野越し（P 7 参照）などの成富兵庫茂安の遺構が今も残っています。その他、城原川の良質な水を下流の蓮池城下はすいけへ引くためにお茶屋堰（P 2 4 参照）などが造られています。



城原川付近の水利用のための施設

成富兵庫茂安による水利用のしくみはほぼそのままの形で戦後まで続き、沿川の住民はクリークを維持するための活動などを行い、農業用水のほかにも生活雑用水や防火用水などに利用してきました。しかし、高度成長期に入った頃から農業の近代化・合理化を目的とした土地改良事業<sup>※35</sup>によるクリークの統廃合や圃場整備<sup>※20</sup>、従来のアオ取水などから筑後川を水源とする新しい用水への切り替えなどが行われ、農業用水のクリークへの依存が少なくなっています。その結果、クリークの水の滞留などによる水質悪化や荒廃などの問題が生じており、生活雑用水など農業用水以外の用途にも使用できなくなっています。



土地改良事業やクリークの統廃合の状況



●草堰

草堰くさせきは棒杭に柳、竹、芝、雑草などの粗朶そだや藁わらなどをからませた農業用水を取水するために古来より続けられている堰せき\*13であり、直鳥橋から協和橋付近にかけて13箇所なおりに現存しています。城原川は絶対的に水が不足していたことから、隙間が多く、わざわざ水が漏れやすい構造にすることで上流と下流で水を利用する人々の利害の調整を行っていたとされています。また、普段は上流から流れてくる砂が溜まりにくく、洪水の時には流れを妨げないよう簡単に壊れるようになっています。

現在はクリークなどの水環境を保つために取水されており、またかつては地域の中で厳格な水利用のルールや水の取り方に関する取り決めがなされていましたが、近年は草堰を石で固めたりビニールで覆い、下流への影響を考えずに取水している例がみられ、水利用に関する秩序が乱れつつあります。



現存する草堰の位置



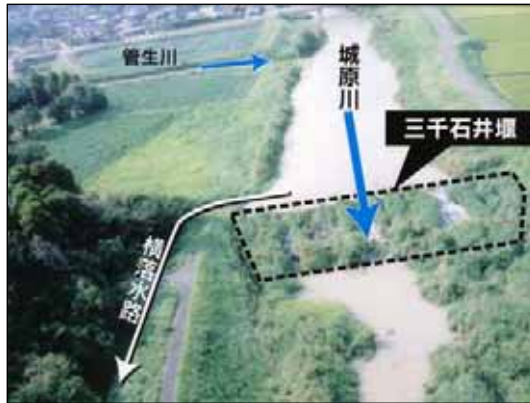
草堰



●三千石井堰と横落水路

三千石井堰さんぜんごくいせきと横落水路よこおちすいろは江戸時代に成富兵庫茂安なりとみひょうごしげやす※17によって築かれた取水のための施設であり、城原川より西側の水不足を補うため、三千石井堰で水を堰止めて取水し、横落水路により灌漑かんがいを行っています。

三千石井堰は自然の石を積み上げて作られており、その名前は農地の開発による農作物の増収高に由来しているとされています。



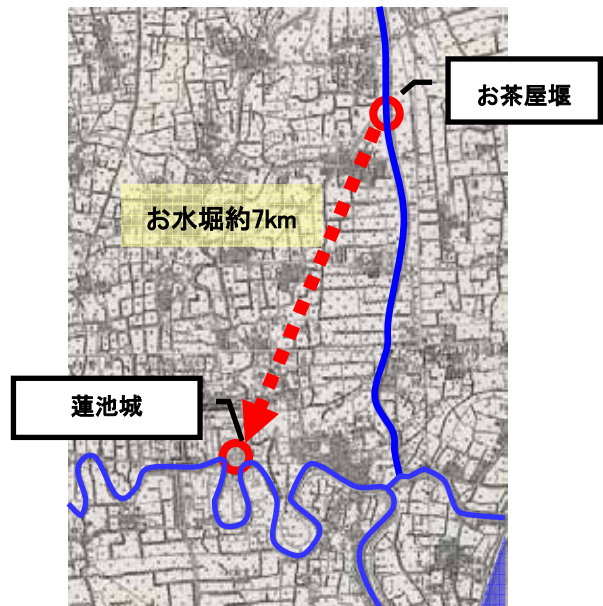
三千石井堰と横落水路

●お茶屋堰

お茶屋堰は江戸時代に城原川の良質な水を下流の蓮池城下へ引くために、現神埼市直鳥なほどりに作られた取水のための堰※13です。普段は有明海から上ってくる潮はこのお茶屋堰で止まりますが、大潮時には潮が堰を超え、新宿橋付近まで上ります。近年作られる堰には魚の移動ができるように魚道ぎょどう※36を付けること多くありますが、お茶屋堰には魚道がないため、大潮などで水位が上昇したとき以外は魚などの生物が自由に移動できない状態になっています。



お茶屋堰



お茶屋堰と蓮池城の位置

## 川と人との関わり(昔)

城原川は広大な穀倉地帯である佐賀平野の貴重な水源であるとともに、生活用水などとしても利用され、また子供たちにとっては格好の遊び場となっていました。このように、城原川はかつて地域の人々と深い関わりを持っていました。

### ●川遊び

城原川は昔、子供達の遊びや交流の場であり、小学校にプールができる昭和40年代までは、川で泳ぐ子供達の姿がみられました。



(出典；長崎街道)

### ●生活のなかでの川の利用

高度成長期前までは人々の生活と川は密着しており、川で洗濯をしたり米とぎなどが行われていました。また、川岸に生育していたヨシは焚きものとして利用されていました。



昭和33年頃の風景 洗濯と米とぎ

(出典；目で見える鳥栖・三養基・神埼の100年)

## 川と人との関わり(今)

高度成長期を過ぎ、川の改修工事や水道の普及、学校プールの整備などが進むにつれ城原川で遊ぶ子供たちや洗濯、米とぎなどをする人の姿が少なくなり、人々の川への関心が薄れてきました。

このようななかで、再び川への関心を高めてもらおうと、川を利用したイベントなどが行われています。

### ●リバーズクール（城原川親水公園）

水辺に近づくことのできる整備が行われている城原川親水公園を拠点として、子供達が川に親しむためのイベント「リバーズクール(城原川エンジョイクラブ主催)」が開催されています。また、「堀デーちよだ」の会場としても活用されています。



城原川親水公園

### ●堀デーちよだ

クリークや川をもっと身近に感じてもらい、自然を見つめ直してもらおうと、クリークで菱の実<sup>ひし</sup>※<sup>37</sup>とりに使われる「ハンギー」に乗ってレースを行う「堀デーちよだ」が毎年8月に開催されています。



(出典；「千代田」パンフレット)

堀デーちよだ



●吉野ヶ里菜の花マーチ

吉野ヶ里歴史公園をスタート・ゴールに、菜の花の咲き誇る城原川や佐賀平野の田園など、早春の佐賀路を歩くウォーキング大会です。



吉野ヶ里菜の花マーチ



(出典；平成18年度開催パンフレット)

吉野ヶ里菜の花マーチのコース図

●遊歩百選

全国100箇所の遊歩コースを選んだ「遊歩百選」のなかに城原川沿いの「弥生の里から水の郷コース」が選定されています。

<弥生の里から水の郷コース>

吉野ヶ里歴史公園や城原川、緑に恵まれた仁比山公園などの起伏に富んだ往復10kmのコースです。桜やコスモスを季節ごとに楽しみながら散策できます。



(出典；神埼 全国遊歩百選パンフレット)

弥生の里から水の郷コース図



# 3. 「城原川かわづくり」プラン

## (1) 「城原川かわづくり」プランの概要

### 1) 「城原川かわづくり」プランの目的

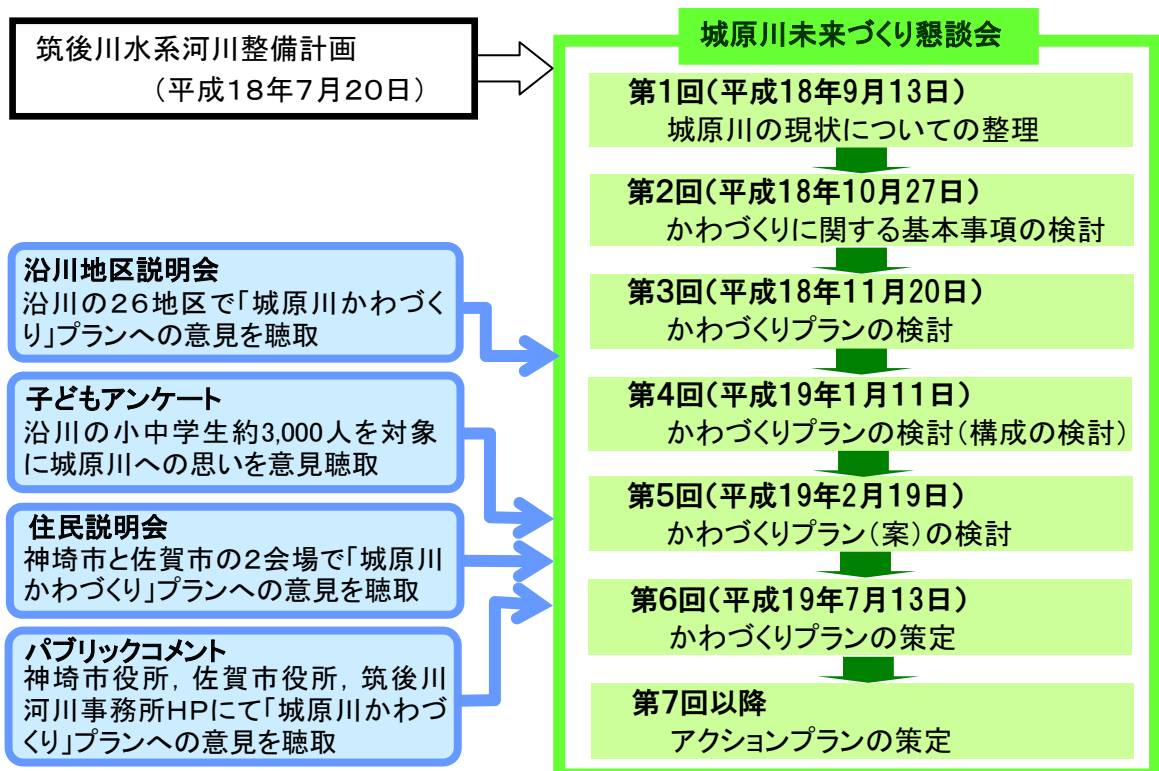
「城原川かわづくり」プランは城原川の洪水などに対する安全性を高めるとともに、地域の人々に親しまれる川となるよう、城原川の歴史や文化の継承、豊かな自然環境の保全、川の利用やまちづくりへの貢献などを目指し、今後の城原川の整備の方向性を示したものです。

### 2) 城原川未来づくり懇談会について

「城原川未来づくり懇談会」は城原川周辺の住民の代表と学識者の10名で構成され、今後の城原川のあり方について議論を行い、将来の城原川のかわづくりに関するプランを策定するために設立されたものです（懇談会の委員名簿は参考資料に示しています。）

### 3) 「城原川かわづくり」プラン策定の経緯

「城原川かわづくり」プランは「城原川未来づくり懇談会」での検討のほか、城原川沿川の26地区での地区説明会や神崎市と佐賀市で開催した住民説明会での意見などをもとに策定しました。



※アクションプランとは「城原川かわづくり」プランを具体的に進めるための行動計画のことです。

## 沿川地区説明会

「城原川かわづくり」プランについての地域のみなさんの意見を聴取することを目的に26会場で説明会を開催しました（延べ292人が参加）。

沿川地区説明会日程一覧表

	開催日	地区名		開催日	地区名
神崎市神埼町	12月18日	四丁目	神崎市千代田町	12月12日	黒津
		協和町		12月12日	下直鳥
		西小津ヶ里		12月13日	乙南里
	12月18日	小津ヶ里			新宿
	12月19日	永歌		大石	
	12月19日	大門		12月14日	嘉納
	12月20日	本告牟田			丙太田
		山田		12月14日	上直鳥
	12月21日	猪面		12月20日	用作
		利田			柴尾
		川寄			小森田
	12月21日	犬の目			
	12月22日	鶴西			
	12月22日	鶴田			
佐賀市	12月16日	蓮池			

## 4)対象範囲・ゾーン区分

### 対象範囲

「城原川かわづくり」プランの対象範囲は、城原川のうち国土交通省が管理する区間（直轄管理区間）である佐賀江川との合流点から9.1kmまでの区間とします。

- ・流域面積:64.4km<sup>2</sup>  
（山地:70%,平地:30%）
- ・幹川流路延長:31.9km
- ・流域内人口:約1万人  
（城原川流域委員会資料より）



城原川概要図

# ゾーン区分

城原川は <sup>みなもと</sup>源 の脊振山から佐賀平野を経て有明海に至るまでの間にさまざまな表情を見せてくれます。「城原川かわづくり」プランでは、対象範囲を川の姿や水利用、沿川の土地利用状況などをもとに3つのゾーン（区域）に分け、各ゾーンの特徴を活かした取り組みを提案するものとなりました。



■ **ゾーン3**：周辺に市街地が広がり、野越しとヨシ原が分布するゾーン  
 (6k600～9k100：神埼橋下流～<sup>ちよつかつかんりくかんじょうりゅうたん</sup>直轄管理区間上流端)

■ **ゾーン2**：草堰とヨシ原が分布するゾーン  
 (2k950～6k600：お茶屋堰～神埼橋下流)

■ **ゾーン1**：有明海の潮の影響を受けるゾーン  
 (0k000～2k950：佐賀江川合流点～お茶屋堰)

### ■ゾーン1：有明海の潮の影響を受けるゾーン（0k000～2k950：合流点～お茶屋堰）

#### <特徴>

- ・有明海の潮の影響を受ける区間であり、川底にはガタ土が溜まっています。川底の勾配は1/4,000程度と非常に緩やかです。
- ・高潮被害に対する不安があります。
- ・干潮時に現れる干潟にはハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の生物が生息しています。また、水際から河川敷にかけてはヨシ原が広がり、オオヨシキリやセッカなどの鳥類が巣作りをしています。
- ・古くからクリークを中心とする農業が営まれ、堤内には田園が広がっています。

#### <かわづくりの主な方向性>

- ・高潮被害に対する安全性の確保
- ・干潟やヨシ原などの自然環境の保全と再生
- ・田園風景と調和する河川整備

### ■ゾーン2：草堰とヨシ原が分布するゾーン（2k950～6k600：お茶屋堰～神埼橋下流）

#### <特徴>

- ・ゾーンの下流付近はお茶屋堰の湛水域たんすいいきであり、その上流には草堰が点在しています。
- ・川底の勾配は1/1,000程度と緩やかです。周辺の土地よりも川底が高い天井川てんじょうがわになっています。
- ・水際から河川敷にかけてツルヨシやオギが生育しています。また、オヤニラミやスナヤツメ、カマツカなどの魚が生息しています。
- ・お茶屋堰の上流には城原川親水公園が整備されており、リバースクールなどのイベントが開催されています。
- ・環濠集落かんごうしゅうらくが点在し、田園とクリークが織りなすのどかな風景が広がっています。

#### <かわづくりの主な方向性>

- ・堤防の拡幅、強化と川の断面の拡大
- ・豊かな自然環境の保全
- ・身近で親しめるかわづくりや川の利用促進に向けた取り組みの実施

### ■ゾーン3：周辺に市街地が広がり、野越しとヨシ原が分布するゾーン（6k600～9k100：神埼橋下流～直轄管理区間上流端）

#### <特徴>

- ・下流には草堰くさせき、上流には野越しのこが点在し、川底の勾配は1/1,000程度と緩やかです。
- ・水際から河川敷にかけてツルヨシやオギが生育し、オヤニラミやカゼトゲタナゴなどの魚が生息しています。
- ・周辺には神埼市の中心市街地が広がり、国道34号やJR長崎本線が通っています。かつては長崎街道かんざしやくの神埼宿があり、賑わいをみせていました。

#### <かわづくりの主な方向性>

- ・堤防の拡幅、強化と川の断面の拡大
- ・豊かな自然環境の保全
- ・川と人とを結び、地域交流の場となるかわづくりと川の利用促進に向けた取り組みの実施



## (2)「城原川かわづくり」プランのコンセプト

### 1)基本コンセプト

城原川の歴史や文化、現状と課題などを踏まえ、これからの城原川のかわづくりに向けた基本コンセプト（かわづくりの基本概念）を定めました。このコンセプトは度重なる水害から地域の安全を守るとともに、歴史ある水の文化を次世代に伝え、地域の人々と城原川とのつながりが再生されることを願ったものです。

#### 「城原川かわづくり」プランの基本コンセプト

#### 水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む

城原川はこれまでに幾多の水害をもたらし、今もなお洪水や高潮に対する安全性の向上が求められています。一方、城原川は古くから佐賀平野を潤し、農業用水や生活用水、遊び・学び・憩いの場として利用されてきましたが、近年の生活様式や社会構造の変化により、地域との係わりが希薄になってきています。

これからの城原川のかわづくりは、水害から水と暮らす歴史あるふるさとを守るとともに、人と川とのつながりを育むことを目指します。



## 2)コンセプトの柱

「城原川かわづくり」プランの基本コンセプト（かわづくりの基本概念）を実現するため、洪水に対する安全性の向上、豊かな自然環境や河川景観の保全と再生、地域の人々と川とのつながりの再生に向けた3つの柱を定めました。この3つの柱を軸として、城原川のこれからのかわづくりを進めます。

### 「城原川かわづくり」プランの基本コンセプト

水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む

#### コンセプトの3つの柱

##### ①安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上

洪水に対する安全性を確保する基盤づくりを進めるとともに、地域を含めた総合的な防災力を向上させる川づくりを目指します。



##### ②自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

瀬や淵、干潟環境からなる生態系と草堰やヨシ原が織りなす川の風景を保全・再生する川づくりを目指します。



##### ③ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生

昔、川は人が集う場であり地域交流の場でした。歴史ある水の文化を次世代に伝え人と川とのつながりを再生し、人々に親しまれる川づくりを目指します。



### 3)かわづくりの考え方

#### ①安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上

- 川の断面拡大や堤防強化などの洪水対策を進め、沿川に暮らす人々の安全を確保する。
- 地域の人々と自治体、河川管理者などが連携・協働し、洪水に対して安全な地域づくりを進める。

城原川は昭和24年や28年に大規模な洪水被害を受け、これをきっかけに実施された災害助成事業（P9参照）による河川改修が完了して以来、大きな洪水被害はないものの、近年、集中豪雨の影響を受けてはん濫注意水位<sup>らんぼつ</sup>\*2<sup>2</sup>を越すほどの洪水が頻発するなど、現在でも洪水に対して安全であるとは言いがたい状況にあります。

そのため、城原川のかわづくりはまず第一に洪水や高潮に対して安全な川にすることが重要です。

城原川を含む筑後川水系<sup>すいけい</sup>\*2<sup>3</sup>の国土交通省が管理する区間（直轄管理区間）は、平成18年7月20日に河川整備計画（P12参照）が策定されました。城原川についても、今後この河川整備計画にもとづいて川の断面の拡大や、洪水の流れを妨げているお茶屋堰や夫婦井樋橋の改築などが実施されます。さらに城原川の堤防は災害助成事業により短期間で造られており、堤防がどのような土で造られているのか十分に把握されていなかったため、洪水の際に堤防から漏水する不安があります。このため、堤防の土を調査して安全性を確認し、必要に応じて堤防を強化することが必要です。

また、日常的な河川の巡視や堤防・護岸の点検など河川の管理を適切に行うことで、流路の維持や堤防の安全性を保つことが重要であるとともに、万が一、洪水や高潮によって堤防からの漏水や護岸の破壊などが生じた場合には、迅速に復旧し、地域の安全を速やかに回復することが必要です。

城原川には地域を洪水の被害から守るために江戸時代につくられた野越し（P7参照）が現存しています。河川整備計画では城原川の整備目標流量 $330\text{ m}^3/\text{s}$ （P12参照）を安全に流すために必要な堤防のかさ上げが計画されていますが、実施にあたっては現存する野越しが防災上どのような機能を持っているか、周辺の土地の使われ方がどのように変化したかなどを十分に調査・検討したうえで、地域全体の合意形成を図ることが重要です。

洪水対策は長期間にわたって段階的に実施されるものです。このため、対策の途上段階で洪水が発生したり、あるいは対策が完了した後でも想定していた規模以上の洪水が発生する可能性は否定できません。このような洪水が発生した場合の対応を川の断面の拡大や堤防の強化のみで行うのではなく、まちづくりや都市計画と併せた対策を実施し、総合的に洪水に対して安全な地域にしていくことも重要です。例えば、堤防に沿って南北に通る防災用の道路を造ることによって、災害時に沿川の住民の避難路や救援物資の輸送路として利用できるとともに、東西を横切る主要道路と交差する箇所を一時的な避難場所として利用するなど、地域の安全性を高めることができると考えられます。

また、川や道路での工事を伴うような対策だけではなく、洪水が発生した場合に地域の人々が安全に避難できるような体制や、災害時に避難する際の判断材料となる雨の強さや川の水位などの情報を一般の方でも正確に知ることができるような仕組みづくりも必要です。

これらの対策を進めるためには、沿川の地域全体で洪水による被害を最小限に抑える力（地域防災力）を向上させていくという観点から、地域の人々や関係自治体、河川管理者などが連携・協働して取り組むことが重要です。



昭和28年洪水直後の神埼橋

(出典；神埼市役所資料)



## ②自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

- 川の断面拡大などの洪水対策を進める際には、豊かな自然環境や景観との調和を図るとともに、生物の良好な生息・生育空間を保全・再生する。
- 城原川とその周辺の環濠集落やクリークなどを含めた地域全体の生物の生息・生育場や水環境の改善に取り組み、地域一帯の自然環境を保全・再生する。
- 地域の人々の環境への関心を高め、地域全体できれいな城原川を目指した取り組みを進める。

城原川の自然環境はお茶屋堰（P 2 4 参照）の下流と上流で特徴が大きく異なっています。お茶屋堰より下流では、有明海の潮の影響を受けて川底にガタ土<sup>※7</sup>が溜まっており、ハゼクチやハラグクレチゴガニなど（P 1 6 参照）の有明海特有の貴重な生物が生息しています。お茶屋堰より上流には草堰（P 2 3 参照）による湛水<sup>※15</sup>区間が連続し、ツルヨシ、オギなどの抽水植物<sup>※16</sup>が茂り、オヤニラミ（P 1 8 参照）などの貴重な魚が生息することができる環境が残されており、穏やかな風景が広がっています。

城原川のかわづくりではさまざまな生物が生息している現在の自然環境を保つことが重要になります。そのため、川の中を掘るなどの洪水対策を行うときにはできるだけ影響が少なくなるような工法を採用するなど、自然環境との調和を図ることが必要です。

そのためには、城原川の自然環境を継続的に調査し、環境の変化や洪水対策の影響を把握することも重要になってきます。

また、川の中の環境だけではなく、城原川と水路でつながっている環濠集落<sup>※9</sup>やクリークなどを含め、地域全体で生物の生息・生育場を保全する考え方により、沿川の地域一帯の豊かな環境を保つことが重要です。

城原川の水質は調査によると良好な状態にあると言えますが、よりきれいな水を望む声が挙がっています。また、ゴミの投棄・ポイ捨てなどが見られ、地域のボランティアによる清掃活動なども実施されています。そのほか、古くから多くの箇所草堰によって川の水を取り入れ、周辺の水路に流していますが、城原川は天井川<sup>※5</sup>であり、普段の水の量が決して多くはないため、状況によっては水を取ることができなくなることもあります。

きれいな水を保ち、ゴミのない城原川にするためには地域全体で問題に取り組むことが重要です。例えば、沿川の地域から川に入り込んだり不法投棄されるゴミをその発生源から減らしたりすることにより、城原川がきれいになります。そのためには、地域の人々が城原川に親しみを持ち、日常生活の中で城原川を大切に汚さないという意識が持てるようにすることが重要です。

しかし、現在の城原川は気軽に川の中や水辺に近づき、川と触れあえるような状態にはなっていません。地域の人々が城原川に親しみ、接する機会や目にする機会を増やし、地域の人々からの関心が高く、目の行き届いた川にしていくことも必要です。川やその周辺の清掃活動や堤防の除草などを沿川の住民と河川管理者が連携・協働して実施する方策を検討することも考えられます。



豊かな自然環境の残る城原川

### ③ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生

- 豊かな自然環境を活かし、地域のひとびとが川に親しめる整備を行うとともに、城原川を訪れる人が増え、川への関心や理解が高まるための仕組みを作る。
- 上流から下流までが一体となって水利用のあり方について望ましい姿を検討する。
- 地域のひとびとと関係自治体、河川管理者が対話を重ねることにより、魅力ある地域づくり・かわづくりを実現する。

現在の城原川は豊かな自然環境と穏やかな野の川の風景が広がっているものの、ガタ土<sup>※7</sup>が溜まっていたり、堤防や河川敷の植物が背高く生い茂っており、気軽に水辺に近づくことができません。水辺に近づけるように堤防の斜面に階段が造られている箇所もありますが、十分に活用されているとは言えません。

西側の堤防上は歩行者・自転車道路になっていることもあり、散策やジョギング、通勤・通学路としての利用が多く見られます。かつての城原川では子どもたちが水遊びをする姿が頻繁<sup>ひんぱん</sup>に見られたそうですが、現在の川の利用は城原川親水公園（P 26 参照）でイベントが開催されている程度です。これは洪水対策が進められたことによって、城原川に限らず全国の川が水遊びをする環境でなくなってきたことでもあります。社会情勢の変化により、川で遊ぶことが危険であるという意識が人々に浸透していることもあると考えられます。

城原川に対して地域の人々が望むものは、まず「洪水に対して安全な川にして欲しい」ということであり、水辺に近づけることや水遊びができることなど、川に親しむための整備に関する具体的な要望が挙がってくるには至っていません。しかし、潜在的にはこのような整備が求められているものと考えられます。これは沿川地区説明会（P 28 参照）で実施したアンケートの結果で「子どもたちが自然体験できる城原川」を望む声が少なからずあったことから読み取れます。

城原川が地域の人々に親しめる川となるためには、安全に利用できるような整備を行うことが前提となるものの、人々が城原川で遊びたい、行きたいと感じられるようにすることが重要です。そのためには、川の中や堤防に施設を整備するだけでなく、城原川の自然を安全に体験できるイベントを実施することなどによって、地域の人々が城原川を訪れる機会を積極的につくっていくことも必要と考えられます。さらに、現在、利用が多い散策やジョギングをする際にも、城原川の豊かな自然や美しい風景を感じられるようにするとともに、城原川への理解も深まるようになることが望まれます。

城原川の水は農業用水として利用されており、その多くは草堰くさせき（P 2 3 参照）によって取り入れられていました。以前は草堰やその水の取り入れ口である樋管ひかんの運用や構造について厳格に管理されていましたが、近年では管理に対して関心が低くなっている地域が見受けられます。

城原川は天井川てんじょうがわ\*5であり、上流で水を取りすぎると下流の水が少なくなるため、水が漏れやすい草堰を造ることで取る水の量を調整し、地域全体が水に困らないよう工夫してきた歴史があります。しかし昨今では草堰を石で固めたりすることによって、下流への影響を省みず確実に取水できるようにするなど、水利用の秩序が乱れつつあるようです。

このため城原川の水量など問題点を理解し、地域が一体となって河川環境を維持するために今後どのようにしていくべきか議論していくことが必要です。

城原川の水利用に関しては、上流から下流まで全体の問題点を理解し、地域が一体となって今後どのようにしていくべきか議論していくことが必要です。かつて、城原川は日常のさまざまな場面で生活に関わりのある川でしたが、時代とともに人と川とのつながりが薄れてきました。現在、自治体、取水者、河川管理者から構成される城原川水利用懇談会において洪水に対する安全性を向上させつつ河川からの取水を適正に管理するための議論が行われています。今後も沿川の住民と関係自治体、河川管理者が連携・協働れんけいのもとで、住民自らも城原川について考え、行動することを通じて、より良い川づくりの実現を図らなければなりません





### (3)かわづくりメニュー

城原川の基本コンセプト（かわづくりの基本概念<sup>がいねん</sup>）やその実現に向けた3つの柱をもとに、以下のかわづくりメニューを提案します。

水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む
<b>①安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上</b>
1) 流下能力の向上 2) 堤防の強化 3) 地域防災力の向上 4) まちづくりと一体となった防災対策
<b>②自然豊かで多様な生物の生息空間の保全</b>
5) 多自然川づくり 6) 魚道 <sup>ぎょどう</sup> の設置 7) 環濠 <sup>かんごう</sup> 集落 <sup>しゅうらく</sup> やクリークとのネットワーク構築
<b>③ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生</b>
8) 水辺の立ち寄りスポットの整備 9) 親水拠点の整備 10) 地域交流の場の整備 11) 並木の整備 12) 城原川に関する情報の発信 13) リバーズクールの実施 14) 地域と連携 <sup>れんけい</sup> した協働 <sup>きょうどう</sup> による管理

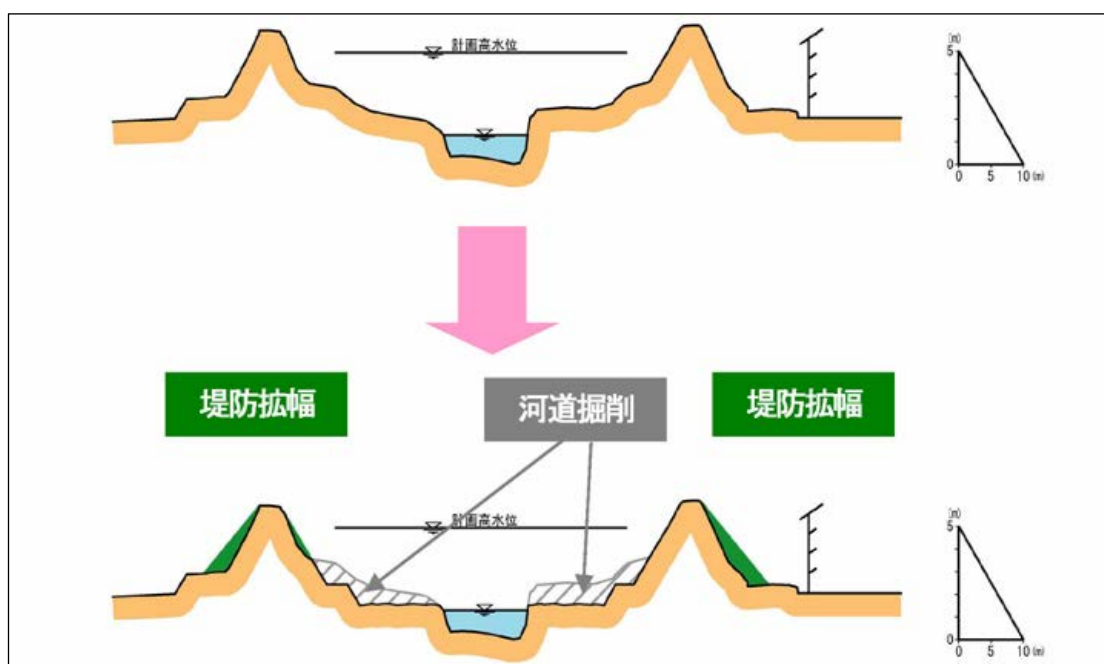
## ①安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上

### 1) 流下能力の向上(ゾーン1～3)

城原川では昭和24～37年の災害助成事業さいがいじよせいじぎょう（P9参照）により川幅が3倍程度に広げられて以来、大きな洪水被害は発生していませんが、近年でもはん濫注意水位はんらんちゅういすい\*22を超えるような洪水が頻発しています。このため、洪水や高潮に対する不安がなく、安心して暮らすことのできる地域となるよう、川の断面の拡大（河道掘削）や堤防の強化（築堤）、洪水の流れを妨げているお茶屋堰（P24参照）や夫婦井樋橋の改築などによって、整備目標流量330m<sup>3</sup>/s（P12参照）を安全に流すことができるような整備（流下能力の向上）を進める必要があります。

野越し（P7）については、近年、野越し周辺の宅地化が進んでおり、大洪水が発生した場合に家屋が浸水する恐れがあることから、下流区間で整備目標流量を安全に流すことのできる整備を行った上で、野越しのある区間でも整備目標流量を安全に流すことのできる高さまでかさ上げする必要があります。それ以上のかさ上げについては、野越しの超過洪水ちやうかこうすい\*38対策としての効果を調査・検討し、周辺の土地の使われ方の変化などを考え合わせて、地域の住民や関係機関と十分に議論を重ねた上で判断する必要があります。

川の断面を拡大する際には、ゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）については干潟の保全によって有明海特有の生物を保全し、ゾーン2～3（お茶屋堰～直轄管理区間上流端）については水際の抽水植物ちゅうすいしょくぶつ\*16やオヤニラミ（P18参照）などの貴重な魚類などの生息・生育場を保全する必要があります。



代表横断面図（5k000 付近）

（出典；筑後川水系河川整備計画）

## 2)堤防の強化(ゾーン1~3)

城原川の堤防は災害助成事業（P 9 参照）により短期間で造られており、現在、堤防からの漏水が各地で発生しています。これまでは堤防がどのような土でできているのか十分には把握されていませんでしたが、平成18年度に入って堤防の土の調査と漏水に対する安全性の検討が行われており、年度末には結果が出されることになっています。城原川は天井川<sup>てんじょうがわ</sup>\*5であることや周辺の市街地化が進んでいることなどから、堤防の安全性の確保は最重要課題であり、検討の結果をもとに安全性が不足している箇所については早急に堤防の強化を実施する必要があります。

## 3)地域防災力の向上(ゾーン1~3)

流下能力の向上や堤防の強化など、工事を伴う洪水対策は長期間にわたって段階的に施工されることから、対策が完了するまでの間の洪水や、対策が完了した後でも想定を超える大規模な洪水が発生する可能性があります。また、城原川では災害助成事業（P 9 参照）が完了した昭和37年以降、大規模な水害に見舞われていないことから、地域の住民や自治体の水害に対する意識や避難・水防活動により洪水被害を最小限に抑える力（地域防災力）が低下していると考えられます。

このため、工事を伴うような洪水対策と並行して、地域の住民や佐賀県、神崎市、佐賀市などの関係機関、河川管理者である国土交通省が連携して災害に関する情報提供や水防・避難体制を強化し、地域の防災力の向上に努める必要があります。

### ○水防警報や洪水予報等の迅速な発令

洪水または高潮によって災害が発生する恐れのあるとき、国土交通省が水防警報や洪水警報、避難判断水位などに関する情報を佐賀県等の関係機関に対して迅速に発令する。

### ○水防体制の強化に向けた関係機関との連携

水防資材の備蓄、水防工法の伝承や開発、水防訓練などを地域住民と国土交通省や神崎市、佐賀市などの関係機関が協力して実施し、水防体制を強化する。

### ○分かりやすい防災情報の提供

地域の住民や関係自治体の避難・水防活動時の判断や行動に役立つよう、国土交通省などが浸水予想区域図や雨量、水位、画像情報などをインターネットや携帯端末などを活用して分かりやすくリアルタイムに提供するための情報整備や体制づくりを進める。

### 地域防災力の向上策の例

## 4)まちづくりと一体となった防災対策(ゾーン1～3)

流下能力の向上や堤防の強化などの工事を伴う洪水対策や地域の防災力を向上させると同時に、まちづくりの計画と一体となって広域的な視点に立った防災対策を進めることが有効です。

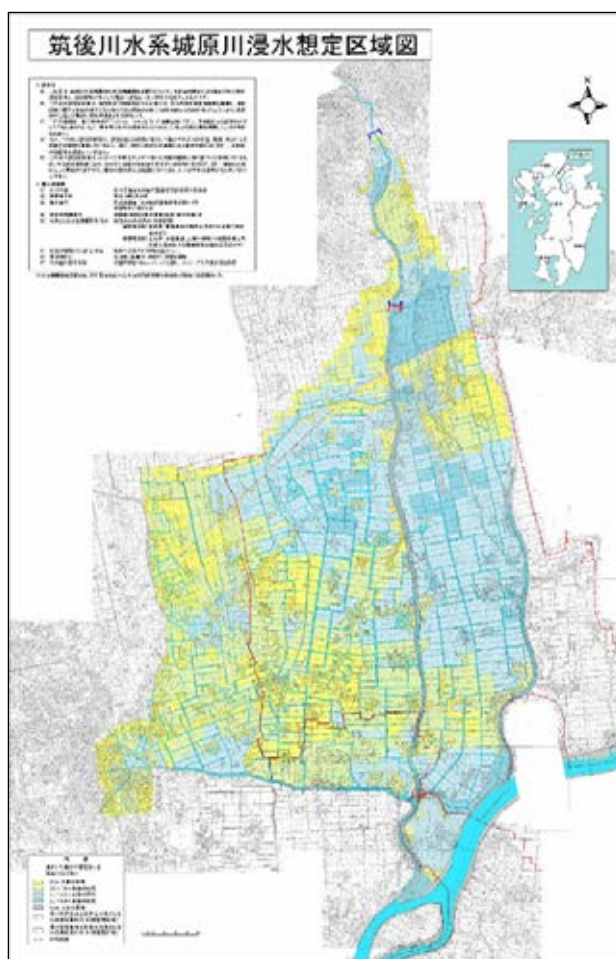
これには、平成18年6月に城原川の<sup>しんすいそうていくいきず</sup>浸水想定区域図<sup>※39</sup>が公表されたことを踏まえ、堤防に沿った南北方向に防災用の道路を整備することが考えられます。

城原川の浸水想定区域図によると、城原川の<sup>りゅういき</sup>流域<sup>※2</sup>で150年に1回程度起こるような大雨が降ると、沿川は1～2m程度の深さで浸水すると予想されています。そのときには電気や水道などが寸断されるばかりでなく、住民の生命が危機に瀕するような事態に陥ることが予想されます。

今後、堤防に沿って防災用の道路を整備することにより、沿川住民の安全な地区への避難や被災者の円滑な誘導、緊急物資の輸送が可能となり、また東西の主要道路と防災用の道路が交差する箇所に広場を整備することで、災害時の避難住民の中継場所にもなります。

このように、河川管理者と佐賀県、神崎市、佐賀市が各自治体の地域防災計画と連携し、防災用道路や河川防災ステーション<sup>※40</sup>などの整備を進める必要があります。

そのほか、<sup>の</sup>野越し（P7参照）については野越し周辺のまちづくりの計画を考慮した上で<sup>ちょうかこうずい</sup>超過洪水<sup>※38</sup>対策としての活用などを今後議論していく必要があります。



城原川浸水想定区域図

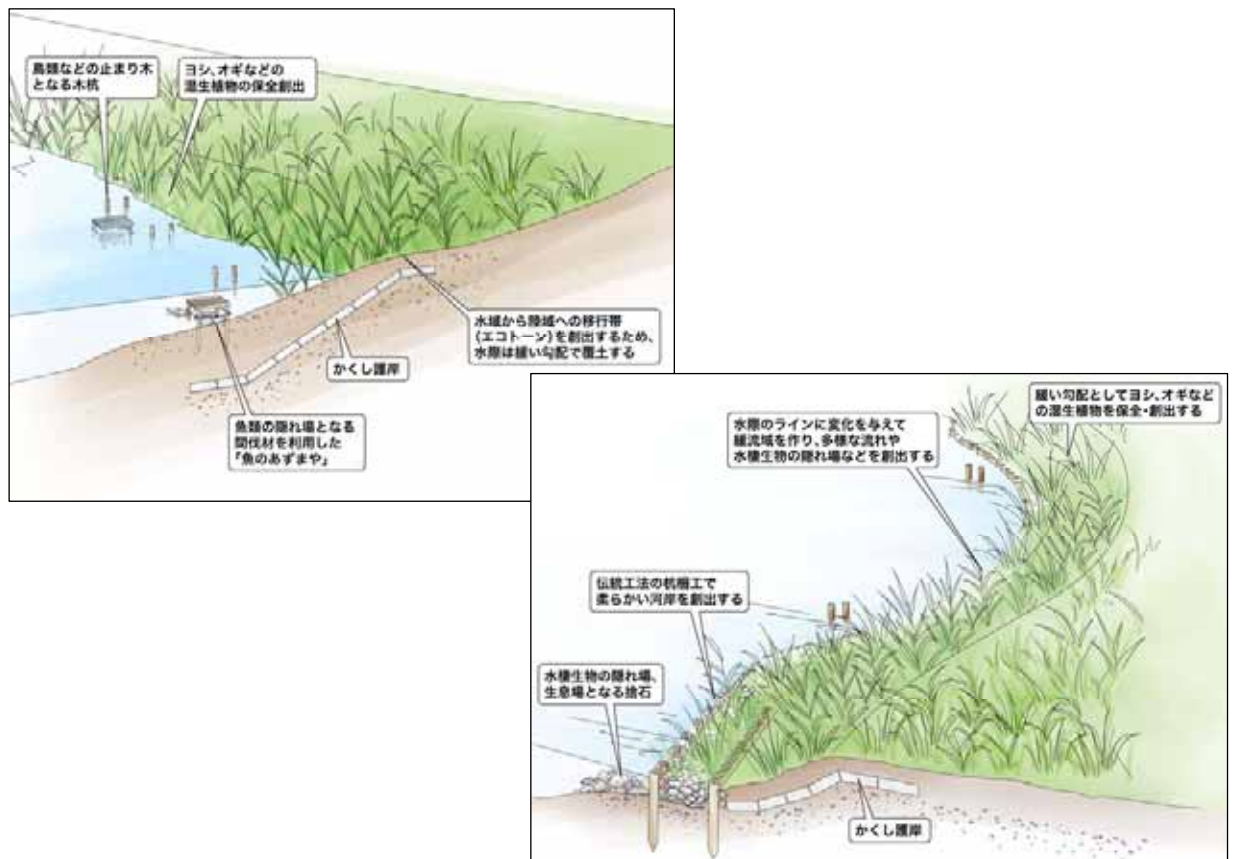


## ②自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

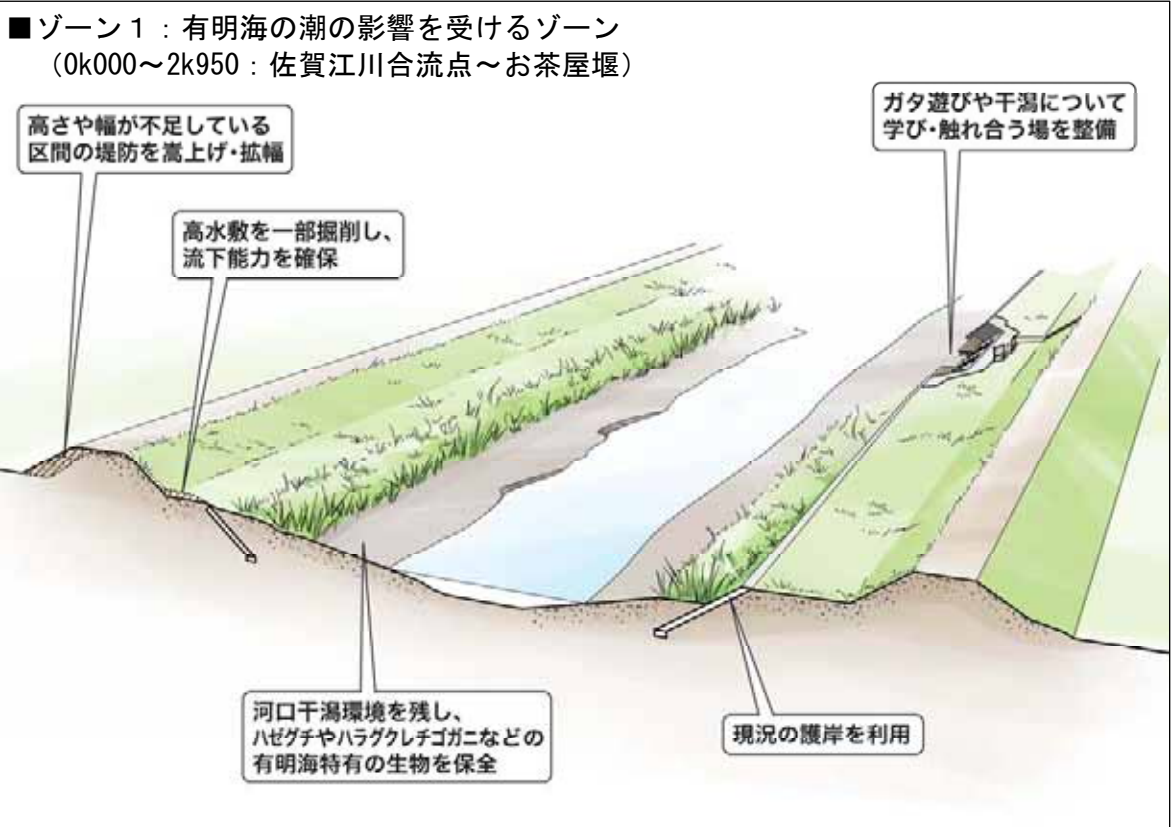
### 5)多自然川づくり(ゾーン1～3)

有明海の潮の影響を受けるゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）には干潟に生息するハゼクチやハラグクレチゴガニ、水際のヨシに巣を造るオオヨシキリなどの生物がみられます（P 16 参照）。ゾーン2～3（お茶屋堰～直轄管理区間上流端）には水際のツルヨシやオギ、そこを生息・産卵場とするオヤニラミなどの貴重な魚がみられ（P 18 参照）、また、点在する草堰（P 23 参照）とヨシ原の織りなすやわらかな風景は野の川をイメージする城原川の原風景となっています。

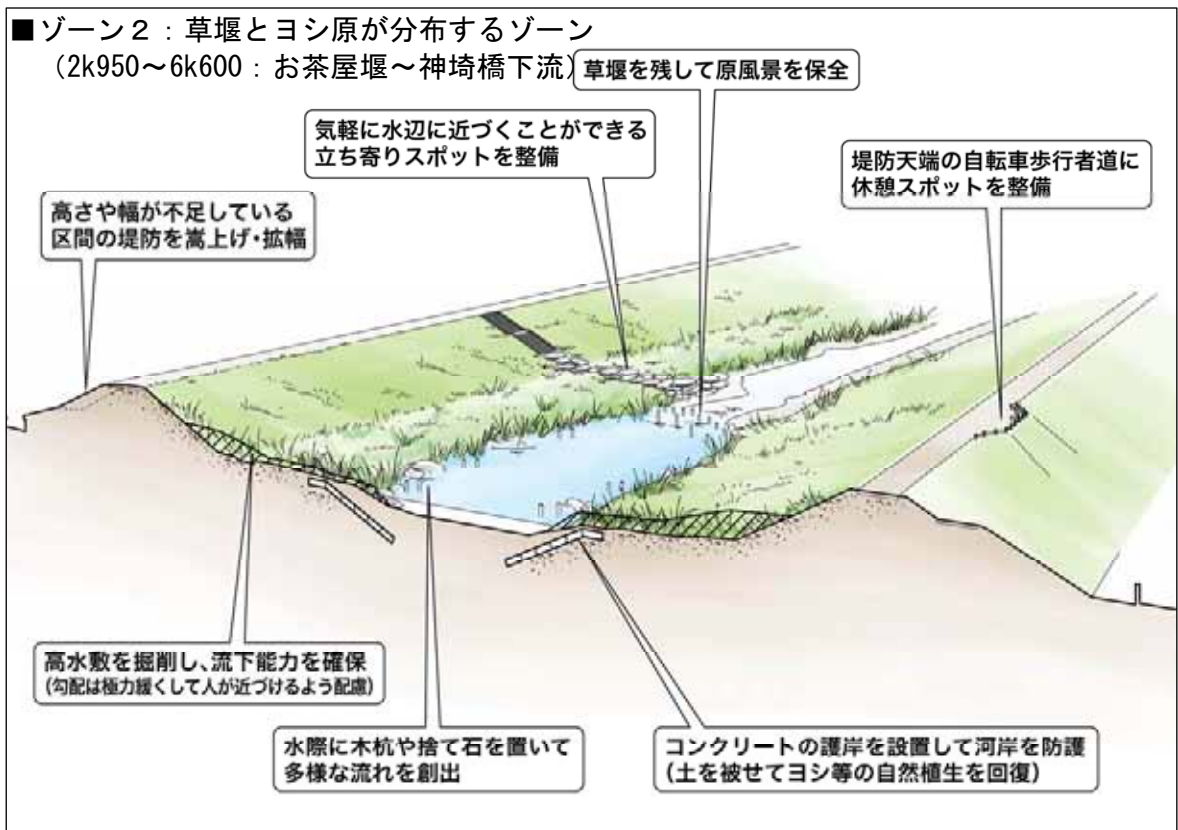
洪水対策として川の断面の拡大（河道掘削）や護岸を整備する際には、これらの豊かな自然環境や城原川の風景に配慮し、干潟の保全やかくし護岸<sup>※41</sup>、杭柵工<sup>※42</sup>などの伝統的河川工法を用い、良好な動植物の生息・生育環境や河川景観を保全する必要があります。また、河川の水量の確保や水質の向上、ゴミ投棄の防止や清掃活動などに地域の住民と河川管理者が連携・協働して取り組む必要があります。



護岸の整備イメージ

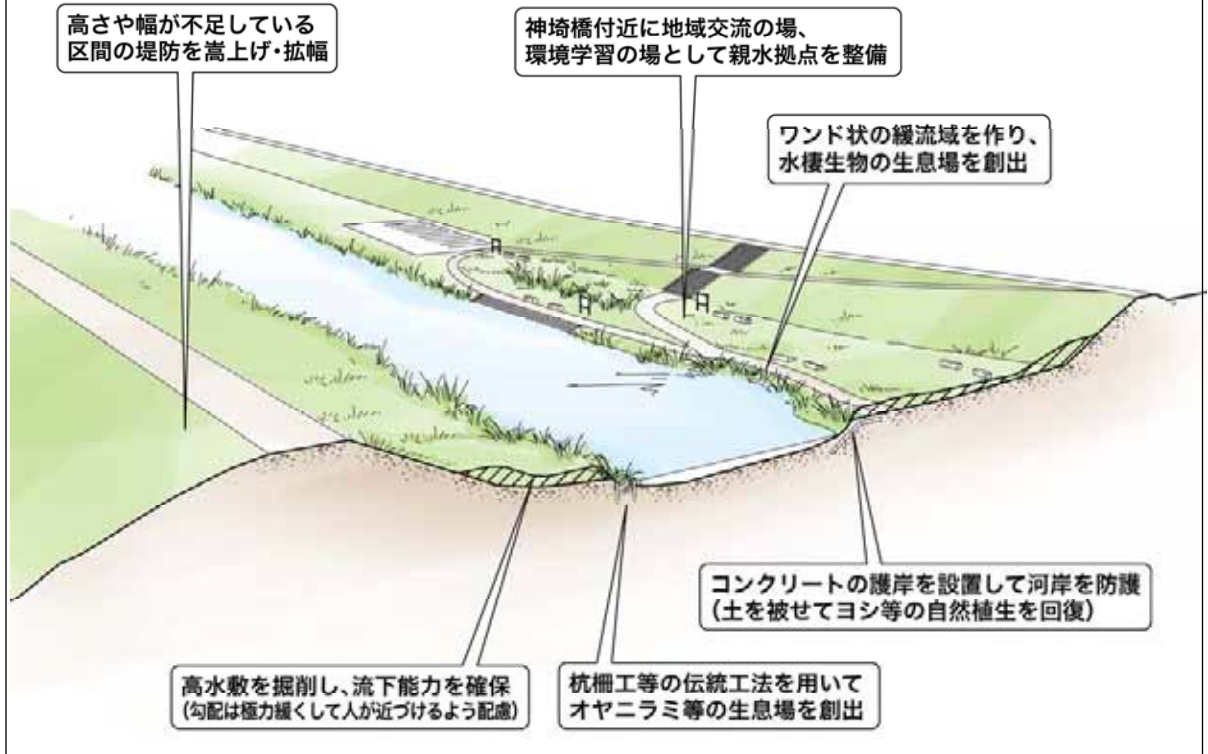


ゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）の整備イメージ



ゾーン2（お茶屋堰～神埼橋下流）の整備イメージ

■ゾーン3：周辺に市街地が広がり、野越しとヨシ原が分布するゾーン  
(6k600～9k100：神埼橋下流～直轄管理区間上流端)



ゾーン3（神埼橋下流～直轄管理区間上流端）の整備イメージ

## 6)魚道の設置(ゾーン1)

お茶屋堰（P 2 4 参照）はコンクリートの壁で造られた隙間の少ない堰<sup>※1 3</sup>であるため、大潮などで水位が上昇したとき以外は魚の行き来が出来ないのではないかと考えられます。お茶屋堰は洪水の流れを妨げているために可動堰<sup>※4 3</sup>への改築が計画されており、改築する際には周辺の魚の種類や生態について調査した上で魚道<sup>※3 6</sup>を設置することを検討し、有明海から上流域までの川の連続性（魚などの水生生物の移動経路）を確保することが望まれます。



お茶屋堰

## 7)環濠集落やクリークとのネットワーク構築(ゾーン1～2)

いろいろな種類やたくさんの生物が生息できる環境をつくるには、点在している生物の生息場を生物が自由に移動できるよう広域的につなげることが有効とされており、これをエコロジカルネットワーク<sup>※4 4</sup>と呼んでいます。城原川では川の環境を保全するとともに、ゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）やゾーン2（お茶屋堰～神埼橋下流）付近の環濠集落<sup>※9</sup>やクリークとのエコロジカルネットワークをつくり、水生生物や鳥類などの生息場を広げることが考えられます。そのほか、地域全体で川やクリークなどの水質改善へ取り組むとともに、横武クリーク公園などと連携して周辺一帯が地域の憩いの場・歴史に触れる場となる環境整備などを提案します。



横武クリーク公園

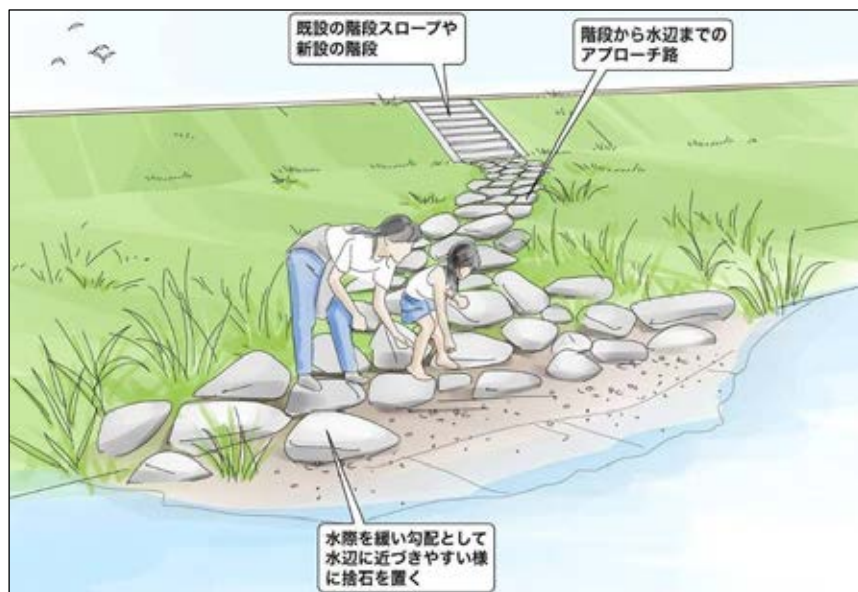


### ③ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生

#### 8)水辺の立ち寄りスポットの整備(ゾーン2～3)

城原川では災害助成事業（P 9 参照）による川幅の拡幅や堤防、護岸の整備などが進められた結果、かつてのような洪水被害は少なくなりました。しかしながら、それとともに高い堤防や河川敷に生い茂った植物、勾配の急な護岸などに阻まれて水辺に近づけなくなっており、かつてのような子供たちの川遊びや生活の中での川の利用が少なくなっています。

そこで、かつてのように地域の人たちが川を身近に感じ、気軽に近づくことができるよう、ゾーン2（お茶屋堰～神埼橋下流）～ゾーン3（神埼橋下流～直轄管理区間上流端）などに堤防の階段や坂路、河川敷から川岸にかけての散策路（アプローチ路）、緩い勾配や階段状の護岸による水辺の立ち寄りスポット（水辺の立ち寄り場）の整備を提案します。整備にあたってはヨシや草堰（P 2 3 参照）に代表される城原川の風景に溶け込むとともに、ユニバーサルデザイン※<sup>45</sup>の考え方にもとづき、幅広い世代が安全に利用できるよう配慮することが望まれます。



水辺の立ち寄りスポットの整備イメージ



かつての城原川の風景

(出典；長崎街道)



川での洗濯と米とぎ

(出典；目で見える鳥栖・三養基・神埼の100年)

## 9)親水拠点の整備(ゾーン1～3)

川と人との関わりが希薄になってきている一方で、住民団体や自治体と連携し、川での自然体験活動などを行うリバーツーリズムや、小中学校の総合的な学習の時間などでの川の利用など、川を拠点とした地域活動が活発に行われています。

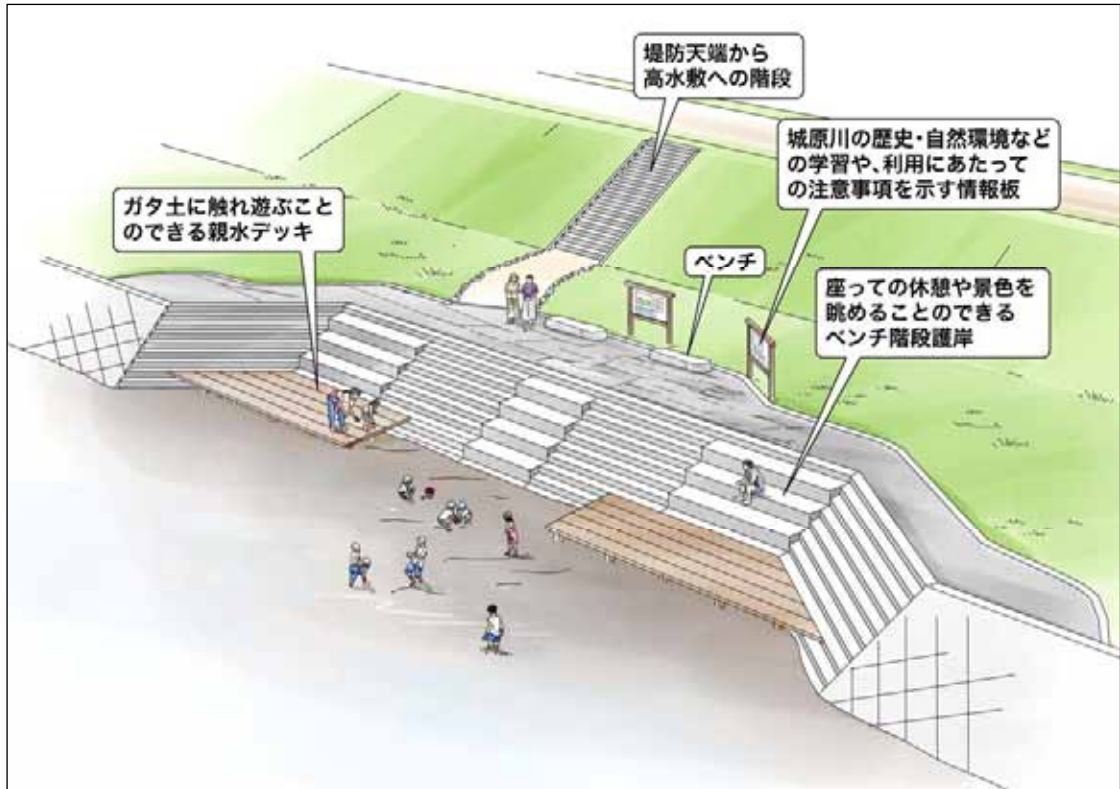
城原川では現在、お茶屋堰（P 2 4 参照）の上流に整備されている城原川親水公園を拠点として、カヌー体験などを行うリバーズクールが開催されています（P 2 6 参照）。そこで、ゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）やゾーン3（神埼橋下流～直轄管理区間上流端）においても子供たちを含む地域の人々の自然体験や環境学習、川と親しむ場となるような親水拠点の整備を提案します。

ゾーン1ではこの区間の特徴であるガタ土<sup>\*7</sup>を活かし、子供たちが安全に泥んこ遊びなどを行い、干潟について学び、触れ合う場を提案します。ゾーン3では神埼市の市街部に近く、またかつて子供達がよく遊んでいた神埼橋の下流付近に自然観察や環境学習の場となる河川敷広場などを提案します。

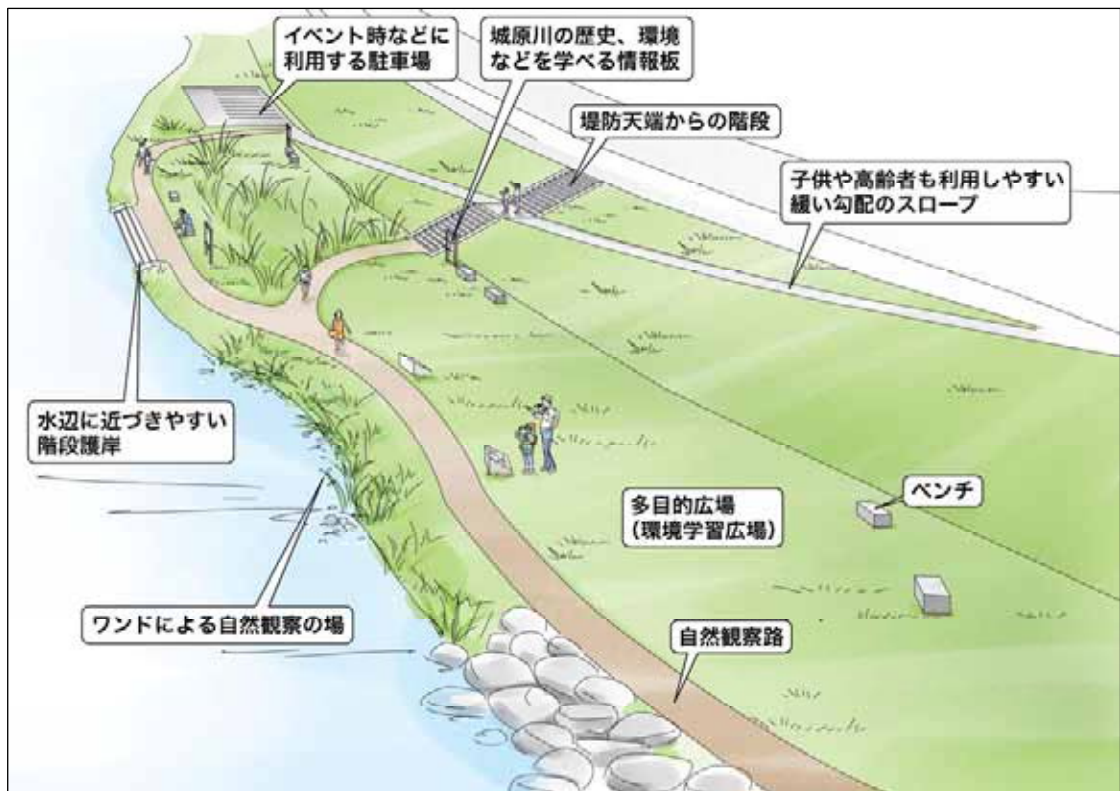
より具体的な検討を行う際には、地域の要望に合った親しみのある施設となるよう、地元懇談会などを開催して地域の住民や自治体の意見を集めるとともに、幅広い世代が安全に利用できるための配慮や、城原川の風景に溶け込むデザインなどを検討することが望まれます。



城原川親水公園（ゾーン2）とリバースクールの状況



親水拠点（ゾーン1）の整備イメージ



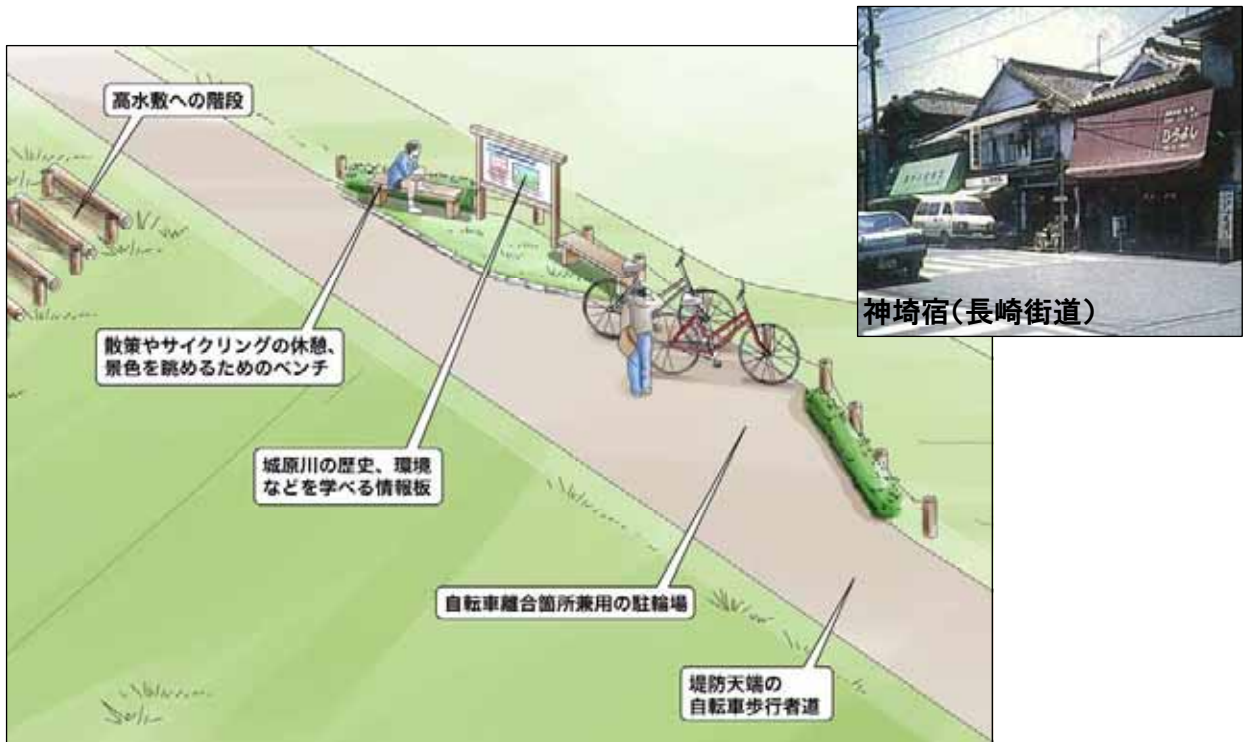
親水拠点（ゾーン3）の整備イメージ



## 10)地域交流の場の整備(ゾーン1～3)

かつて城原川は子供たちの格好の遊び場であり、昭和40年代までは川で泳ぐ子供たちの姿が見られました。大人も洗濯や米とぎなど生活の中で川を利用し、地域交流の場として活用していました。また、江戸時代に整えられた神埼橋下流付近を横断する長崎街道は人や物、文化を運ぶ道であり、その宿場町である神埼宿<sup>かんざきしゆく</sup>は他の地域との結びつきの場でもありました。

このように、かつて人が集い、交流の場であった城原川を地域交流の場として位置付け、現在、自転車歩行者道となっている西側の堤防上に休憩スポット（休憩場）などを設け、水辺の立ち寄りスポットとあわせて旧神埼町と旧千代田町を結ぶ地域交流の場や、城原川の風景を眺めながら散策や休憩、歴史や自然環境などを学べる場として整備することを提案します。

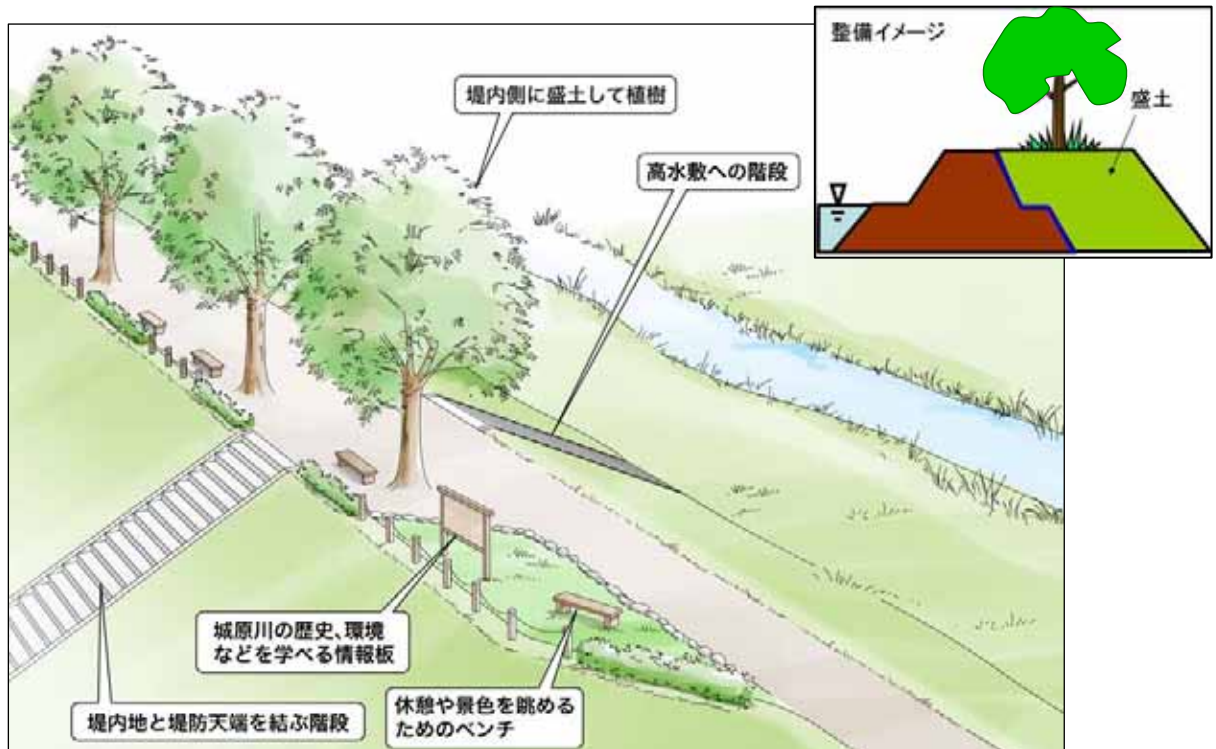


地域交流の場（休憩スポット）の整備イメージ



## 11)並木の整備(ゾーン1~3)

かつて城原川には神埼地方の一大産物であったロウの原料となるハゼノキや堤防強化のために植えられていた桜並木などが四季折々の美しい風景をつくり、人々の憩いの場となっていました。このような城原川の美しい昔の風景を再現し、地域の憩い・交流の場を創出するために堤防に盛土を行い、植樹や休憩施設などを設けた植樹帯の整備を提案します。



植樹帯の整備イメージ

## 12)城原川に関する情報の発信(ゾーン1～3)

城原川には草堰くさせき（P 2 3 参照）や野越しのこ（P 7 参照）、三千石井堰さんぜんごくいせき（P 2 4 参照）などの歴史的な治水・利水施設や、オヤニラミやハラグクレチゴガニなど（P 1 6～1 8 参照）の貴重な生物が生息する自然環境が残されており、これらを次世代に伝えていくことが望まれています。また、近年希薄になっている地域の住民と川との関係を取り戻すとともに、水害に対する地域の防災力を向上させるためには、河川管理者などが日常的に川に関する情報を地域の住民や関係自治体に提供し、共有していくことが必要とされています。

このため、新たに整備する地域交流の場や親水拠点、既存の施設（城原川親水公園等）などの主要な地点に城原川に関する歴史・文化・自然環境や川での地域活動の状況、防災情報などについて学び、触れ合うことができる学習情報板を設けることを提案します。また、既存の掲示板ひでけ（日出来橋付近などの2箇所）を積極的に活用し、継続的に情報の掲示を行っていくことも必要です。

そのほか、筑後川河川事務所のホームページや地域の広報誌などを用いた情報提供や、佐賀江川合流点付近もろどみの諸富出張所を城原川に関する情報発信、学習支援、地域交流の場として活用することを提案します。



学習情報板の例

### 13)リバーズクールの実施(ゾーン1～3)

身近な自然空間である城原川への関心を高め、子供たちの環境学習や情操教育などの場として活用するため、城原川親水公園（P 2 6 参照）や新たに整備する親水拠点を活用した自然体験への取り組みを提案します。

プログラムとしては既に城原川親水公園でも実施されているリバーズクールや小中学校の総合的な学習の時間での水生生物すいせいせいぶつや水質の調査などの体験学習などが考えられ、今後、河川管理者や地域の住民、関係自治体、学校関係者などが連携して進めていくことが望まれます。

### 14)地域と連携した協働による管理(ゾーン1～3)

昔、城原川では多くの子供たちの遊ぶ姿が見られ、人々が集う場でありました。しかし高度成長期を過ぎた頃から地域の人々と川との関係が希薄になり、それとともに川の環境が次第に悪くなっているようです。

城原川の美しい環境を取り戻し、未来へ伝えるためには、河川管理者と地域の住民、関係機関が協働きょうどうして河川の管理に取り組む必要があります。

筑後川では毎年10月末に2万人に及ぶ沿川の住民などが参加する一斉清掃をはじめ、周辺住民の参加による河川の美化・清掃活動や除草作業などが行われています。城原川においても地域住民の参加による河川管理の輪を広げ、安全で美しい川づくりや、ゴミの投棄などに関するマナー向上等の啓発的な取り組みを進めていくことが望まれます。

また、近年、一部の草堰くさせき（P 2 3 参照）では石やビニールを使って過剰に取水している例がみられます。これにより下流の水量の減少や水質の悪化などが生じており、地域全体の問題として水利用に関するルールや管理の徹底を図る必要があります。



筑後川の一斉美化活動



地域住民による堤防の除草（朝倉市）



# 城原川かわづくりプラン平面図

## 全体コンセプト

### ～水と暮らすふるさとを守り、人と川のつながりを買む～

城原川はこれまで豊富な水資源をもち、もろの清流や湧き出る豊富な湧き水が知られてきました。一方、城原川は古くから温泉地帯として、生活排水や産業排水、遊びの汚い水として利用されてきました。近年の生活様式や社会情勢の変化により、環境上の課題が顕著になってきています。

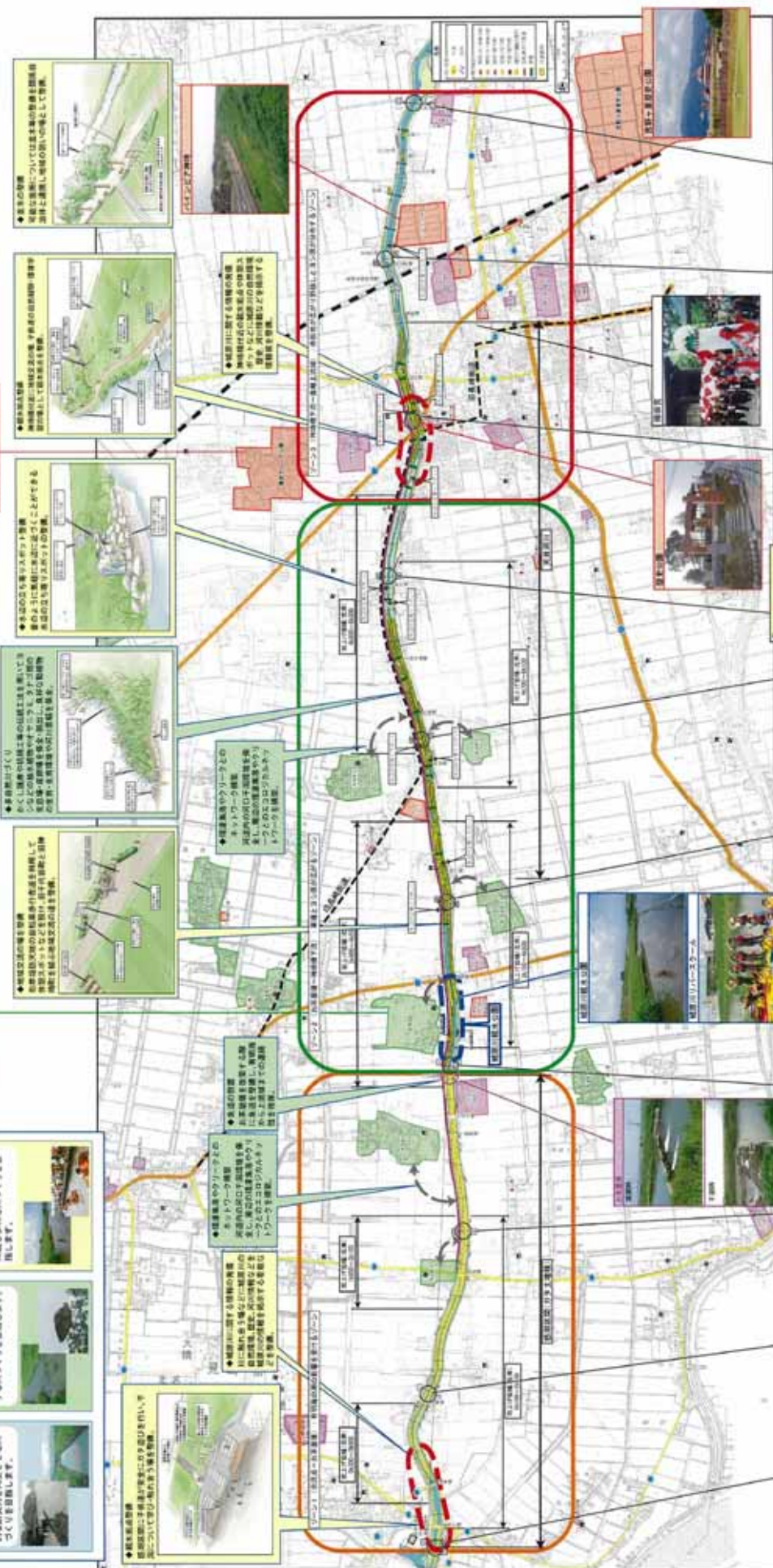
これからの城原川はかわづくりでは、水質から水と暮らす環境あるふるさとを育てるとともに、人と川のつながりを買むことを目指します。

ひまわりを育てるまちづくり  
自然環境の向上  
自然環境の向上  
自然環境の向上

水に対する自然環境を育てるまちづくり  
水に対する自然環境を育てるまちづくり  
水に対する自然環境を育てるまちづくり

水質の向上、中流域からなる自然環境の向上、人と川のつながりを買むまちづくり  
水質の向上、中流域からなる自然環境の向上、人と川のつながりを買むまちづくり

水質の向上、中流域からなる自然環境の向上、人と川のつながりを買むまちづくり  
水質の向上、中流域からなる自然環境の向上、人と川のつながりを買むまちづくり





## (4)今後の課題

本かわづくりプランは、将来の城原川のかわづくりの方向性を示したものです。今後は、かわづくりプランに位置づけられたメニューについて具体的に誰がどのように実施していくか定め、着実に実施していくことが必要となります。メニューの実施にあたっては、かわづくりと連携して、都市計画やまちづくりに防災対策を反映し、総合的な地域づくりを進めていくことが不可欠です。

そのためにも、河川管理者、自治体、地域住民等の多様な関係者が役割分担のもとかわづくりに取り組むことが必要です。そして、そのような城原川の取り組みを通じてより多くの人々が城原川のことについて考え、より良いかわづくりに向けて自ら主体的に行動していくことが今後の課題です。

## ○用語集

No.	用語	説明
1	支川 <sup>しせん</sup>	他の河川に合流する河川。
2	流域 <sup>りゅういき</sup>	降った雨や雪が川に流れ込む範囲のこと。
3	幹線流路延長 <sup>かんせんりゅうろ えんちよう</sup>	水源から河口に至るまでの延長。
4	扇状地 <sup>せんじょうち</sup>	河川が山地から平野に移り、流れがゆるやかになる所に土砂などの堆積物が積もってできる扇形の地形のこと。
5	天井川 <sup>てんじようがわ</sup>	川底が周辺の土地よりも高い位置にある川のこと。
6	江湖 <sup>えご</sup>	干潟に水が流れて川の形で残ったもの。
7	ガタ土 <sup>ど</sup>	潮の干満によって海から運ばれてきた細かい粒の土が堆積したもの。
8	干拓工事 <sup>かんたくこうじ</sup>	海を堤防で囲み、水を除いて陸地化する工事のこと。
9	環濠集落 <sup>かんごうしゅうらく</sup>	周囲に濠 <sup>ほり</sup> をめぐらした集落のこと。排水、防衛などの機能をもつ。
10	山岳信仰 <sup>さんかくしんこう</sup>	山岳を神体、神の宿る場所、あるいは祖霊 <sup>そらい</sup> の住む所などと考え、尊び崇めること。
11	佐賀藩 <sup>さがはん</sup>	肥前国にあった外様藩で肥前藩ともいう。鍋島勝茂が初代藩主であり、鍋島藩という俗称もある。現在の佐賀県、長崎県の一部にあたり、支藩として小城藩、蓮池藩、鹿島藩があった。
12	蓮池藩 <sup>はすいげはん</sup>	初代佐賀藩主・鍋島勝茂の三男・直澄が佐嘉郡、神埼郡、杵島郡、松浦郡、藤津郡を与えられたことに始まる佐賀藩の支藩。
13	堰 <sup>せき</sup>	農業用水などを取水するため、川をせき止めるための構造物。
14	浚渫 <sup>しゅんせつ</sup>	河川などの水深を深くするため、水底をさらって土砂などを取り除くこと。
15	湛水 <sup>たんすい</sup>	水が溜まっている状態のこと。
16	抽水植物 <sup>ちゅうすいしよくぶつ</sup>	根は水中の土壌にあるが、葉や茎の一部は水面から出て生育する植物のこと。
17	成富兵庫茂安 <sup>なりとみひょうごしげやす</sup>	現在の佐賀県佐賀市鍋島町増田に生まれた佐賀藩の武士。土木技術者として治水・利水事業に取り組んだことから治水の神様と呼ばれている。

No.	用語	説明
18	<small>すいがいぼうびりん</small> 水害防備林	水の浸食から河岸を守るとともに、川が氾濫した場合に水の勢いを弱めて被害を軽減する働きをする竹林。
19	<small>うけてい</small> 受堤	<small>のこ</small> 野越しからあふれた水が広がらないよう受け止めるために造られた堤防。
20	<small>ほじょうせいび</small> 圃場整備	農業の機械化や用・排水施設の維持管理の負担を減らすために農地の区画を整地・整理すること。
21	<small>けいかくこうすい</small> 計画高水位	河川の改修を行う際に目標となる水位。洪水をこの水位以下で安全に流すよう堤防をつくる。
22	<small>らんちゅういすい</small> はん濫注意水位	水防団が出動する目安となる水位。
23	<small>すいけい</small> 水系	川とそれに合流する支川、湖沼や池の総称。
24	<small>かせんほう</small> 河川法	洪水を防ぐために堤防やダムをつくったり、川の水の利用を調整したり、河川敷の利用を秩序立てたり、川の水質や動植物を保護するなど、河川の行政について定めた法律。
25	<small>きすいいき</small> 汽水域	海水と淡水が混じり合った塩分濃度の低い水域のこと。
26	p H	水素イオン濃度を表す指数。液の酸性・アルカリ性の程度を表すのに使い、中性では7、酸性では7より小さく、アルカリ性では7より大きい。
27	B O D	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
28	S S	浮遊物質。水中に浮遊して水に溶けていない物質の総称。
29	D O	溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量。
30	<small>だいちょうきんぐんすう</small> 大腸菌群数	大腸菌とは環境中に存在するバクテリアの中で主要な種の一つであり、大腸菌群数は水中に含まれる大腸菌群を数値化したもの。
31	<small>ぜんちっそ</small> 全窒素	水中に含まれる有機および無機の窒素化合物の総量。窒素はリンとともに水を富栄養化させ、赤潮の原因となる。
32	<small>ぜん</small> 全リン	水中に含まれる無機および有機リン化合物中のリンの総量。
33	<small>るいけい</small> 類型	人間の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい行政上の水質の目標。

No.	用語	説明
34	75%値 <sup>ち</sup>	BODなど生活環境の基準に関する判断の方法であり、低水流量(1年のうち275日はこの流量を下回らない流量)に相当する水質。
35	土地改良事業 <sup>とちかいりょうじぎょう</sup>	区画整理や灌漑・排水の整備などを行って農地の生産性を高める事業のこと。
36	魚道 <sup>ぎょどう</sup>	ダムや堰を造ると魚などの水生生物が上下流に自由に移動できなくなるため、ダムや堰の横に造る水生生物の通り道のこと。
37	菱の実 <sup>ひしのみ</sup>	池沼などに生えるヒシ科の水草。デンプンが多く含まれており、茹でるか蒸して食べると栗のような味がする。
38	超過洪水 <sup>ちょうかこうすい</sup>	治水対策の目標とした洪水の規模を超える大きな洪水。
39	浸水想定区域図 <sup>しんすいそうていくいきず</sup>	洪水などによって堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域を示した図。
40	河川防災ステーション <sup>かせんぼうさい</sup>	水防資材の備蓄や水防活動の拠点、災害時の避難場所として活用するための施設。
41	かくし護岸 <sup>ごがん</sup>	川の自然環境を守るためにコンクリートなどの護岸の上に土を被せ、草などが生えるようにした護岸。
42	杭柵工 <sup>くいさくこう</sup>	木杭で柵を作り、石を詰めた伝統的な護岸工法の一つ。石の隙間が魚などの水生生物のすみかになる。
43	可動堰 <sup>かどうせき</sup>	水位調節や洪水の流れの妨げにならないよう、堰板を動かすことができる堰。
44	エコロジカルネットワーク	森林や干潟、藻場 <sup>もぼ</sup> 、河川や河畔林などの自然空間の拠点を結ぶことによって生物の生育・生息の場を広げ、生物の種や数を増やす取り組み。エコロジーとは生物と環境の間の相互作用を扱う学問(生態学)を受け継いだ、文化的・社会的・経済的な思想や活動の総称。
45	ユニバーサルデザイン	大人、子供、男性、女性、高齢者、障害者などに関わらず、全ての人が利用しやすいように配慮して施設や商品を企画・設計すること。



No.	用語	説明
46	環境省レッドリスト	<p>我が国で絶滅のおそれがある野生生物のデータ（生態や生息状況、個体減少の要因など）を取りまとめたリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種</li> <li>・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種</li> </ul> <p>「環境省 鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて H18.12.22」、「環境省 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて H19.8.3 より」</p>
47	佐賀県レッドリスト	<p>佐賀県で絶滅のおそれがある野生生物のデータ（生態や生息状況、個体減少の要因など）を取りまとめたリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県絶滅：佐賀県ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・佐賀県絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種</li> <li>・佐賀県絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種</li> <li>・佐賀県準絶滅危惧種：存続基盤が脆弱な種</li> </ul> <p>「佐賀県レッドリスト 佐賀県環境生活局 H16.3 より」</p>

# 城原川 未来づくり

〜城原川のかわづくりプラマ〜



平成 19 年 12 月

城原川未来づくり懇談会

## 目 次

1 . はじめに .....	1
2 . 城原川の現状と課題 .....	2
( 1 ) 城原川の概要 .....	2
( 2 ) 治水対策 .....	7
( 3 ) 自然環境 .....	15
( 4 ) 河川利用 .....	21
3 . 「城原川かわづくり」プラン .....	28
( 1 ) 「城原川かわづくり」プランの概要 .....	28
1 ) 「城原川かわづくり」プランの目的 .....	28
2 ) 城原川未来づくり懇談会について .....	28
3 ) 「城原川かわづくり」プラン策定の経緯 .....	28
4 ) 対象範囲・ゾーン区分 .....	29
( 2 ) 「城原川かわづくり」プランのコンセプト .....	32
1 ) 基本コンセプト .....	32
2 ) コンセプトの柱 .....	33
3 ) かわづくりの考え方 .....	34
( 3 ) かわづくりメニュー .....	40
1 ) 流下能力の向上 .....	41
2 ) 堤防の強化 .....	42
3 ) 地域防災力の向上 .....	42
4 ) まちづくりと一体となった防災対策 .....	43
5 ) 多自然川づくり .....	44
6 ) 魚道の設置 .....	47
7 ) 環濠集落やクリークとのネットワーク構築 .....	47
8 ) 水辺の立ち寄りスポットの整備 .....	48
9 ) 親水拠点の整備 .....	49
10 ) 地域交流の場の整備 .....	51
11 ) 並木の整備 .....	52
12 ) 城原川に関する情報の発信 .....	53
13 ) リバースクールの実施 .....	54
14 ) 地域と連携した協働による管理 .....	54
( 4 ) 今後の課題 .....	56
用語集 .....	57
参考資料	
・ 城原川未来づくり懇談会 設立趣旨、名簿	
・ 城原川未来づくり懇談会 懇談会資料	
・ 筑後川水系河川整備計画（城原川関係）	
・ 地元説明会およびアンケート調査の概要	

# 1. はじめに

城原川は、佐賀県東部に位置し、神崎市脊振山間部から佐賀平野を南下し、筑後川に注ぐ一級河川である。かつての海岸線以南の中下流部とその流域は、長く絶え間ない筑後川と有明海による自然の営みによって作られた。そこに人間が住み始め、洪水・干ばつなどの自然の厳しさに対峙しながら向き合いながら、農耕などによって暮らしを豊かなものにしながらまちが作られていった。現在の城原川とその流域は、このような自然の営みと人間の手が加えられて形成されてきたものである。そこには、地域の歴史が深く刻まれ、地域に根ざした文化が生まれ育まれていったに違いない。城原川の随所に見られる野越しや草堰などは、治水対策や水利用といった面で、流域の上下流の人々がお互いにもたせあい、譲り合っていく、よく考えられた知恵であった。それは、単に川づくり・まちづくりというだけでなく、地域の人々の心の繋がりとといった所まで発展していったのではないかと想像している。

しかしながら、以上のような城原川の素晴らしい所素晴らしいところが近年あまり見えてこなくなってきた。その理由として挙げられるのは、周囲の状況の変化である。例えば、その土地の地理的な特性を十分に踏まえていない地域計画・都市計画や、自然環境に十分な手当を施していない水利用形態がある。つまり、人間の側のわがままによって、これまでのバランスの取れた城原川の様々な環境が、そのバランスを失いかけていることである。

今回、国土交通省筑後川河川事務所からお話があり、河川整備計画の中で城原川の河道整備と城原川ダムの整備のうち、河道整備について、地域住民と各種分野の専門家による会を作り、城原川の将来のかわづくりプランを議論して欲しいと依頼を受けた。事務所からの注文としては、城原川が地域に親しまれる川になること、地域の歴史・文化・自然環境への配慮、まちづくりや地域住民の連携などについて検討して欲しいとのことであった。非常に盛り沢山な検討項目にも関わらず、委員の人数は僅か10人で、委員会の開催回数も僅か6回しか開けなかったため、本当の所は十分に全てについて議論されたとは言い難い。しかし、委員会のメンバーは、回を重ねるごとに委員それぞれがどういう所を大事に考えているのか少しずつ分かってきたし、我々の言い分を事務所側も真摯に受け止めてくれ、可能な限り対応していただき、何とか、この「城原川未来づくり」を完成することができた。

この「城原川未来づくり」は、単なる河川整備に留まらず、まちづくりについてもある程度の方向性を持たせている。今後は、このプランをもとにどのように行動していくかのアクションプランの策定に移るが、上に述べた地域の人々の心の繋がりとといった所までどのように発展させていくかは、さらに議論していく必要があり、まずは、そのような議論の場を作っていくことが肝要であろう。そういう所で、この「城原川未来づくり」を元にさらに議論を深めていく作業が今後行われていくことを切に願う。

城原川未来づくり懇談会座長  
大串 浩一郎



## 2. 城原川の現状と課題

### (1) 城原川の概要

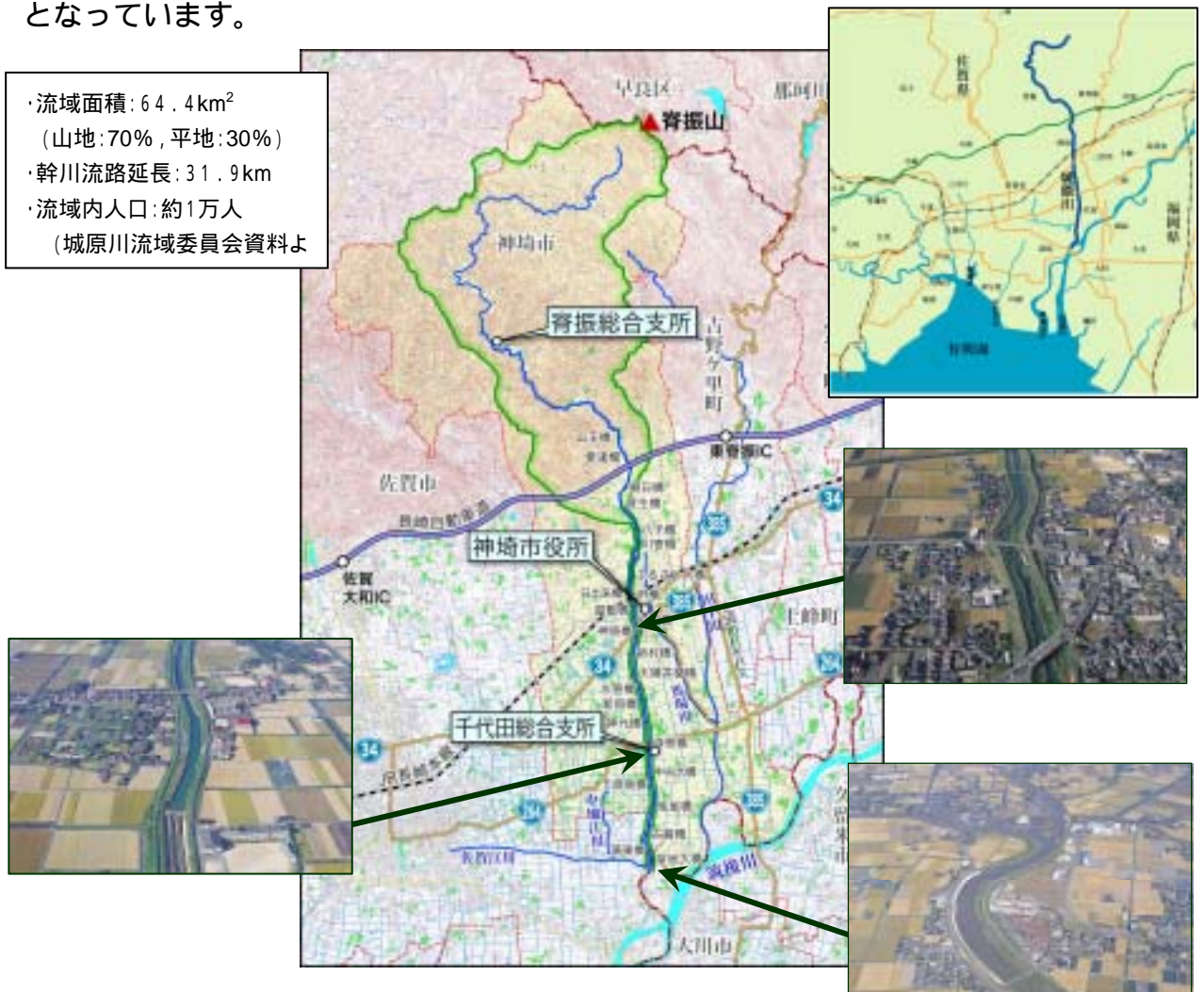
#### 流域および地形

城原川は佐賀県と福岡県との県境にある脊振山（標高1,055m）を源として佐賀平野を流れ、筑後川の支川<sup>1</sup>の佐賀江川に合流する流域<sup>2</sup>面積64.4km<sup>2</sup>、幹線流路延長<sup>3</sup>31.9kmの河川です。佐賀江川、早津江川に合流し、有明海に注ぐ河川です。流域<sup>2</sup>面積64.4km<sup>2</sup>、幹線流路延長<sup>3</sup>31.9kmであり、

このうち、佐賀江川との合流点より9.1kmまでの区間を国土交通省が、それより上流の区間を佐賀県が管理しています。流域の約70%が山地であり、流域内には約1万人の人々が生活しています。

城原川は佐賀県神埼市の仁比山付近から南に扇状地<sup>4</sup>が発達するとともに天井川<sup>5</sup>となり、かつてはいくつかの流れに分かれて氾濫を繰り返していたとされています。その後、江戸時代に東側の流れは用水路として整理され、最も西側の流れが現在の城原川となっています。

- ・流域面積：64.4km<sup>2</sup>  
(山地：70%，平地：30%)
- ・幹線流路延長：31.9km
- ・流域内人口：約1万人  
(城原川流域委員会資料よ)

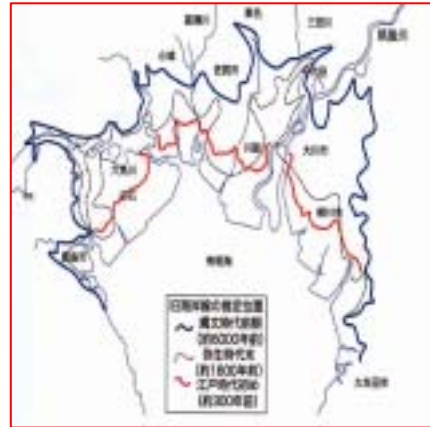


城原川概要図

城原川の下流は有明海と脊振山脈に囲まれた海拔の低い平地であり、吉野ヶ里遺跡に代表されるようにはるか昔から稲作農耕により人々が生活を営んでいたと考えられています。~~（削除）~~古代の海岸線は現在よりも10数km脊振山地側にあり、城原川の下流はかつて江湖<sup>えこ</sup>であったとされています。その後、有明海の干満によって溜まったガタ土<sup>かんたくこうじ</sup>や干拓工事<sup>かんたくこうじ</sup>などによって海岸線が南下し、現在の川の姿になっています。



図の差し換え



(出典；佐賀大学低平地研究センターホームページ)

(出典；佐賀市史(第1巻))

### 城原川開発進展図

城原川の流れる神崎市は平成18年3月に旧神埼町、千代田町、脊振村が合併して誕生した人口約3万4千人の町です。人口約3万4千人、総面積約125km<sup>2</sup>(地目別面積；山林・原野などが約66%、田畑が28%、宅地は全体の5%強)の町です。主な産業を就業者数でみると、商業・運輸通信業・サービス業などの第3次産業の比率が56%と最も多く、次いで製造加工業などの第2次産業が32%、農林漁業などの第1次産業が12%程度となっています(H12年国勢調査による)。佐賀県全体の人口が減少しているなかで神崎市は人口の増加が続いており、昭和60年から平成18年までの間に約5%増加しています。

神崎市の平野部は吉野ヶ里遺跡をはじめ、考古学的に重要な遺跡が各地で出土しており、そのほか室町時代の豪族の城跡(現在は横武クレーク公園として保存)や南北朝時代に築城された姉川城跡、直鳥城跡などの環濠集落<sup>かんごうしゅうらく</sup>跡が残っています。江戸時代には小倉～長崎間を結ぶ長崎街道が東西に走り、その宿場である神崎宿<sup>かんざきしゆく</sup>や境原宿<sup>さかいばるしゆく</sup>跡には古い町並みや史跡が残され、当時の面影を偲ぶことができます。

神崎市の山間部は佐賀県立自然公園に指定されている脊振山南側の自然豊かな地域であり、平安時代に脊振山を中心に起こった山岳信仰<sup>さんかくしんこう</sup>により、脊振千坊と呼ばれる仏教文化の中心地となっていました。付近には豊かな自然を自然を体感できる高取山公園や桜街道などの観光スポットがあります。

城原川が佐賀江川へ合流する付近の佐賀市蓮池町は佐賀藩<sup>はすいけ</sup>の支藩、蓮池藩<sup>せふりせんぼう</sup>の城下町であり、城跡は現在、蓮池公園として整備されており、桜やツツジ、ハナショウブの名所として知られています。





吉野ヶ里遺跡(吉野ヶ里歴史公園)



横武クリーク公園



直鳥城跡



高取山公園



桜街道

(出典；神崎市HP)

### 神崎市周辺の主な史跡



神埼宿跡

(出典；書籍「長崎街道」)

### 長崎街道

## 川の姿

佐賀江川との合流点より約3 km上流の地点(神崎市直鳥<sup>なおとり</sup>)にお茶屋堰(P 2 4 参照)と呼ばれる取水用の堰<sup>13</sup>があります。このお茶屋堰より下流は有明海の潮の影響を受ける区間であり、川底には潮の満ち引きによって運ばれてくるガタ土<sup>7</sup>が溜まり、ハゼクチやハラグクレチゴガニなど(P 1 6 参照)の有明海特有の貴重な生物が生息しています。このガタ土は溜まり過ぎると洪水の原因になるため、浚渫<sup>しゅんせつ</sup><sup>14</sup>などによって適切に管理していくことが必要です。



古賀橋上流付近(満潮時)



中央橋上流付近(干潮時)

### お茶屋堰より下流の状況

お茶屋堰より上流では太古から続く古くから草堰(P 2 3 参照)による取水が行われており、直鳥橋から協和橋付近にかけて現存する13箇所の草堰による湛水<sup>15</sup>区間が連続しています。川岸にはヨシ、ツルヨシなど(P 1 6、1 7 参照)の抽水植物<sup>16</sup>がみられ、オヤニラミやカゼトゲタナゴなど(P 1 8 参照)の貴重な生物が生息しています。また、直鳥橋から神埼橋付近は天井川<sup>5</sup>になっており、洪水によってひとたび川の水が氾濫すると高い所から水が流れ出すため、周辺の家大きな被害を与える恐れがあります。

日出来橋より上流には江戸時代に成富兵庫茂安<sup>17</sup>によって造られた9箇所の野越し(P 7 参照)や、現佐賀市方面へ水を送るための三千石井堰(P 2 4 参照)などがあります。

さらに、長崎自動車道より上流は山間部をぬうように折れ曲がって流れる美しい渓谷になっており、沿川には明治時代に造られた石造りの眼鏡橋や九州初の水力発電所である広滝第一発電所などがあります。



夫婦井樋橋上流付近



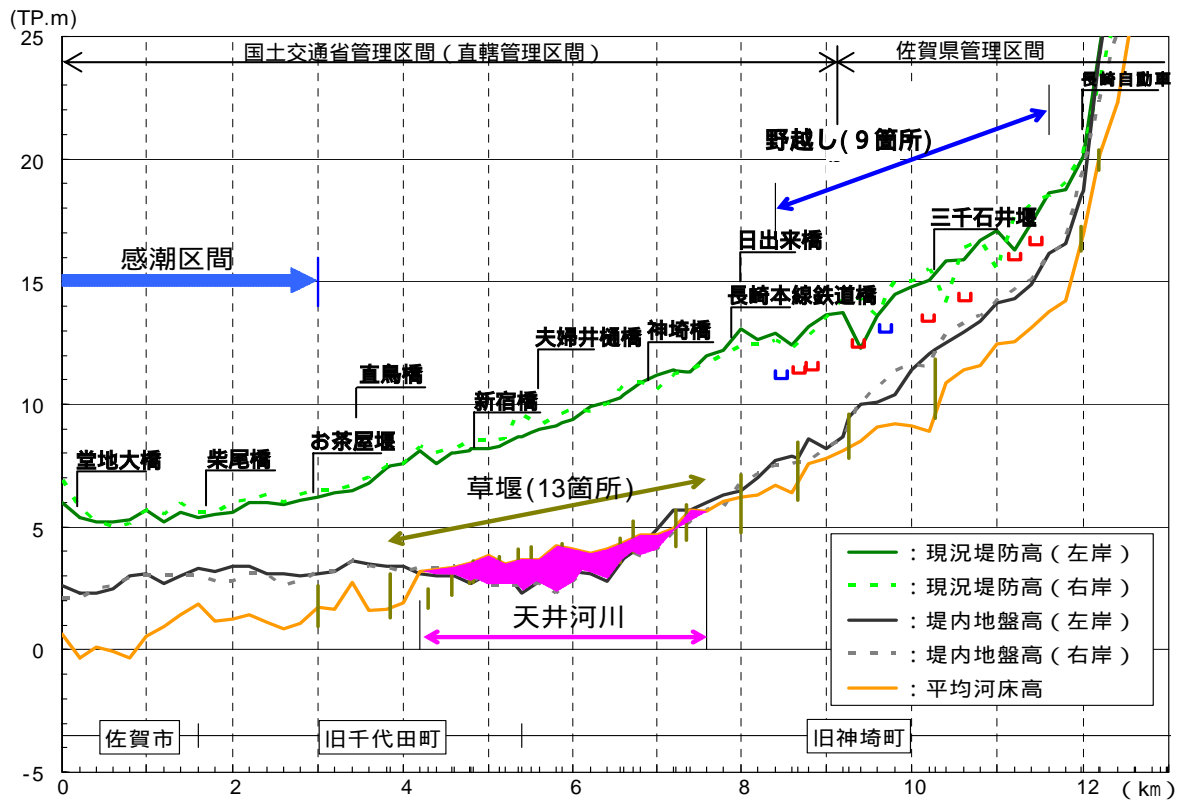
長崎本線鉄道橋上流付近

### お茶屋堰より上流の状況





上流山間部の状況



城原川縦断面図

## (2) 治水対策

### 野越し

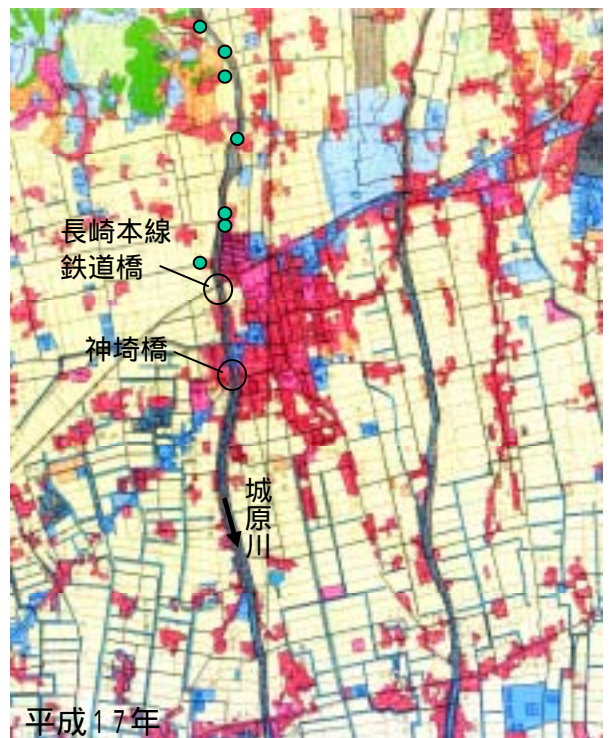
城原川の野越しは成富兵庫茂安<sup>17</sup>が三千石井堰（P 2 4 参照）や下流の町を水害から守るために築いた施設であり、洪水が一気に下流に流れないように上流の堤防の一部を低くして川の外に水をあふれさせるものです。現在もJR長崎本線より上流に9箇所残されています。これらの野越しにはあふれた水の勢いを弱め、広がっていかないよう水害防備林<sup>18</sup>や受堤<sup>19</sup>が設けられていました。

戦後に入って災害助成事業（P 9 参照）による大規模な河川改修が行われた後も野越しは残されましたが、昭和30年代の洪水で野越しから水があふれたため、昭和42年までの間に一部かさ上げされ、現在の高さになったとされています。

野越しがかさ上げされた後に洪水があふれた記録はありませんが、あふれなくなったことによって野越しの周辺には家屋などが立ち並ぶようになり、また圃場整備<sup>20</sup>などにより水害防備林や受堤の一部が撤去されたことから、現在、野越しの周辺は大洪水が発生した場合に家屋などが浸水する危険な状態にあります。一方、下流の地域にとっては野越しがあることによって堤防から洪水があふれる事態を免れることができるため、野越しの取り扱いについては地域全体で十分に議論し、解決する必要があります。



野越しと受堤の位置



野越し周辺の宅地化の進行状況（国土地理院調査による）

● 野越し宅地

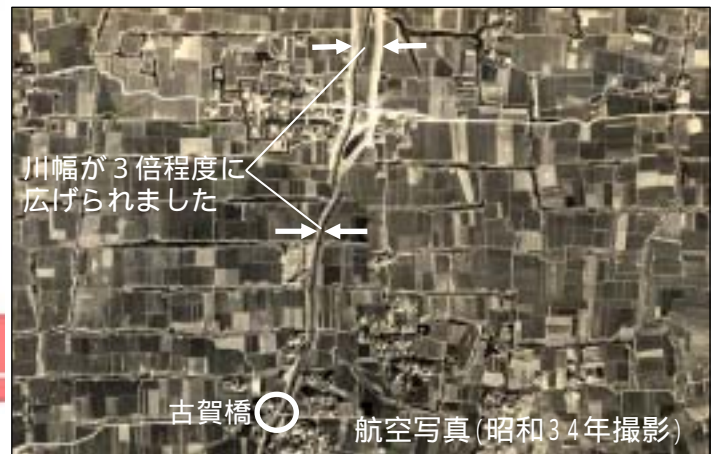
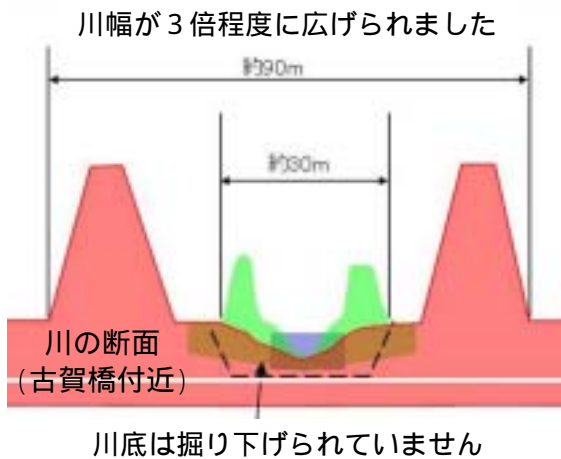


## 戦後の水害と洪水対策

城原川を含む筑後川流域<sup>2</sup>では戦後間もない昭和24年に水害が発生し、さらに昭和28年6月25～28日にも未曾有の大水害が発生しています。この水害は筑後川流域で有史以来最大の水害であり、「佐賀県災異誌」による佐賀市、佐賀郡、神埼郡を合わせた被害は床下浸水14,920戸、床上浸水<sup>さいがいじよせいじぎょう</sup>14,597戸とされています。

城原川では昭和24年の水害をきっかけに災害助成事業と呼ばれる河川の改修工事が開始され、工事途中の昭和28年や昭和30年にも水害に見舞われたものの、昭和37年に工事が完了しました。これにより川幅はそれまでの3倍程度に広がられています。

災害助成事業による改修工事が終わった後も昭和38、47、57年などたびたび洪水が発生していますが、改修工事が行われる以前や工事途中で襲ってきた洪水のような大きな被害は生じていません。



災害助成事業による川幅の拡幅



災害助成事業前後の神埼橋付近





昭和28年洪水(神埼橋下流)



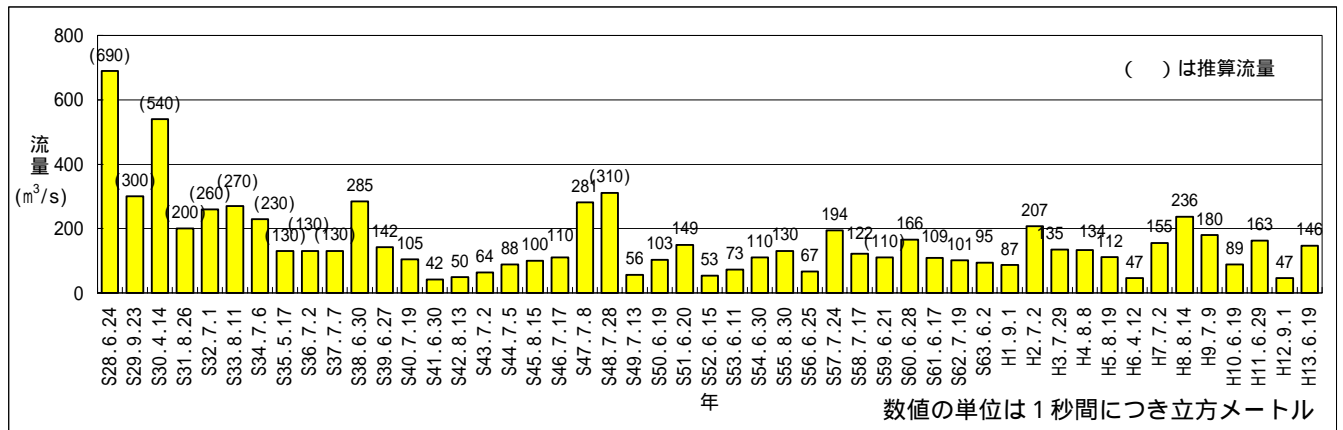
昭和47年洪水(柴尾橋下流)



昭和57年洪水(柴尾橋下流)

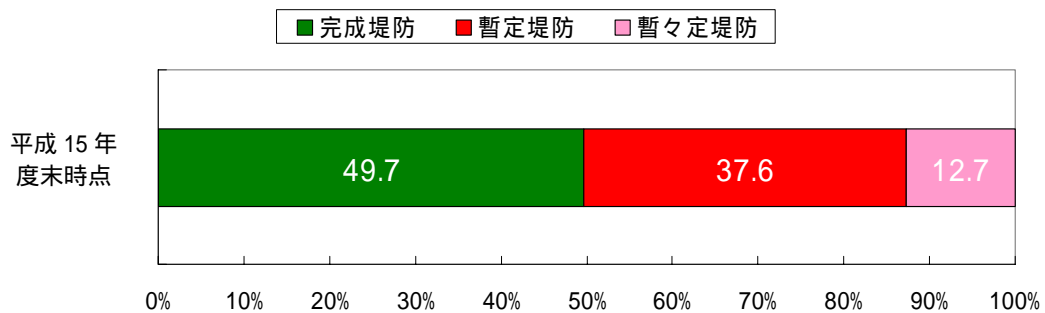
(出典；佐賀県庁資料・九州大学附属図書館所蔵)

### 戦後の水害の状況



日出橋地点での年毎の最大流量

災害助成事業の後も川底を掘り下げる工事や護岸の工事などさまざまな洪水対策が行われていますが、城原川の堤防のうち、筑後川水系河川整備計画（P12参照）で城原川の計画として示されている堤防の高さや幅を満たしている区間は、平成15年度末時点でまだ約半分程度です。また、現在造られている堤防も水が浸透しやすい砂などでできている可能性があるため、洪水の際に堤防から水が漏れ出し、堤防が切れる事態につながる不安があります。



堤防の整備の状況

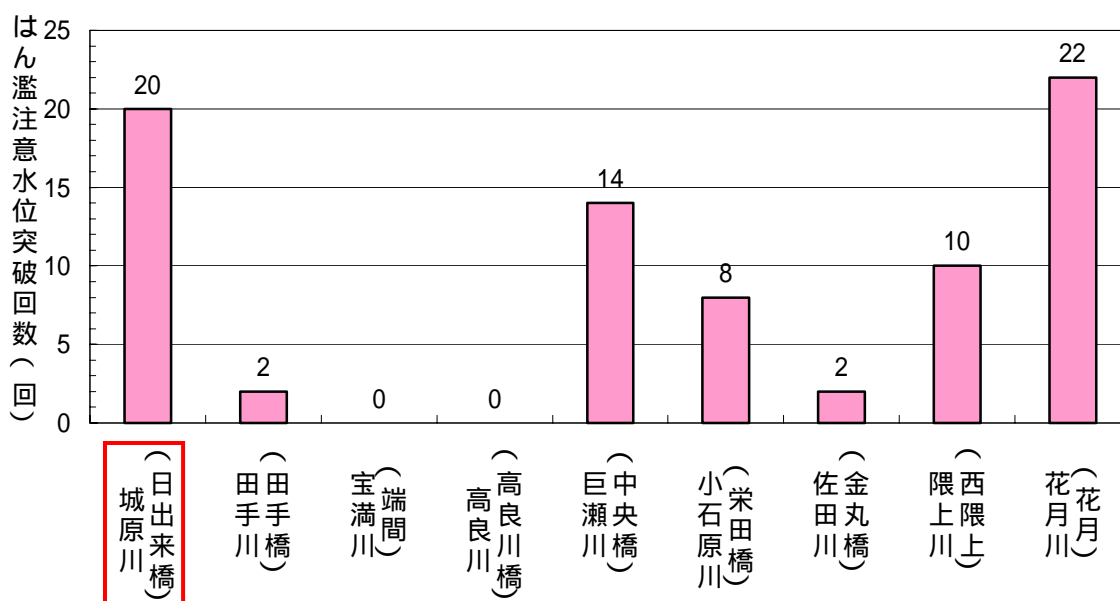
完成堤防とは計画の高さや幅を満たしている堤防のことです。  
暫定堤防、暫々定堤防とは計画に対して高さや幅が不足している堤防で、計画高水位以上の高さの堤防を暫定堤防、それ未満の堤防を暫々堤防としています。

さらに、筑後川水系河川整備計画に示されている城原川の整備目標流量は $330\text{ m}^3/\text{s}$ （P12参照）であるのに対して、現在の城原川で安全に流すことのできる流量（流下能力）は約 $240\text{ m}^3/\text{s}$ しかありません。近年の集中豪雨の影響もあって、計画高水位<sup>2.1</sup>に迫る洪水が5回発生し、平成18年7月4日には日出来橋地点で昭和38年に観測を開始して以来の最高水位を記録しています。また、はん濫注意水位<sup>2.2</sup>を超える洪水も頻発しており、洪水に対する安全性を早急に向上させる必要があります。

#### 近年の洪水の状況

洪水年月日	最高水位 (m)	計画高水位までの差(m)
H2.7.2	3.97	0.54
H8.8.14	4.10	0.41
H11.6.29	3.94	0.57
H15.7.19	4.32	0.19
H18.7.4	4.40	0.11

：日出来橋地点の基準水位



筑後川支川のはん濫注意水位を超えた回数（平成7年～16年）

（出典；筑後川水系河川整備計画）

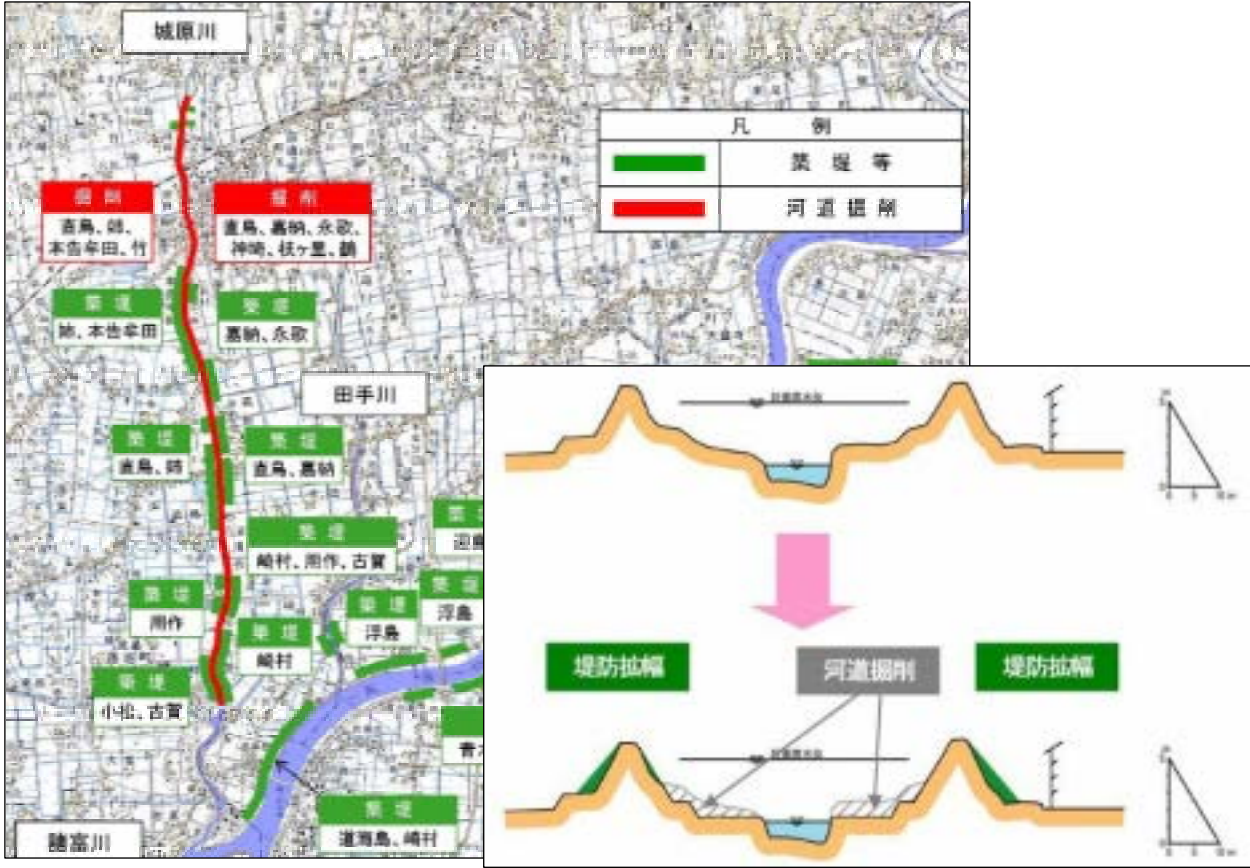
花月川は平成13年度～平成17年度にかけて河川災害復旧等関連緊急事業により河川改修済み

## 筑後川水系河川整備計画

平成18年7月に筑後川水系<sup>23</sup>の河川整備計画が策定されました。河川整備計画とは河川法<sup>24</sup>にもとづき、河川の管理者が関係する地方公共団体の長や学識経験者、地域住民の意見を聴き、河川整備の目標や河川工事、河川の維持などの内容について定めるものであり、筑後川水系では国土交通省が管理する区間（直轄管理区間<sup>ちよっかつかんりくかん</sup>）のおおむね30年先までを対象とした内容が示されています。

城原川についての詳しい内容は参考資料に示していますが、城原川に流す洪水の量（整備目標流量）を330 m<sup>3</sup>/sとし、さらに上流に城原川ダムを建設して下流に流れ出る水を一時的に貯める計画となっています。直轄管理区間（佐賀江川への合流点から9.1 kmまでの区間）はほとんどの区間で整備目標流量の洪水を流すだけの川の断面が足りないため、川の中を掘ることによる断面の拡大（河道掘削<sup>かどうくつさく</sup>）や、水の流れを妨げているお茶屋堰や夫婦井樋橋などの改築が計画されています。そのほか、幅や高さが不足し、また水が浸透しやすい土でできている箇所<sup>ちくてい</sup>の堤防の強化対策（築堤）を行うことになっています。

城原川にはオヤニラミ（P18参照）などの貴重な生物が生息していることから、川の中を掘る際にはこれらの生物の生息場となっている川岸や川底は極力掘削せず、河川敷を掘削するものとされています。また、上流区間の堤防のかさ上げは下流区間で整備目標流量を安全に流すことができる川の断面や堤防を整備した上で実施するものとされています。



城原川の河道掘削・築堤箇所と横断面図

（出典；筑後川水系河川整備計画）

## 佐賀導水事業

さ が どう す い じ ゃ う

佐賀導水事業は筑後川、城原川、嘉瀬川とその間を流れる中小河川を延長約2.3kmの水路で結び、洪水や水不足の際に川の水を互いにやりとりすることで洪水による被害や水不足などを解消するための事業であり、平成20年度に完成予定となっています。

洪水による被害を減らすための対策（治水対策）では、大雨の際に巨勢川の洪水を一時的に貯めるための池（調整池）を佐賀市金立町に建設し、佐賀市街部の洪水による被害を減らすとともに、各地に排水ポンプ場を建設して大量の洪水を流すことのできない中小河川の水を筑後川、城原川、嘉瀬川に流し、中小河川の氾濫による被害を減らす計画となっています。

城原川周辺では大雨の際、馬場川や三本松川などから溢れて浸水することが多く、城原川へは城原川樋管や中地江川排水機場からこれらの川の洪水の一部を最大 $2.7\text{m}^3/\text{s}$ 流す計画となっています。



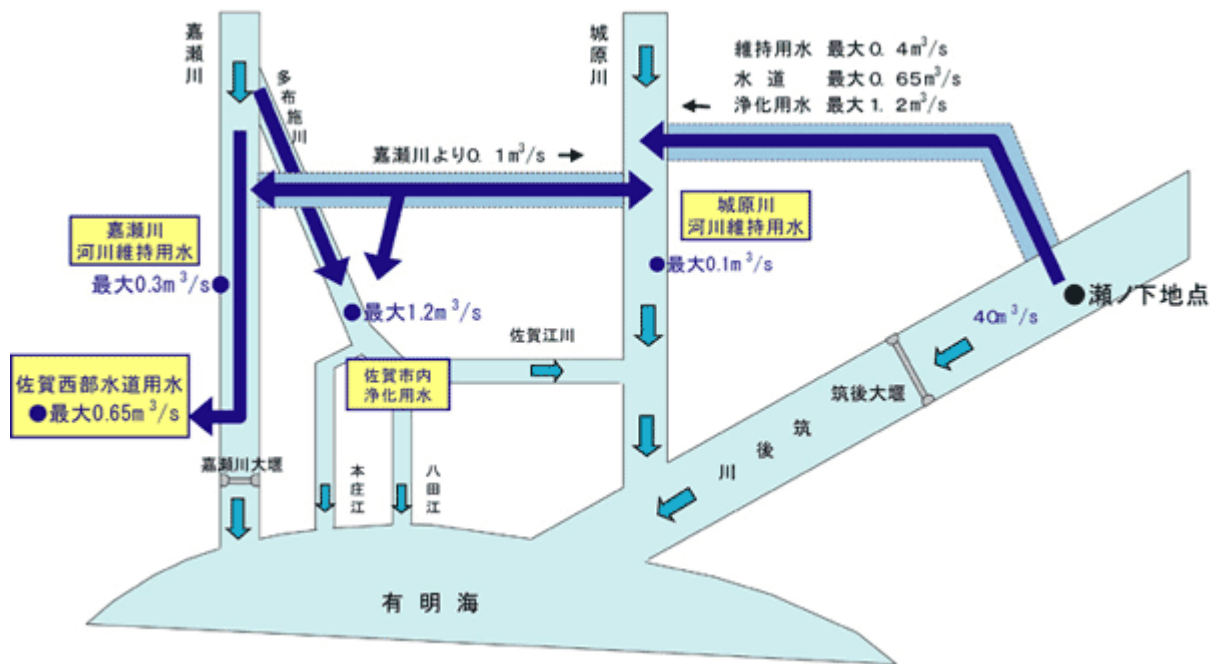
（出典；国土交通省佐賀河川総合開発工事事務所HP）

佐賀導水事業概要図（治水対策）

水不足などの解消を目的とした対策（利水対策）では、城原川または嘉瀬川の水が少なくなり、どちらかの川の水量に余裕がある場合には、余裕のある川から水が少ない川へ水を送る計画となっています。また、どちらの川も水が少なく、筑後川の水量に余裕がある場合には、筑後川の水を送って川の水量を増やす計画となっています。

その他、佐賀西部地区への水道用水の供給や水質の悪化が問題となっている佐賀市内の川へ浄化のための水の供給が行われます。





( 出典 ; 国土交通省佐賀河川総合開発工事事務所 H P )

佐賀導水事業概要図 ( 利水対策 )

### (3) 自然環境

#### 動植物

城原川のお茶屋堰（P 2 4 参照）より下流の区間は6 mもの干満差のある有明海の影響を受け、満潮時には潮があがり、干潮時には干潟が出現する汽水域<sup>25</sup>になっています。この汽水域にはハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の生物が生息しているほか、水際から河川敷にかけて広がるヨシ原はオオヨシキリやセッカなどが巣作りの場所として利用しています（P 1 6 参照）。

お茶屋堰から神埼橋下流付近には草堰（P 2 3 参照）による湛水<sup>15</sup>区間が連続し、川岸にはツルヨシやオギなどの抽水植物<sup>16</sup>が生育し、魚類では川底が砂や砂礫の場所に生息するスナヤツメ、カマツカなどが確認されています（P 1 7 参照）。有明海の干満の影響により大潮時にはお茶屋堰を超えて上流まで潮が上ることから、有明海特有の魚類であるヤマノカミも見つかっています。

神埼橋下流から直轄管理区間上流端付近は水際にツルヨシなどの抽水植物が生育し、湿潤な場所に生育するカワヂシャも確認され、流れが緩やかな場所を好むカゼトゲタナゴやオヤニラミなどの魚類が生息しています（P 1 8 参照）。このような城原川の豊かな自然環境を今後も保全していくことが重要です。



神埼橋下流～直轄管理区間上流端(淡水域)



お茶屋堰～神埼橋下流(淡水域)



佐賀江川合流点～お茶屋堰(汽水域)



城原川の風景

< 佐賀江川合流点 ~ お茶屋堰 >



植物

・水際にはヨシ、河川敷にはセイタカアワダチソウやオギが生育しています。

鳥類

・水際のヨシではオオヨシキリやセッカ等が巣を作り、餌場などに利用されています。

水生生物

・干潟にはハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の生物が生息しています。



ハラグクレチゴガニ(特定種)

準絶滅危惧(環境省レッドリスト<sup>\*46</sup>)  
佐賀県準絶滅危惧(佐賀県レッドリスト<sup>\*47</sup>)

甲長約10mmの小型種。甲羅は長方形で、短毛がまばらに生えています。有明海の特産種であり、河口域の干潟上に生息しています。



セッカ

留鳥でスズメくらいの大きさです。河川敷に生育しているヨシ原などの草地に生息しています。草むらを移動しながら、バッタ、ハエなどを餌として食べています。



ヨシ

地下を横に伸びていく根茎を持ち、根茎から多数の茎が地上に伸び出して、高さ1~3m程度直立して生育します。川の水辺や河川敷のほか、海岸や湿地にも生育します。



ハゼクチ(特定種)

絶滅危惧 類(環境省レッドリスト)  
佐賀県準絶滅危惧(佐賀県レッドリスト)

体長約40cmであり、有明海に注ぐ川の河口域の泥底に生息する有明海の特産種です。泥中にY字形の穴を掘り、その中にひそむ習性があります。



オオヨシキリ

夏鳥でスズメよりやや大きい鳥です。河川敷のヨシ原などに好んで生息します。ヨシの先端や杭の上などでなわばり宣言のさえずりをする行動を取ります。

(出典；筑後川水系河川水辺の国勢調査)



<お茶屋堰～神埼橋下流>



植物

・水際にはヨシやツルヨシ、水際から河川敷にかけてはオギなどが分布しています。

魚類

・川底が砂の所にスナヤツメ、砂礫の所にはカマツカが生息しています。  
・大潮時にはお茶屋堰を超えて上流まで潮が上ることから、有明海特有の魚類であるヤマノカミも確認されています。

鳥類

・平坦な農耕地などに生息するカササギなどが確認されています。  
・水際から河川敷にかけての草地にはホオジロ、セッカ等の草地性の鳥類が生息しています。



オギ

根茎は地上で横に伸び、そこから茎が地上へ伸び出して直立し、高さ1～2.5mになります。川の水辺に生育しています。



ツルヨシ

根茎は地上をはい、根茎から多数の中空の茎が伸び出して直立し、高さ1.5～2.5mに達します。川の水辺、砂利や礫地に生育しています。



コサギ

留鳥でカラスよりやや大きい鳥です。河川敷や干潟などの水辺に生息しています。



ヤマノカミ(特定種)

絶滅危惧 B類(環境省レッドリスト)

佐賀県絶滅危惧 類(佐賀県レッドリスト)

全長約15cmでエラに4本のとげを持っています。夜行性で昼間は石の下などにひそみ、夜間にエビ・カニなどの甲殻類を食べます。



カマツカ

体は細長く、全体的に丸みを帯び、体長は約20cmです。砂底や砂礫底に生息し、川底の砂と一緒に餌を吸い込み捕食します。



カササギ(特定種)

留鳥でカラスより小さい鳥です。河川敷の草地や雑木林などに生息しています。

(出典；筑後川水系河川水辺の国勢調査)



< 神埼橋下流 ~ 直轄管理区間上流端 >



植物

- ・水際にはヨシやツルヨシ、水際から河川敷にかけてはオギ、セイタカアワダチソウなどが分布しています。
- ・湿潤な場所に生育するカワヂシャも確認されています。

魚類

- ・ツルヨシなどが生育している水際の流れが緩やかな所にオヤニラミやカゼトゲタナゴが生息しています。

鳥類

- ・水際から河川敷にかけての草地にはホオジロ、オオジュリン等の草地性の鳥類が生息しています。



オヤニラミ(特定種)

絶滅危惧 類(環境省レッドリスト)  
佐賀県絶滅危惧 類(佐賀県レッドリスト)

全長約10cm で水の比較的きれいな流れのある岸の近くで、ツルヨシなどの植物が生えている場所に生息しています。肉食性で小型の水生昆虫などを主に餌としています。



カワヂシャ(特定種)

準絶滅危惧(環境省レッドリスト)

茎は無毛で直立し、高さ20~60cmで水田や川岸など多湿な場所に生育しています。



オオジュリン

冬鳥でスズメよりやや大きい鳥です。河川沿いのヨシ原などに生息しています。



ホオジロ

留鳥でスズメよりやや大きな鳥です。河川敷の雑木林やヨシ原に生息しています。春夏には木の上でよくさえずり、秋冬にはヨシ原などでよく見られます。



カゼトゲタナゴ(特定種)

絶滅危惧 B類(環境省レッドリスト)  
佐賀県絶滅危惧 類(佐賀県レッドリスト)

小型のタナゴ類で体側に暗青色の筋があります。全長約5cmでやや流れのある砂泥底に生息しています。



セイカタカワダチソウ(外来種)

高さ1~3m程度に直立した茎に黄色い花を付けます。長い地下茎を持ち、横に広がって群落を作ります。北米産の帰化植物で、河川敷や土手に広く生育しています。

(出典；筑後川水系河川水辺の国勢調査)

## 水質

城原川では堂地橋と協和橋で定期的にpH<sup>26</sup>、BOD<sup>27</sup>、SS<sup>28</sup>、DO<sup>29</sup>、大腸菌群数<sup>30</sup>、全窒素<sup>31</sup>、全リン<sup>32</sup>などの水質調査が行われています。水質の善し悪しを判断する目安は全国どこの場所でも同じではなく、河川、湖沼、海域などのその場所に応じた目安である類型<sup>33</sup>が指定されることになっており、城原川では堂地橋からお茶屋堰までがB類型、お茶屋堰より上流はA類型に指定されています。

城原川の水質をBODに着目してみると、堂地橋と協和橋の両地点とも平成6年の濁水時を除いて指定されている目安をおおむね満たしています。しかし、沿川の住民からは水質が悪化しているという声が挙がっており、地域全体で水質改善に向けての行動に取り組む必要があります。



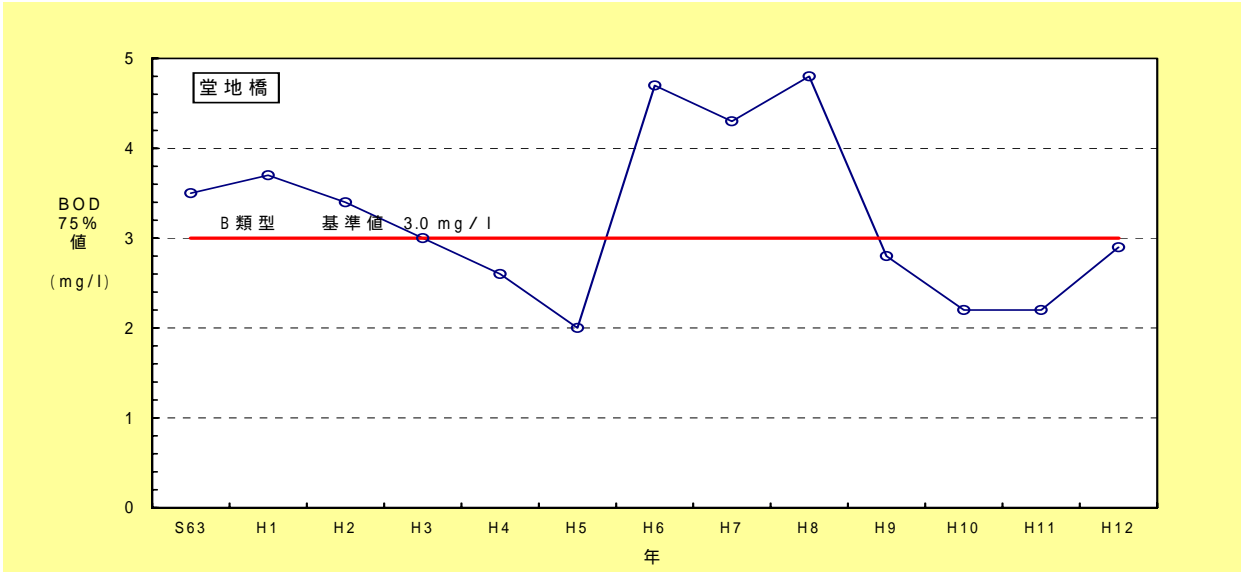
水質調査地点

～ A類型とは～

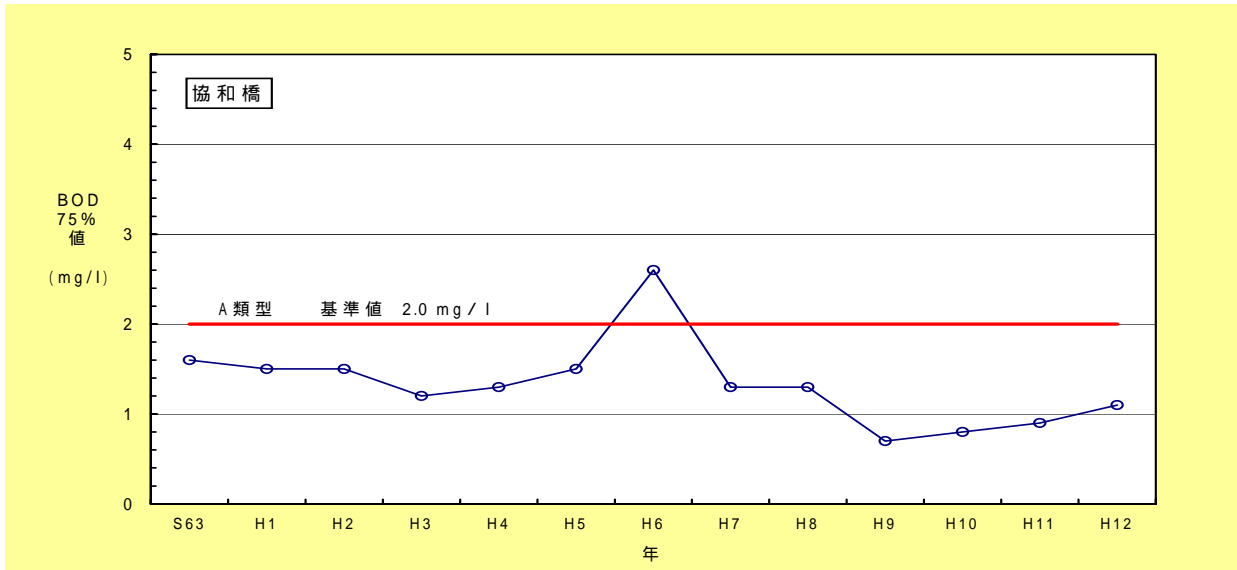
ヤマメ、イワナなど澄んだきれいな水域に住む魚が生息することができ、上水道の水源としても使用できる良好な水質です。

～ B類型とは～

アユなどの魚が生息することができ、高度に浄化することで飲用が可能になる水質です。



堂地橋地点



協和橋地点

水質調査結果 ( B O D 7 5 % 値 <sup>3 4</sup> ) の変化



## (4) 河川利用

### 水利用の歴史

城原川を含む佐賀平野の川は奥行きせふりさんの狭い脊振山を源としているために水が少なく、また佐賀平野は海岸線の南下によって農地が拡大したため、深刻な農業用水の不足が生じました。このため、山裾やますそ付近には上流からの雨水を貯めるため池などが数多く造られ、水路によって佐賀平野に供給されました。平野部では草堰くさせき（P 2 3 参照）などによって取水した川の水や雨水などを貯めるとともに、降った雨を排水するためのクリークが網の目のように造られ、貴重な水が反復して利用されました。また、海岸線近くでは潮が満ちた時に海水によって押し上げられた川の表面水を取水するアオ（淡水）取水が行われました。一方、佐賀平野は海拔 5 m 以下の低い平地であるためにたびたび水害が発生し、水不足と水害という相反する二つの災害に悩まされ続けていました。

この問題に対し、成富兵庫茂安なりとみひょうごしげやす 17 は堰 13 や用水路などを造って川やクリークなどをつなげ、厳格な水利用のルールを徹底させるとともに、川の改修などを進めて洪水対策を行い、佐賀平野を水不足や水害から守りました。

城原川には三千石井堰と横落水路（P 2 4 参照）野越し（P 7 参照）などの成富兵庫茂安の遺構が今も残っています。その他、城原川の良質な水を下流の蓮池城下へ引くためにお茶屋堰（P 2 4 参照）などが造られています。



城原川付近の水利用のための施設



成富兵庫茂安による水利用のしくみはほぼそのままの形で戦後まで続き、沿川の住民はクリークを維持するための活動などを行い、農業用水のほかにも生活雑用水や防火用水などに利用してきました。しかし、高度成長期に入った頃から農業の近代化・合理化を目的とした土地改良事業<sup>35</sup>によるクリークの統廃合や圃場整備<sup>20</sup>、従来のアオ取水などから筑後川を水源とする新しい用水への切り替えなどが行われ、農業用水のクリークへの依存が少なくなっています。その結果、クリークの水の滞留などによる水質悪化や荒廃などの問題が生じており、生活雑用水など農業用水以外の用途にも使用できなくなっています。



土地改良事業やクリークの統廃合の状況

## 草堰

草堰くさせきは棒杭に柳、竹、芝、雑草などの粗朶そだや藁わらなどをからませた農業用水を取水するために古来より続けられている堰<sup>13</sup>であり、直鳥橋から協和橋付近にかけて13箇所なおりに現存しています。城原川は絶対的に水が不足していたことから、隙間が多く、わざわざ水が漏れやすい構造にすることで上流と下流で水を利用する人々の利害の調整を行っていたとされています。また、普段は上流から流れてくる砂が溜まりにくく、洪水の時には流れを妨げないように簡単に壊れるようになっています。

現在はクリークなどの水環境を保つために取水されており、またかつては地域の中で厳格な水利用のルールや水の取り方に関する取り決めがなされていましたが、近年は草堰を石で固めたりビニールで覆い、下流への影響を考えずに取水している例がみられ、水利用に関する秩序が乱れつつあります。



現存する草堰の位置



草堰

### 三千石井堰と横落水路

さんぜんごくいせき よこおちすいろう

なりとみひょうごしげやす

三千石井堰と横落水路は江戸時代に成富兵庫茂安<sup>17</sup>によって築かれた取水のための施設であり、城原川より西側の水不足を補うため、三千石井堰で水を堰止めて取水し、横落水路により灌漑<sup>かんがい</sup>を行っています。

三千石井堰は自然の石を積み上げて作られており、その名前は農地の開発による農作物の増収高に由来しているとされています。



三千石井堰と横落水路

### お茶屋堰

お茶屋堰は江戸時代に城原川の良質な水を下流の蓮池城下へ引くために、現神崎市直鳥<sup>なほとり</sup>に作られた取水のための堰<sup>はすいけ</sup> <sup>13</sup>です。普段は有明海から上ってくる潮はこのお茶屋堰で止まりますが、大潮時には潮が堰を超え、新宿橋付近まで上ります。近年作られる堰には魚の移動ができるように魚道<sup>ぎょどう</sup> <sup>36</sup>を付けること増えていますが、お茶屋堰には魚道がないため、大潮などで水位が上昇したとき以外は魚などの生物が自由に移動できない状態になっています。



お茶屋堰



お茶屋堰と蓮池城の位置



## 川と人との関わり(昔)

城原川は広大な穀倉地帯である佐賀平野の貴重な水源であるとともに、生活用水などとしても利用され、また子供たちにとっては格好の遊び場となっていました。このように、城原川はかつて地域の人々と深い関わりを持っていました。

### 川遊び

城原川は昔、子供達の遊びや交流の場であり、小学校にプールができる昭和40年代までは、川で泳ぐ子供達の姿がみられました。



境原と崎村の間を流れる城原川



旧千代田町新宿付近

(出典；長崎街道)

### 生活のなかでの川の利用

高度成長期前までは人々の生活と川は密着しており、川で洗濯をしたり米とぎなどが行われていました。また、川岸に生育していたヨシは焚きものとして利用されていました。



昭和33年頃の風景 洗濯と米とぎ

(出典；目で見える鳥栖・三養基・神埼の100年)



## 川と人との関わり(今)

高度成長期を過ぎ、川の改修工事や水道の普及、学校プールの整備などが進むにつれ城原川で遊ぶ子供たちや洗濯、米ときなどをする人の姿が少なくなり、人々の川への関心が薄れてきました。

このようななかで、再び川への関心を高めてもらおうと、川を利用したイベントなどが行われています。

### リバースクール(城原川親水公園)

水辺に近づくことのできる整備が行われている城原川親水公園を拠点として、子供達が川に親しむためのイベント「リバースクール(城原川エンジョイクラブ主催)」が開催されています。また、「堀デーちよだ」の会場としても活用されています。



城原川親水公園

### 堀デーちよだ

クリークや川をもっと身近に感じてもらい、自然を見つめ直してもらおうと、クリークで菱の実<sup>ひし</sup><sup>37</sup>とりに使われる「ハンギー」に乗ってレースを行う「堀デーちよだ」が毎年8月に開催されています。



(出典;「千代田」パンフレット)

堀デーちよだ

## 吉野ヶ里菜の花マーチ

吉野ヶ里歴史公園をスタート・ゴールに、菜の花の咲き誇る城原川や佐賀平野の田園など、早春の佐賀路を歩くウォーキング大会です。



吉野ヶ里菜の花マーチ



(出典；平成18年度開催パンフレット)

## 吉野ヶ里菜の花マーチのコース図

### 遊歩百選

全国100箇所の遊歩コースを選んだ「遊歩百選」のなかに城原川沿いの「弥生の里から水の郷コース」が選定されています。

### < 弥生の里から水の郷コース >

吉野ヶ里歴史公園や城原川、緑に恵まれた仁比山公園などの起伏に富んだ往復10kmのコースです。桜やコスモスを季節ごとに楽しみながら散策できます。



(出典；神埼 全国遊歩百選パンフレット)

## 弥生の里から水の郷コース図

# 3. 「城原川かわづくり」プラン

## (1) 「城原川かわづくり」プランの概要

### 1) 「城原川かわづくり」プランの目的

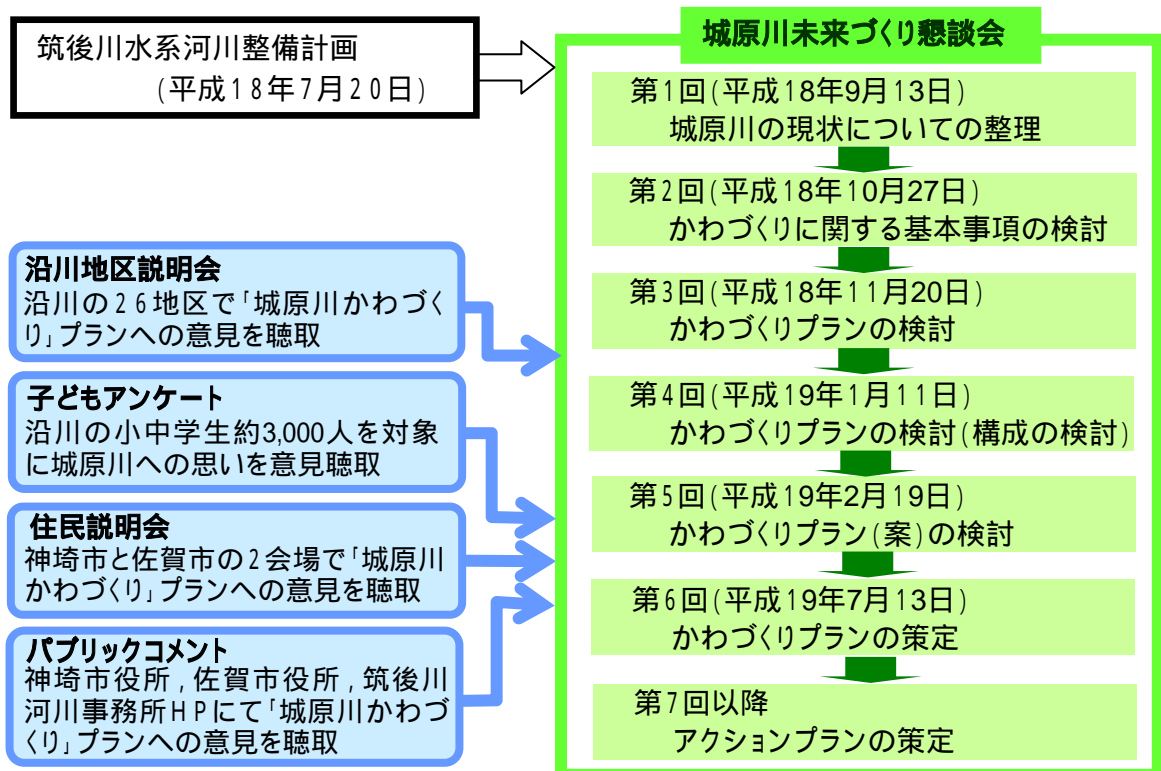
「城原川かわづくり」プランは城原川の洪水などに対する安全性を高めるとともに、地域の人々に親しまれる川となるよう、城原川の歴史や文化の継承、豊かな自然環境の保全、川の利用やまちづくりへの貢献などを目指し、今後の城原川の整備の方向性を示したものです。

### 2) 城原川未来づくり懇談会について

「城原川未来づくり懇談会」は城原川周辺の住民の代表と学識者の10名で構成され、今後の城原川のあり方について議論を行い、将来の城原川のかわづくりに関するプランを策定するために設立されたものです(懇談会の委員名簿は参考資料に示しています。)

### 3) 「城原川かわづくり」プラン策定の経緯

「城原川かわづくり」プランは「城原川未来づくり懇談会」での検討のほか、城原川沿川の26地区での地区説明会や神崎市と佐賀市で開催した住民説明会での意見などをもとに策定しました。



アクションプランとは「城原川かわづくり」プランを具体的に進めるための行動計画のことです。

## 沿川地区説明会

「城原川かわづくり」プランについての地域のみなさんの意見を聴取することを目的に26会場で説明会を開催しました(延べ292人が参加)。

沿川地区説明会日程一覧表

	開催日	地区名		開催日	地区名
神崎市神埼町	12月18日	四丁目	神崎市千代田町	12月12日	黒津
		協和町		12月12日	下直鳥
		西小津ヶ里		12月13日	乙南里
	12月18日	小津ヶ里			新宿
	12月19日	永歌		12月14日	大石
	12月19日	大門		12月14日	嘉納
	12月20日	本告牟田		12月14日	丙太田
		山田		12月14日	上直鳥
	12月21日	猪面		12月20日	用作
		利田			柴尾
		川寄			小森田
	12月21日	犬の目			
	12月22日	鶴西			
12月22日	鶴田				
佐賀市	12月16日	蓮池			

## 4) 対象範囲・ゾーン区分

### 対象範囲

「城原川かわづくり」プランの対象範囲は、城原川のうち国土交通省が管理する区間ちよつかつかんりくかん(直轄管理区間)である佐賀江川との合流点から9.1kmまでの区間とします。

- ・流域面積: 64.4km<sup>2</sup>  
(山地: 70%, 平地: 30%)
- ・幹川流路延長: 31.9km
- ・流域内人口: 約1万人  
(城原川流域委員会資料より)



城原川概要図



## ゾーン区分

城原川は <sup>みなもと</sup>源の脊振山から <sup>せぶりざん</sup>佐賀平野を経て有明海に至るまでの間にさまざまな表情を見せてくれます。「城原川かわづくり」プランでは、対象範囲を川の姿や水利用、沿川の土地利用状況などをもとに3つのゾーン（区域）に分け、各ゾーンの特徴を活かした取り組みを提案するものとなりました。



**ゾーン1：有明海の潮の影響を受けるゾーン（0k000～2k950：合流点～お茶屋堰）**  
**<特徴>**

- ・有明海の潮の影響を受ける区間であり、川底にはガタ土が溜まっています。川底の勾配は1/4,000程度と非常に緩やかです。
- ・高潮被害に対する不安があります。
- ・干潮時に現れる干潟にはハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の生物が生息しています。また、水際から河川敷にかけてはヨシ原が広がり、オオヨシキリやセッカなどの鳥類が巣作りをしています。
- ・古くからクリークを中心とする農業が営まれ、堤内には田園が広がっています。

**<かわづくりの主な方向性>**

- ・高潮被害に対する安全性の確保
- ・干潟やヨシ原などの自然環境の保全と再生
- ・田園風景と調和する河川整備

**ゾーン2：草堰とヨシ原が分布するゾーン（2k950～6k600：お茶屋堰～神埼橋下流）**  
**<特徴>**

- ・ゾーンの下流付近はお茶屋堰の湛<sup>たんすい</sup>水域であり、その上流には草堰が点在しています。
- ・川底の勾配は1/1,000程度と緩やかです。周辺の土地よりも川底が高い天井<sup>てんじょうがわ</sup>川になっています。
- ・水際から河川敷にかけてツルヨシやオギが生育しています。また、オヤニラミやスナヤツメ、カマツカなどの魚が生息しています。
- ・お茶屋堰の上流には城原川親水公園が整備されており、リバーズスクールなどのイベントが開催されています。
- ・環濠<sup>かんごう</sup>集落<sup>しゅうらく</sup>が点在し、田園とクリークが織りなすのどかな風景が広がっています。

**<かわづくりの主な方向性>**

- ・堤防の拡幅、強化と川の断面の拡大
- ・豊かな自然環境の保全
- ・身近で親しめるかわづくりや川の利用促進に向けた取り組みの実施

**ゾーン3：周辺に市街地が広がり、野越しとヨシ原が分布するゾーン**  
**（6k600～9k100：神埼橋下流～直轄管理区間上流端）**

**<特徴>**

- ・下流には草堰<sup>くさせき</sup>、上流には野越し<sup>のこ</sup>しが点在し、川底の勾配は1/1,000程度と緩やかです。
- ・水際から河川敷にかけてツルヨシやオギが生育し、オヤニラミやカゼトゲタナゴなどの魚が生息しています。
- ・周辺には神埼市の中心市街地が広がり、国道34号やJR長崎本線が通っています。かつては長崎街道<sup>かんざきしゅう</sup>の神埼宿があり、賑わいをみせていました。

**<かわづくりの主な方向性>**

- ・堤防の拡幅、強化と川の断面の拡大
- ・豊かな自然環境の保全
- ・川と人とを結び、地域交流の場となるかわづくりと川の利用促進に向けた取り組みの実施

## (2)「城原川かわづくり」プランのコンセプト

### 1) 基本コンセプト

城原川の歴史や文化、現状と課題などを踏まえ、これからの城原川のかわづくりに向けた基本コンセプト（かわづくりの基本概念）を定めました。このコンセプトは度重なる水害から地域の安全を守るとともに、歴史ある水の文化を次世代に伝え、地域の人々と城原川とのつながりが再生されることを願ったものです。

#### 「城原川かわづくり」プランの基本コンセプト

### 水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む

城原川はこれまでに幾多の水害をもたらし、今もなお洪水や高潮に対する安全性の向上が求められています。一方、城原川は古くから佐賀平野を潤し、農業用水や生活用水、遊び・学び・憩いの場として利用されてきましたが、近年の生活様式や社会構造の変化により、地域との係わりが希薄になってきています。

これからの城原川のかわづくりは、水害から水と暮らす歴史あるふるさとを守るとともに、人と川とのつながりを育むことを目指します。



## 2) コンセプトの柱

「城原川かわづくり」プランの基本コンセプト(かわづくりの基本概念)を実現するため、洪水に対する安全性の向上、豊かな自然環境や河川景観の保全と再生、地域の人々と川とのつながりの再生に向けた3つの柱を定めました。この3つの柱を軸として、城原川のこれからのかわづくりを進めます。

### 「城原川かわづくり」プランの基本コンセプト

#### 水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む

#### コンセプトの3つの柱

##### 安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上

洪水に対する安全性を確保する基盤づくりを進めるとともに、地域を含めた総合的な防災力を向上させる川づくりを目指します。



##### 自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

瀬や淵、干潟環境からなる生態系と草堰やヨシ原が織りなす川の風景を保全・再生する川づくりを目指します。



##### ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生

昔、川は人が集う場であり地域交流の場でした。**歴史ある水の文化を次世代に伝え(追加)**人と川とのつながりを再生し、人々に親しまれる川づくりを目指します。





### 3)かわづくりの考え方

## 安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上

川の断面拡大や堤防強化などの洪水対策を進め、沿川に暮らす人々の安全を確保する。  
地域の人々と自治体、河川管理者などが連携・協働し、洪水に対して安全な地域づくりを進める。

城原川は昭和24年や28年に大規模な洪水被害を受け、これをきっかけに実施された災害助成事業（P9参照）による河川改修が完了して以来、大きな洪水被害はないものの、近年、集中豪雨の影響を受けてはん濫注意水位<sup>22</sup>を越すほどの洪水が頻発するなど、現在でも洪水に対して安全であるとは言いがたい状況にあります。

そのため、城原川のかわづくりはまず第一に洪水や高潮に対して安全な川にすることが重要です。

城原川を含む筑後川水系<sup>23</sup>の国土交通省が管理する区間（直轄管理区間）は、平成18年7月20日に河川整備計画（P12参照）が策定されました。城原川についても、今後この河川整備計画にもとづいて川の断面の拡大や、洪水の流れを妨げているお茶屋堰や夫婦井樋橋の改築などが実施されます。さらに城原川の堤防は災害助成事業により短期間で造られており、堤防がどのような土で造られているのか十分に把握されていなかったため、洪水の際に堤防から漏水する不安があります。このため、堤防の土を調査して安全性を確認し、必要に応じて堤防を強化することが必要です。

また、日常的な河川の巡視や堤防・護岸の点検など河川の管理を適切に行うことで、流路の維持や堤防の安全性を保つことが重要であるとともに、万が一、洪水や高潮によって堤防からの漏水や護岸の破壊などが生じた場合には、迅速に復旧し、地域の安全を速やかに回復することが必要です。

城原川には地域を洪水の被害から守るために江戸時代につくられた野越し（P7参照）が現存しています。河川整備計画では城原川の整備目標流量 $330\text{ m}^3/\text{s}$ （P12参照）を安全に流すために必要な堤防のかさ上げが計画されていますが、実施にあたっては現存する野越しが防災上どのような機能を持っているか、周辺の土地の使われ方がどのように変化したかなどを十分に調査・検討したうえで、地域全体の合意形成を図ることが重要です。

洪水対策は長期間にわたって段階的に実施されるものです。このため、対策の途上段階で洪水が発生したり、あるいは対策が完了した後でも想定していた規模以上の洪水が発生する可能性は否定できません。このような洪水が発生した場合の対応を川の断面の拡大や堤防の強化のみで行うのではなく、まちづくりや都市計画と併せた対策を実施し、総合的に洪水に対して安全な地域にしていくことも重要です。例えば、堤防に沿って南北に通る防災用の道路を造ることによって、災害時に沿川の住民の避難路や救援物資の輸送路として利用できるとともに、東西を横切る主要道路と交差する箇所を一時的な避難場所として利用するなど、地域の安全性を高めることができると考えられます。

また、川や道路での工事を伴うような対策だけではなく、洪水が発生した場合に地域の人々が安全に避難できるような体制や、災害時に避難する際の判断材料となる雨の強さや川の水位などの情報を一般の方でも正確に知ることができるような仕組みづくりも必要です。

これらの対策を進めるためには、沿川の地域全体で洪水による被害を最小限に抑える力（地域防災力）を向上させていくという観点から、地域の人々や関係自治体、河川管理者などが連携・協働して取り組むことが重要です。



昭和28年洪水直後の神埼橋

（出典；神埼市役所資料）

## 自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

川の断面拡大などの洪水対策を進める際には、豊かな自然環境や景観との調和を図るとともに、生物の良好な生息・生育空間を保全・再生する。城原川とその周辺の環濠集落<sup>かんごうしゅうらく</sup>やクリークなどを含めた地域全体の生物の生息・生育場や水環境の改善に取り組み、地域一帯の自然環境を保全・再生する。地域の人々の環境への関心を高め、地域全体できれいな城原川を目指した取り組みを進める。

城原川の自然環境はお茶屋堰（P 2 4 参照）の下流と上流で特徴が大きく異なっています。お茶屋堰より下流では、有明海の潮の影響を受けて川底にガタ土<sup>7</sup>が溜まっており、ハゼクチやハラグクレチゴガニなど（P 1 6 参照）の有明海特有の貴重な生物が生息しています。お茶屋堰より上流には草堰<sup>くさせき</sup>（P 2 3 参照）による湛水<sup>たんすい</sup><sup>15</sup>区間が連続し、ツルヨシ、オギなどの抽水植物<sup>ちゅうすいしよくぶつ</sup><sup>16</sup>が茂り、オヤニラミ（P 1 8 参照）などの貴重な魚が生息することができる環境が残されており、穏やかな風景が広がっています。

城原川のかわづくりではさまざまな生物が生息している現在の自然環境を保つことが重要になります。そのため、川の中を掘るなどの洪水対策を行うときにはできるだけ影響が少なくなるような工法を採用するなど、自然環境との調和を図ることが必要です。

そのためには、城原川の自然環境を継続的に調査し、環境の変化や洪水対策の影響を把握することも重要になってきます。

また、川の中の環境だけではなく、城原川と水路でつながっている環濠集落<sup>かんごうしゅうらく</sup><sup>9</sup>やクリークなどを含め、地域全体で生物の生息・生育場を保全する考え方により、沿川の地域一帯の豊かな環境を保つことが重要です。

城原川の水質は調査によると良好な状態にあると言えますが、よりきれいな水を望む声が挙がっています。また、ゴミの投棄・ポイ捨てなどが見られ、地域のボランティアによる清掃活動なども実施されています。そのほか、古くから多くの箇所草堰によって川の水を取り入れ、周辺の水路に流していますが、城原川は天井川<sup>てんじょうがわ</sup><sup>5</sup>であり、普段の水の量が決して多くはないため、状況によっては水を取ることができなくなることもあります。

きれいな水を保ち、ゴミのない城原川にするためには地域全体で問題に取り組むことが重要です。例えば、沿川の地域から川に入り込んだり不法投棄されるゴミをその発生源から減らしたりすることにより、城原川がきれいになります。そのためには、地域の人々が城原川に親しみをもち、日常生活の中で城原川を大切に汚さないという意識が持てるようにすることが重要です。

しかし、現在の城原川は気軽に川の中や水辺に近づき、川と触れあえるような状態にはなっていません。地域の人々が城原川に親しみ、接する機会や目にする機会を増やし、地域の人々からの関心が高く、目の行き届いた川にしていくことも必要です。川やその周辺の清掃活動や堤防の除草などを沿川の住民と河川管理者が連携・協働して実施する方策を検討することも考えられます。





## ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生

豊かな自然環境を活かし、地域のひとびとが川に親しめる整備を行うとともに、城原川を訪れる人が増え、川への関心や理解が高まるための仕組みを作る。上流から下流までが一体となって水利用のあり方について望ましい姿を検討する。  
地域のひとびとと関係自治体、河川管理者が対話を重ねることにより、魅力ある地域づくり・かわづくりを実現する。

現在の城原川は豊かな自然環境と穏やかな野の川の風景が広がっているものの、ガタ土<sup>7</sup>が溜まっていたり、堤防や河川敷の植物が背高く生い茂っており、気軽に水辺に近づくことができません。水辺に近づけるように堤防の斜面に階段が造られている箇所もありますが、十分に活用されているとは言えません。

西側の堤防上は歩行者・自転車道路になっていることもあり、散策やジョギング、通勤・通学路としての利用が多く見られます。かつての城原川では子どもたちが水遊びをする姿が頻繁<sup>ひんぱん</sup>に見られたそうですが、現在の川の利用は城原川親水公園（P26参照）でイベントが開催されている程度です。これは洪水対策が進められたことによって、城原川に限らず全国の川が水遊びをする環境でなくなってきたことでもあります。社会情勢の変化により、川で遊ぶことが危険であるという意識が人々に浸透していることもあると考えられます。

城原川に対して地域の人々が望むものは、まず「洪水に対して安全な川にして欲しい」ということであり、水辺に近づけることや水遊びができることなど、川に親しむための整備に関する具体的な要望が挙がってくるには至っていません。しかし、潜在的にはこのような整備が求められているものと考えられます。これは沿川地区説明会（P28参照）で実施したアンケートの結果で「子どもたちが自然体験できる城原川」を望む声が少なからずあったことから読み取れます。

城原川が地域の人々に親しめる川となるためには、安全に利用できるような整備を行うことが前提となるものの、人々が城原川で遊びたい、行きたいと感じられるようにすることが重要です。そのためには、川の中や堤防に施設を整備するだけでなく、城原川の自然を安全に体験できるイベントを実施することなどによって、地域の人々が城原川を訪れる機会を積極的につくっていくことも必要と考えられます。さらに、現在、利用が多い散策やジョギングをする際にも、城原川の豊かな自然や美しい風景を感じられるようにするとともに、城原川への理解も深まるようになることが望まれます。

城原川の水は農業用水として利用されており、その多くは草堰くさせき（P 23 参照）によって取り入れられていました。以前は草堰やその水の取り入れ口である樋管ひかんの運用や構造について厳格に管理されていましたが、近年では管理に対して関心が低くなっている地域が見受けられます。

城原川は天井川てんじょうがわ<sup>5</sup>であり、上流で水を取りすぎると下流の水が少なくなるため、水が漏れやすい草堰を造ることで取る水の量を調整し、地域全体が水に困らないよう工夫してきた歴史があります。しかし昨今では草堰を石で固めたりすることによって、下流への影響を省みず確実に取水できるようにするなど、水利用の秩序が乱れつつあるようです。

このため城原川の水量など問題点を理解し、地域が一体となって河川環境を維持するために今後どのようにしていくべきが議論していくことが必要です。(追加)

城原川の水利用に関しては、上流から下流まで全体の問題点を理解し、地域が一体となって今後どのようにしていくべきが議論していくことが必要です。かつて、城原川は日常のさまざまな場面で生活に関わりのある川でしたが、時代とともに人と川とのつながりが薄れてきました。現在、自治体、取水者、河川管理者から構成される城原川水利用懇談会において洪水に対する安全性を向上させつつ河川からの取水を適正に管理するための議論が行われています。(追加) 今後は今後も沿川の住民と関係自治体、河川管理者が連携・協働れんけい きょうどうのもとで、住民自らも城原川について考え、行動することを通じて、より良い川づくりの実現を図らなければなりません。



城原川親水公園でのリバーズクール

### (3)かわづくりメニュー

城原川の基本コンセプト（かわづくりの基本<sup>がいねん</sup>概念）やその実現に向けた3つの柱をもとに、以下のかわづくりメニューを提案します。

水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む
<b>安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上</b>
1) 流下能力の向上 2) 堤防の強化 3) 地域防災力の向上 4) まちづくりと一体となった防災対策
<b>自然豊かで多様な生物の生息空間の保全</b>
5) 多自然川づくり 6) 魚道 <sup>ぎょどう</sup> の設置 7) 環濠 <sup>かんごう</sup> 集落 <sup>しゅうらく</sup> やクリークとのネットワーク構築
<b>ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生</b>
8) 水辺の立ち寄りスポットの整備 9) 親水拠点の整備 10) 地域交流の場の整備 11) 並木の整備 12) 城原川に関する情報の発信 13) リバースクールの実施 14) 地域と連携 <sup>れんけい</sup> した協働 <sup>きょうどう</sup> による管理

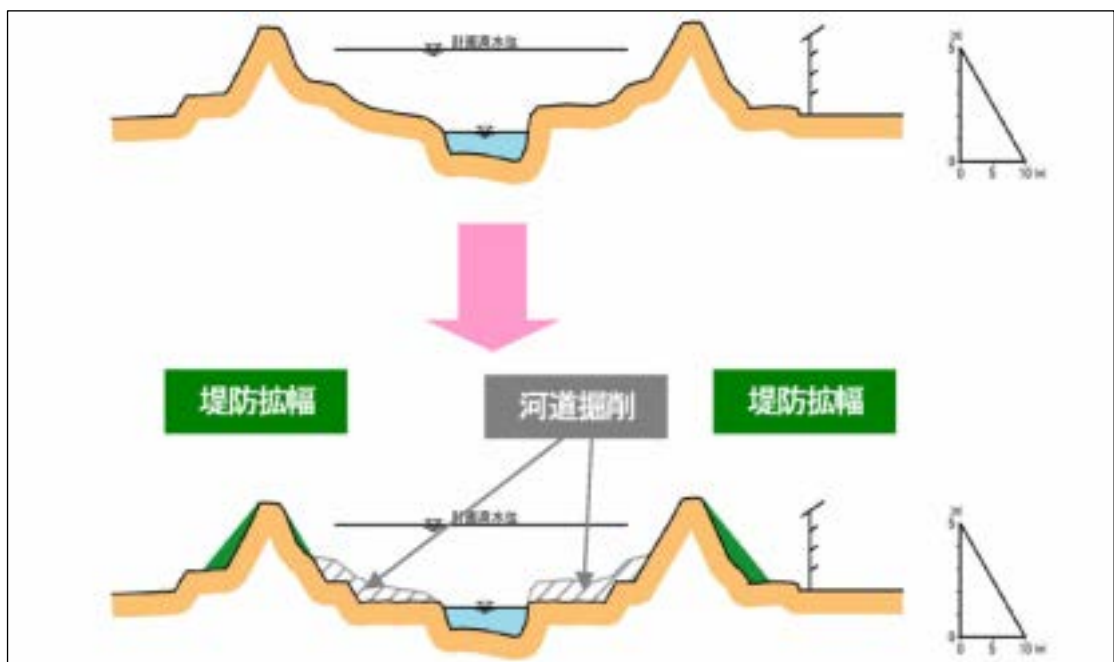
# 安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上

## 1) 流下能力の向上(ゾーン1～3)

城原川では昭和24～37年の災害助成事業( P 9 参照 ) により川幅が3倍程度に広げられて以来、大きな洪水被害は発生していませんが、近年でもはん濫注意水位<sup>22</sup>を超えるような洪水が頻発しています。このため、洪水や高潮に対する不安がなく、安心して暮らすことのできる地域となるよう、川の断面の拡大(河道掘削)や堤防の強化(築堤)、洪水の流れを妨げているお茶屋堰( P 2 4 参照 ) や夫婦井樋橋の改築などによって、整備目標流量 $330\text{ m}^3/\text{s}$ ( P 1 2 参照 ) を安全に流すことができるような整備(流下能力の向上)を進める必要があります。

野越し( P 7 ) については、近年、野越し周辺の宅地化が進んでおり、大洪水が発生した場合に家屋が浸水する恐れがあることから、下流区間で整備目標流量を安全に流すことのできる整備を行った上で、野越しのある区間でも整備目標流量を安全に流すことができる高さまでかさ上げする必要があります。それ以上のかさ上げについては、野越しの超過洪水<sup>38</sup>対策としての効果を調査・検討し、周辺の土地の使われ方の変化などを考え合わせて、地域の住民や関係機関と十分に議論を重ねた上で判断する必要があります。

川の断面を拡大する際には、ゾーン1(佐賀江川合流点～お茶屋堰)については干潟の保全によって有明海特有の生物を保全し、ゾーン2～3(お茶屋堰～直轄管理区間上流端)については水際の抽水植物<sup>16</sup>やオヤニラミ( P 1 8 参照 ) などの貴重な魚類などの生息・生育場を保全する必要があります。



代表横断面図(5k000付近)

(出典; 筑後川水系河川整備計画)



## 2) 堤防の強化(ゾーン1～3)

城原川の堤防は<sup>さいがいじょせいじぎょう</sup>災害助成事業(P9参照)により短期間で造られており、現在、堤防からの<sup>ろうすい</sup>漏水が各地で発生しています。これまでは堤防がどのような土でできているのかが十分には把握されていませんでしたが、平成18年度に入って堤防の土の調査と漏水に対する<sup>あんぜんせい</sup>安全性の検討が行われており、年度末には結果が出されることになっています。城原川は<sup>てんじょうがわ</sup>天井川<sup>5</sup>であることや周辺の市街地化が進んでいることなどから、堤防の安全性の確保は最重要課題であり、検討の結果をもとに安全性が不足している箇所については早急に堤防の強化を実施する必要があります。

## 3) 地域防災力の向上(ゾーン1～3)

流下能力の向上や堤防の強化など、工事を伴う洪水対策は長期間にわたって段階的に施工されることから、対策が完了するまでの間の洪水や、対策が完了した後でも想定を超える大規模な洪水が発生する可能性があります。また、城原川では災害助成事業(P9参照)が完了した昭和37年以降、大規模な水害に見舞われていないことから、地域の住民や自治体の水害に対する意識や避難・水防活動により洪水被害を最小限に抑える力(地域防災力)が低下していると考えられます。

このため、工事を伴うような洪水対策と並行して、地域の住民や佐賀県、神崎市、佐賀市などの関係機関、河川管理者である国土交通省が連携して災害に関する情報提供や水防・避難体制を強化し、地域の防災力の向上に努める必要があります。

水防警報や洪水予報等の迅速な発令

洪水または高潮によって災害が発生する恐れのあるとき、国土交通省が水防警報や洪水警報、避難判断水位などに関する情報を佐賀県等の関係機関に対して<sup>じんそく</sup>迅速に発令する。

水防体制の強化に向けた関係機関との連携

水防資材の備蓄、水防工法の伝承や開発、水防訓練などを地域住民と国土交通省や神崎市、佐賀市などの関係機関が協力して実施し、水防体制を強化する。

分かりやすい防災情報の提供

地域の住民や関係自治体の避難・水防活動時の判断や行動に役立つよう、国土交通省などが浸水予想区域図や雨量、水位、画像情報などをインターネットや携帯端末などを活用して分かりやすくリアルタイムに提供するための情報整備や体制づくりを進める。

地域防災力の向上策の例

#### 4) まちづくりと一体となった防災対策(ゾーン1～3)

流下能力の向上や堤防の強化などの工事を伴う洪水対策や地域の防災力を向上させると同時に、まちづくりの計画と一体となって広域的な視点に立った防災対策を進めることが有効です。

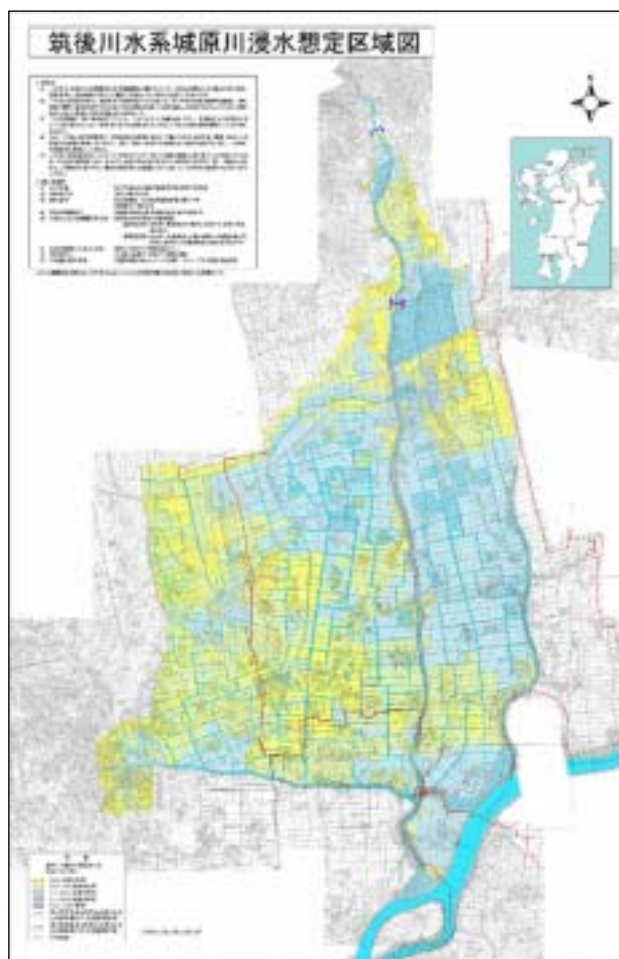
これには、平成18年6月に城原川の<sup>しんすいそうていくいきず</sup>浸水想定区域図<sup>39</sup>が公表されたことを踏まえ、堤防に沿った南北方向に防災用の道路を整備することが考えられます。

城原川の浸水想定区域図によると、城原川の<sup>りゅういき</sup>流域<sup>2</sup>で150年に1回程度起こるような大雨が降ると、沿川は1～2m程度の深さで浸水すると予想されています。そのときには電気や水道などが寸断されるばかりでなく、住民の生命が危機に瀕するような事態に陥ることが予想されます。

今後、堤防に沿って防災用の道路を整備することにより、沿川住民の安全な地区への避難や被災者の円滑な誘導、緊急物資の輸送が可能となり、また東西の主要道路と防災用の道路が交差する箇所に広場を整備することで、災害時の避難住民の中継場所にもなります。

このように、河川管理者と佐賀県、神崎市、佐賀市が各自治体の地域防災計画と連携し、防災用道路や河川防災ステーション<sup>40</sup>などの整備を進める必要があります。

そのほか、<sup>のこ</sup>野越し(P7参照)については野越し周辺のまちづくりの計画を考慮した上で<sup>ちょうかこうすい</sup>超過洪水<sup>38</sup>対策としての活用などを今後議論していく必要があります。



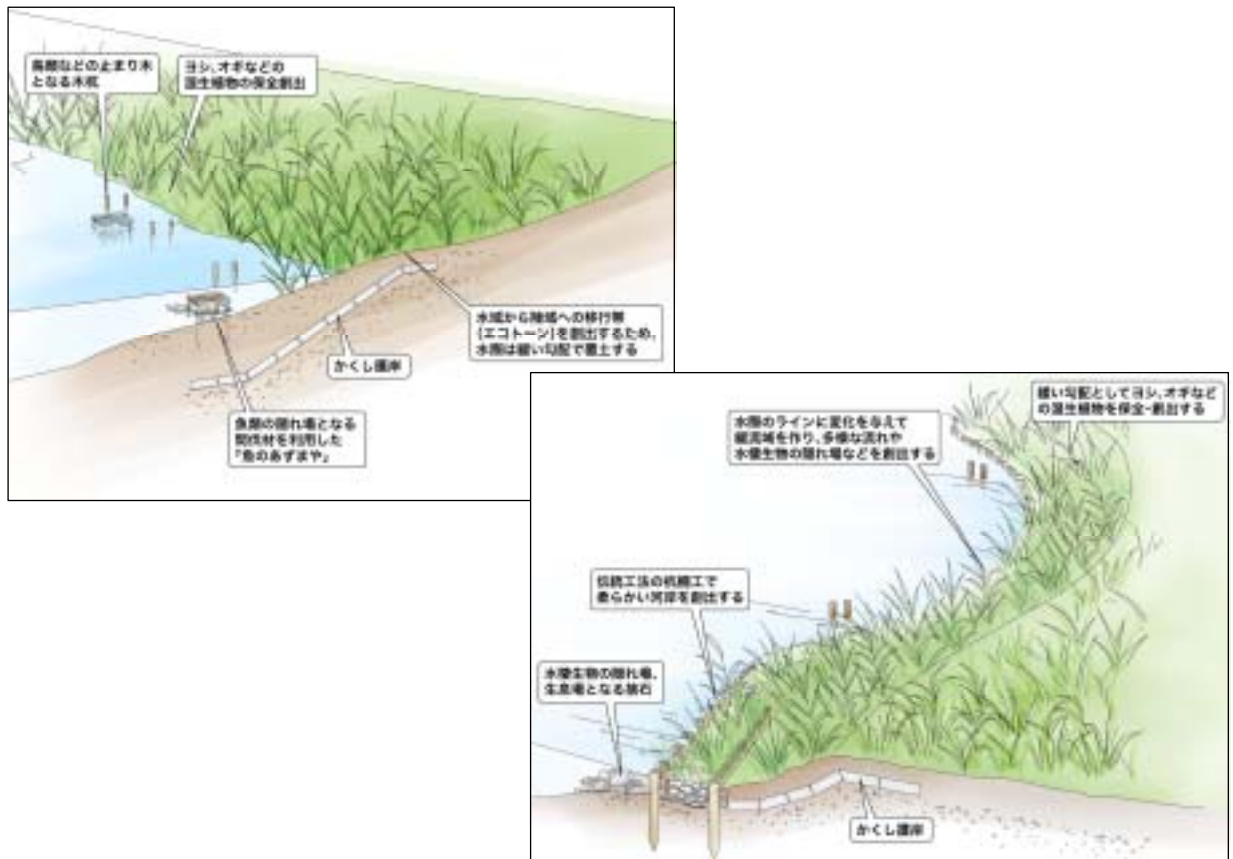
城原川浸水想定区域図

## 自然豊かで多様な生物の生息空間の保全

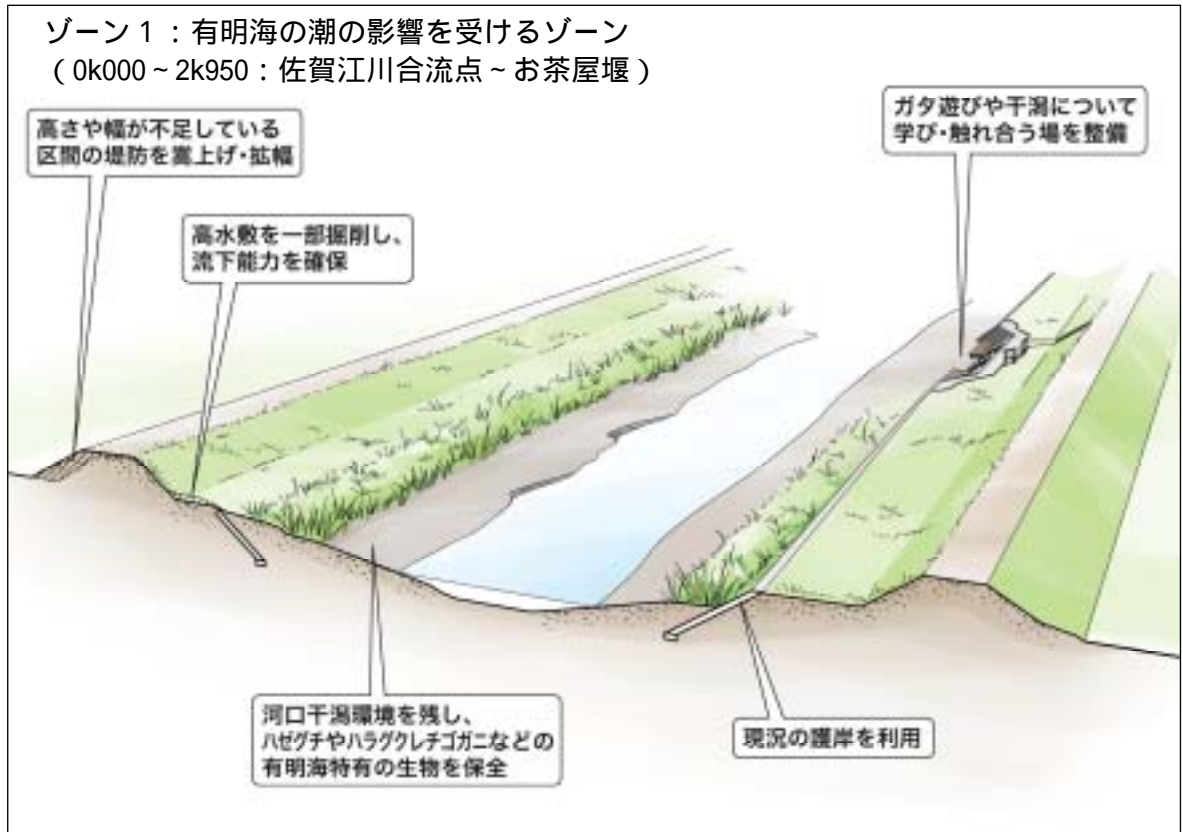
### 5) 多自然川づくり(ゾーン1～3)

有明海の潮の影響を受けるゾーン1(佐賀江川合流点～お茶屋堰)には干潟に生息するハゼクチやハラグクレチゴガニ、水際のヨシに巣を造るオオヨシキリなどの生物がみられます(P16参照)。ゾーン2～3(お茶屋堰～直轄管理区間上流端)には水際のツルヨシやオギ、そこを生息・産卵場とするオヤニラミなどの貴重な魚がみられ(P18参照)また、点在する草堰(クサセキ)(P23参照)とヨシ原の織りなすやわらかな風景は野の川をイメージする城原川の原因風景となっています。

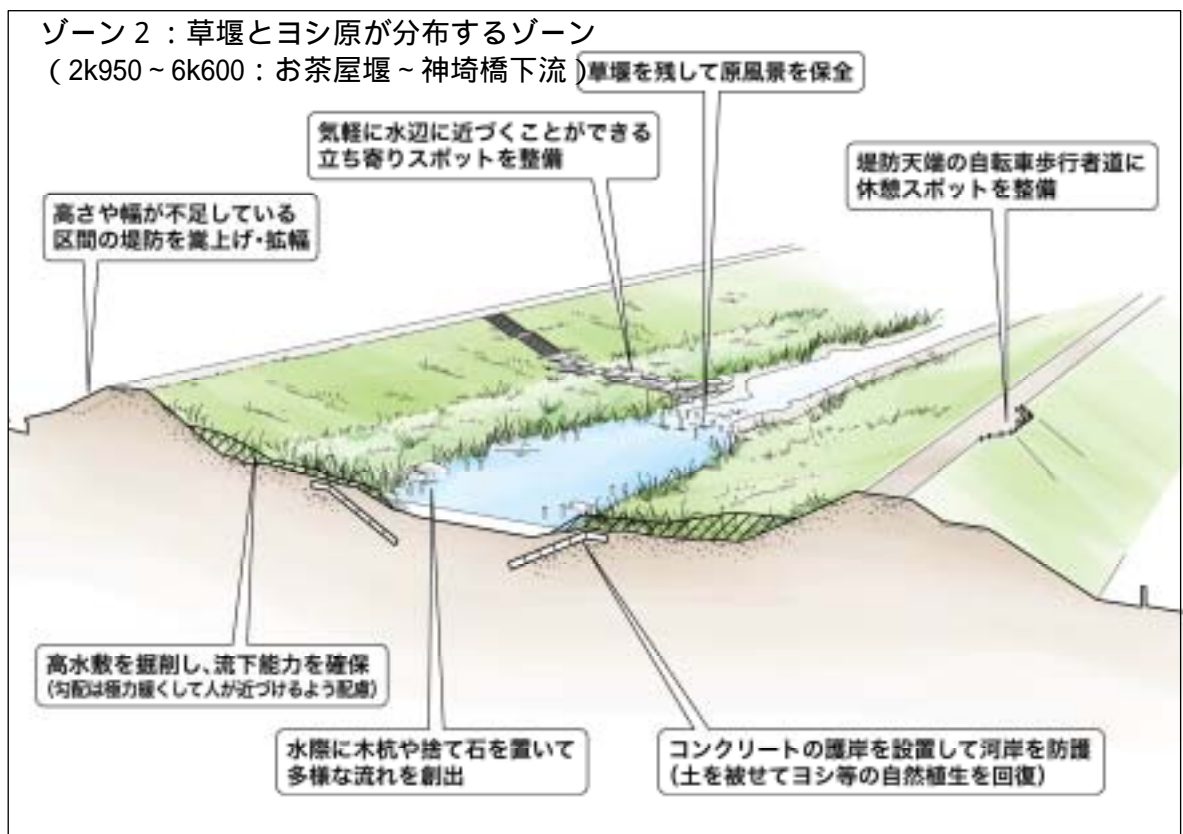
洪水対策として川の断面の拡大(河道掘削)や護岸を整備する際には、これらの豊かな自然環境や城原川の風景に配慮し、干潟の保全やかくし護岸<sup>41</sup>、杭柵工<sup>42</sup>などの伝統的河川工法を用い、良好な動植物の生息・生育環境や河川景観を保全する必要があります。また、河川の水量の確保や水質の向上、ゴミ投棄の防止や清掃活動などに地域の住民と河川管理者が連携・協働<sup>43</sup>して取り組む必要があります。



護岸の整備イメージ



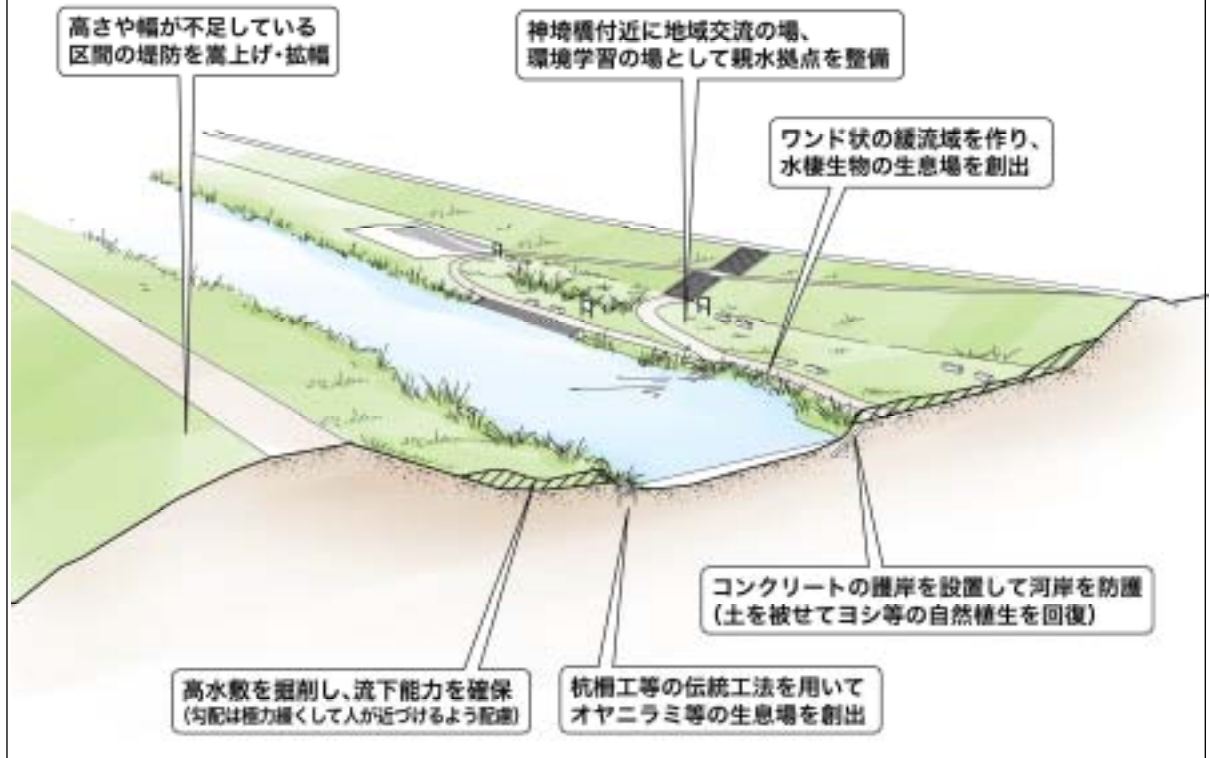
ゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）の整備イメージ



ゾーン2（お茶屋堰～神埼橋下流）の整備イメージ



ゾーン3：周辺に市街地が広がり、野越しとヨシ原が分布するゾーン  
(6k600～9k100：神埼橋下流～直轄管理区間上流端)



ゾーン3（神埼橋下流～直轄管理区間上流端）の整備イメージ

## 6) 魚道の設置(ゾーン1)

お茶屋堰（P 2 4 参照）はコンクリートの壁で造られた隙間の少ない堰<sup>13</sup>であるため、大潮などで水位が上昇したとき以外は魚の行き来が出来ないのではないかと考えられます。お茶屋堰は洪水の流れを妨げているために可動堰<sup>43</sup>への改築が計画されており、改築する際には周辺の魚の種類や生態について調査した上で魚道<sup>36</sup>を設置することを検討し、有明海から上流域までの川の連続性（魚などの水生生物の移動経路）を確保することが望まれます。



お茶屋堰

## 7) 環濠集落やクリークとのネットワーク構築(ゾーン1～2)

いろいろな種類やたくさんの生物が生息できる環境をつくるには、点在している生物の生息場を生物が自由に移動できるよう広域的につなげることが有効とされており、これをエコロジカルネットワーク<sup>44</sup>と呼んでいます。城原川では川の環境を保全するとともに、ゾーン1（佐賀江川合流点～お茶屋堰）やゾーン2（お茶屋堰～神埼橋下流）付近の環濠集落<sup>9</sup>やクリークとのエコロジカルネットワークをつくり、水生生物や鳥類などの生息場を広げることが考えられます。そのほか、地域全体で川やクリークなどの水質改善へ取り組むとともに、横武クリーク公園などと連携して周辺一帯が地域の憩いの場・歴史に触れる場となる環境整備などを提案します。



横武クリーク公園

## ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生

### 8) 水辺の立ち寄りスポットの整備(ゾーン2～3)

城原川では<sup>さいがいじょせいじぎょう</sup>災害助成事業(P9参照)による川幅の拡幅や堤防、護岸の整備などが進められた結果、かつてのような洪水被害は少なくなりました。しかしながら、それとともに高い堤防や河川敷に生い茂った植物、勾配の急な護岸などに阻まれて水辺に近づけなくなっており、かつてのような子供たちの川遊びや生活の中での川の利用が少なくなっています。

そこで、かつてのように地域の人たちが川を身近に感じ、気軽に近づくことができるよう、ゾーン2(お茶屋堰～神埼橋下流)～ゾーン3(神埼橋下流～<sup>ちよつかつかんりくかん</sup>直轄管理区間上流端)などに堤防の階段や坂路、河川敷から川岸にかけての散策路(アプローチ路)、緩い勾配や階段状の護岸による水辺の立ち寄りスポット(水辺の立ち寄り場)の整備を提案します。整備にあたってはヨシや草堰(<sup>くさせき</sup>P23参照)に代表される城原川の風景に溶け込むとともに、ユニバーサルデザイン<sup>45</sup>の考え方にもとづき、幅広い世代が安全に利用できるよう配慮することが望めます。



水辺の立ち寄りスポットの整備イメージ



かつての城原川の風景  
(出典；長崎街道)



川での洗濯と米とぎ  
(出典；目で見える鳥栖・三養基・神埼の100年)

## 9) 親水拠点の整備(ゾーン1～3)

川と人との関わりが希薄になってきている一方で、住民団体や自治体と連携し、川での自然体験活動などを行うリバーツーリズムや、小中学校の総合的な学習の時間などでの川の利用など、川を拠点とした地域活動が活発に行われています。

城原川では現在、お茶屋堰(P24参照)の上流に整備されている城原川親水公園を拠点として、カヌー体験などを行うリバーズクールが開催されています(P26参照)。そこで、ゾーン1(佐賀江川合流点～お茶屋堰)やゾーン3(神埼橋下流～直轄管理区間上流端)においても子供たちを含む地域の人々の自然体験や環境学習、川と親しむ場となるような親水拠点の整備を提案します。

ゾーン1ではこの区間の特徴であるガタ土<sup>7</sup>を活かし、子供たちが安全に泥んこ遊びなどを行い、干潟について学び、触れ合う場を提案します。ゾーン3では神埼市の市街部に近く、またかつて子供達がよく遊んでいた神埼橋の下流付近に自然観察や環境学習の場となる河川敷広場などを提案します。

より具体的な検討を行う際には、地域の要望に合った親しみのある施設となるよう、地元懇談会などを開催して地域の住民や自治体の意見を集めるとともに、幅広い世代が安全に利用できるための配慮や、城原川の風景に溶け込むデザインなどを検討することが望まれます。

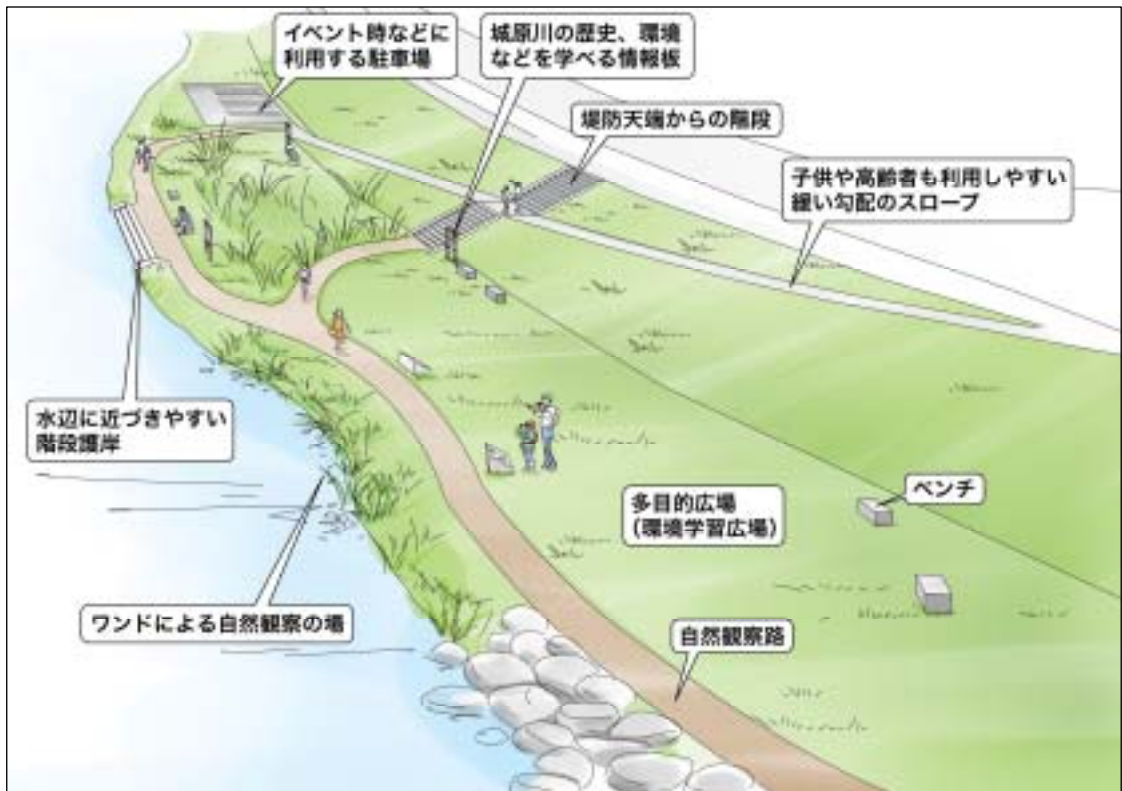


城原川親水公園(ゾーン2)とリバーズクールの状況





親水拠点（ゾーン1）の整備イメージ

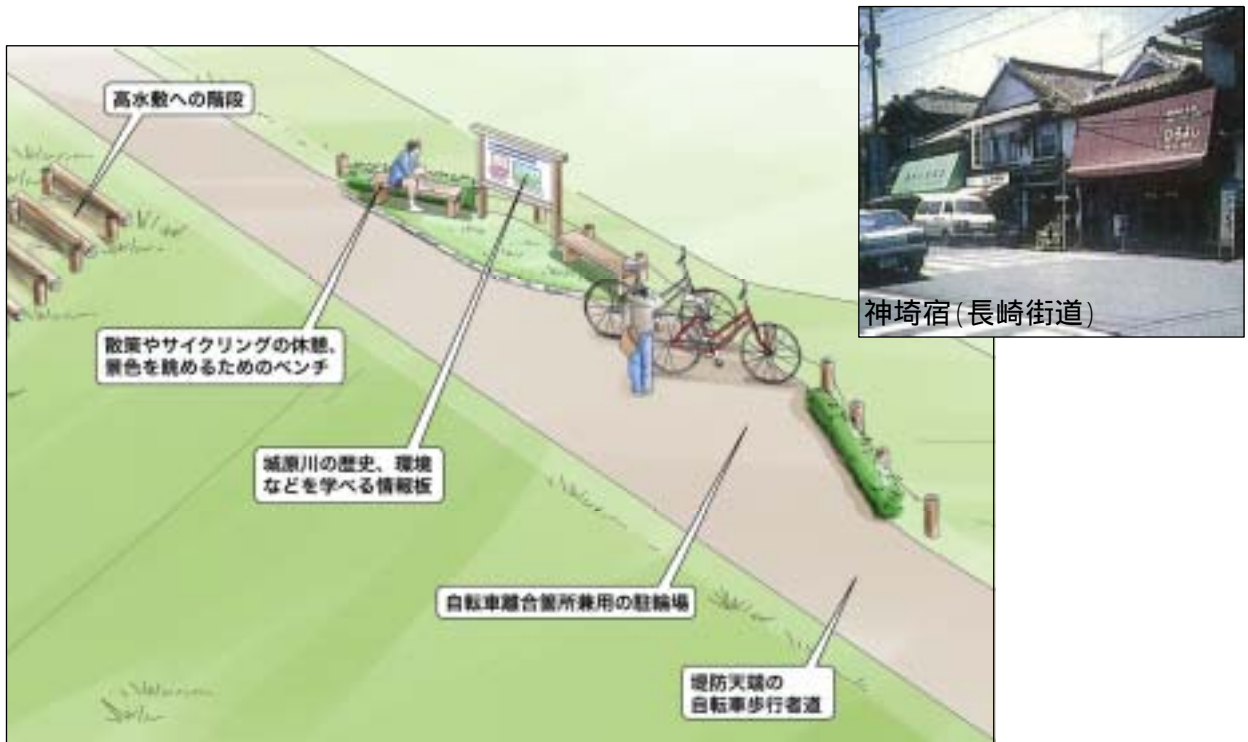


親水拠点（ゾーン3）の整備イメージ

## 10) 地域交流の場の整備(ゾーン1～3)

かつて城原川は子供たちの格好の遊び場であり、昭和40年代までは川で泳ぐ子供たちの姿が見られました。大人も洗濯や米ときなど生活の中で川を利用し、地域交流の場として活用していました。また、江戸時代に整えられた神埼橋下流付近を横断する長崎街道は人や物、文化を運ぶ道であり、その宿場町である神埼宿<sup>かんざきしゆく</sup>は他の地域との結びつきの場でもありました。

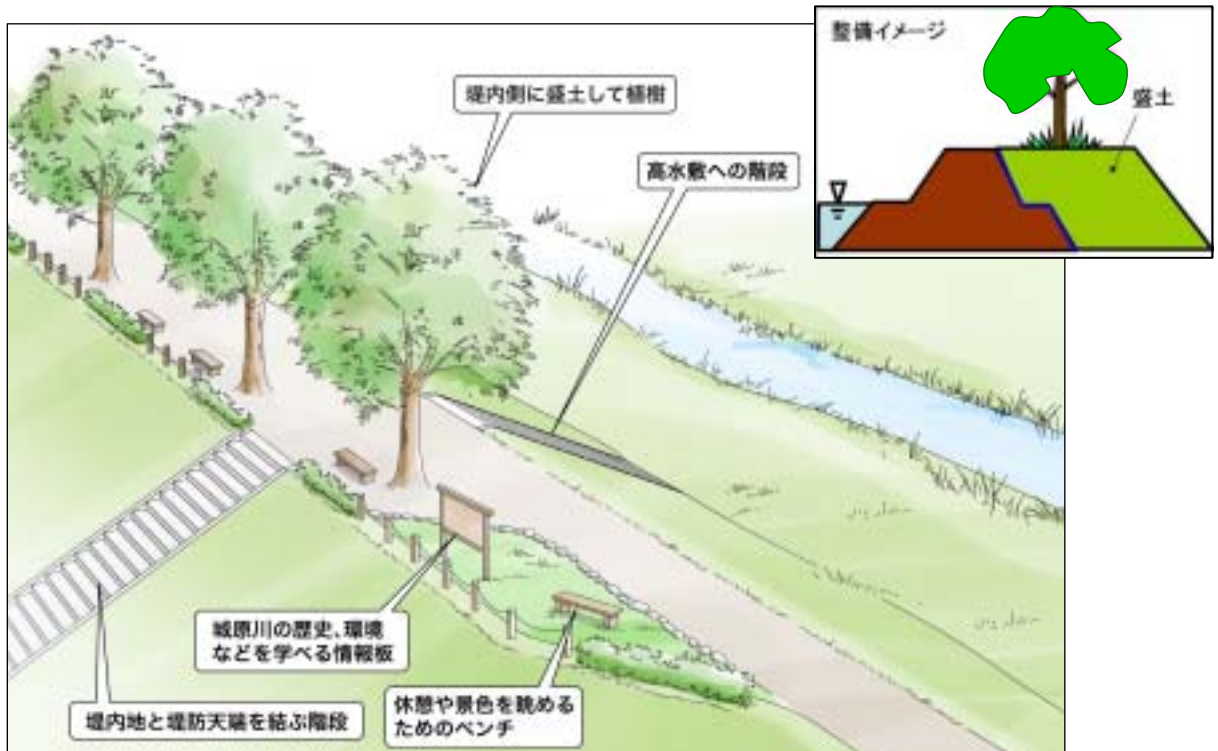
このように、かつて人が集い、交流の場であった城原川を地域交流の場として位置付け、現在、自転車歩行者道となっている西側の堤防上に休憩スポット(休憩場)などを設け、水辺の立ち寄りスポットとあわせて旧神埼町と旧千代田町を結ぶ地域交流の場や、城原川の風景を眺めながら散策や休憩、歴史や自然環境などを学べる場として整備することを提案します。



地域交流の場(休憩スポット)の整備イメージ

## 11) 並木の整備(ゾーン1～3)

かつて城原川には神埼地方の一大産物であったロウの原料となるハゼノキや堤防強化のために植えられていた桜並木などが四季折々の美しい風景をつくり、人々の憩いの場となっていました。このような城原川の美しい昔の風景を再現し、地域の憩い・交流しよくじゆたいの場を創出するために堤防に盛土を行い、植樹や休憩施設などを設けた植樹帯の整備を提案します。



植樹帯の整備イメージ

## 12) 城原川に関する情報の発信(ゾーン1～3)

城原川には草堰(くさせき) (P 2 3 参照) や野越し(のこ) (P 7 参照) 三千石井堰(さんぜんごくいせき) (P 2 4 参照) などの歴史的な治水・利水施設や、オヤニラミやハラグクレチゴガニなど(P 1 6 ~ 1 8 参照) の貴重な生物が生息する自然環境が残されており、これらを次世代に伝えていくことが望まれています。また、近年希薄になっている地域の住民と川との関係を取り戻すとともに、水害に対する地域の防災力を向上させるためには、河川管理者などが日常的に川に関する情報を地域の住民や関係自治体に提供し、共有していくことが必要とされています。

このため、新たに整備する地域交流の場や親水拠点、既存の施設(城原川親水公園等) などの主要な地点に城原川に関する歴史・文化・自然環境や川での地域活動の状況、防災情報などについて学び、触れ合うことができる学習情報板を設けることを提案します。また、既存の掲示板(日出来橋付近などの2箇所) を積極的に活用し、継続的に情報の掲示を行っていくことも必要です。

そのほか、筑後川河川事務所のホームページや地域の広報誌などを用いた情報提供や、佐賀江川合流点付近の諸富出張所(もろどみ) を城原川に関する情報発信、学習支援、地域交流の場として活用することを提案します。



学習情報板の例



### 13)リバースクールの実施(ゾーン1～3)

身近な自然空間である城原川への関心を高め、子供たちの環境学習や情操教育などの場として活用するため、城原川親水公園（P 2 6 参照）や新たに整備する親水拠点を活用した自然体験への取り組みを提案します。

プログラムとしては既に城原川親水公園でも実施されているリバースクールや小中学校の総合的な学習の時間での水生生物すいせいせいぶつや水質の調査などの体験学習などが考えられ、今後、河川管理者や地域の住民、関係自治体、学校関係者などが連携して進めていくことが望まれます。

### 14)地域と連携した協働による管理(ゾーン1～3)

昔、城原川では多くの子供たちの遊ぶ姿が見られ、人々が集う場でありました。しかし高度成長期を過ぎた頃から地域の人々と川との関係が希薄になり、それとともに川の環境が次第に悪くなっているようです。

城原川の美しい環境を取り戻し、未来へ伝えるためには、河川管理者と地域の住民、関係機関が協働きょうどうして河川の管理に取り組む必要があります。

筑後川では毎年10月末に2万人に及ぶ沿川の住民などが参加する一斉清掃をはじめ、周辺住民の参加による河川の美化・清掃活動や除草作業などが行われています。城原川においても地域住民の参加による河川管理の輪を広げ、安全で美しい川づくりや、ゴミの投棄などに関するマナー向上等の啓発的な取り組みを進めていくことが望まれます。

また、近年、一部の草堰くさせき（P 2 3 参照）では石やビニールを使って過剰に取水している例がみられます。これにより下流の水量の減少や水質の悪化などが生じており、地域全体の問題として水利用に関するルールや管理の徹底を図る必要があります。



筑後川の一斉美化活動



地域住民による堤防の除草（朝倉市）



### 全体コンセプト

～水と暮らすふるさとを守り、人と川とのつながりを育む～

城原川はこれまでに数多の水害をもたらし、今もなお洪水や高潮に対する安全性の向上が求められています。一方、城原川は古くから住居平野を潤し、生活排水や農業用水、遊び・学び・憩いの場として利用されてきましたが、近年の生活様式や社会構造の変化により、地域との結びつきが希薄になってきています。

これからの城原川のかかわりでは、水害から水と暮らす歴史あるふるさとを守るとともに、人と川とのつながりを育むことを目指します。

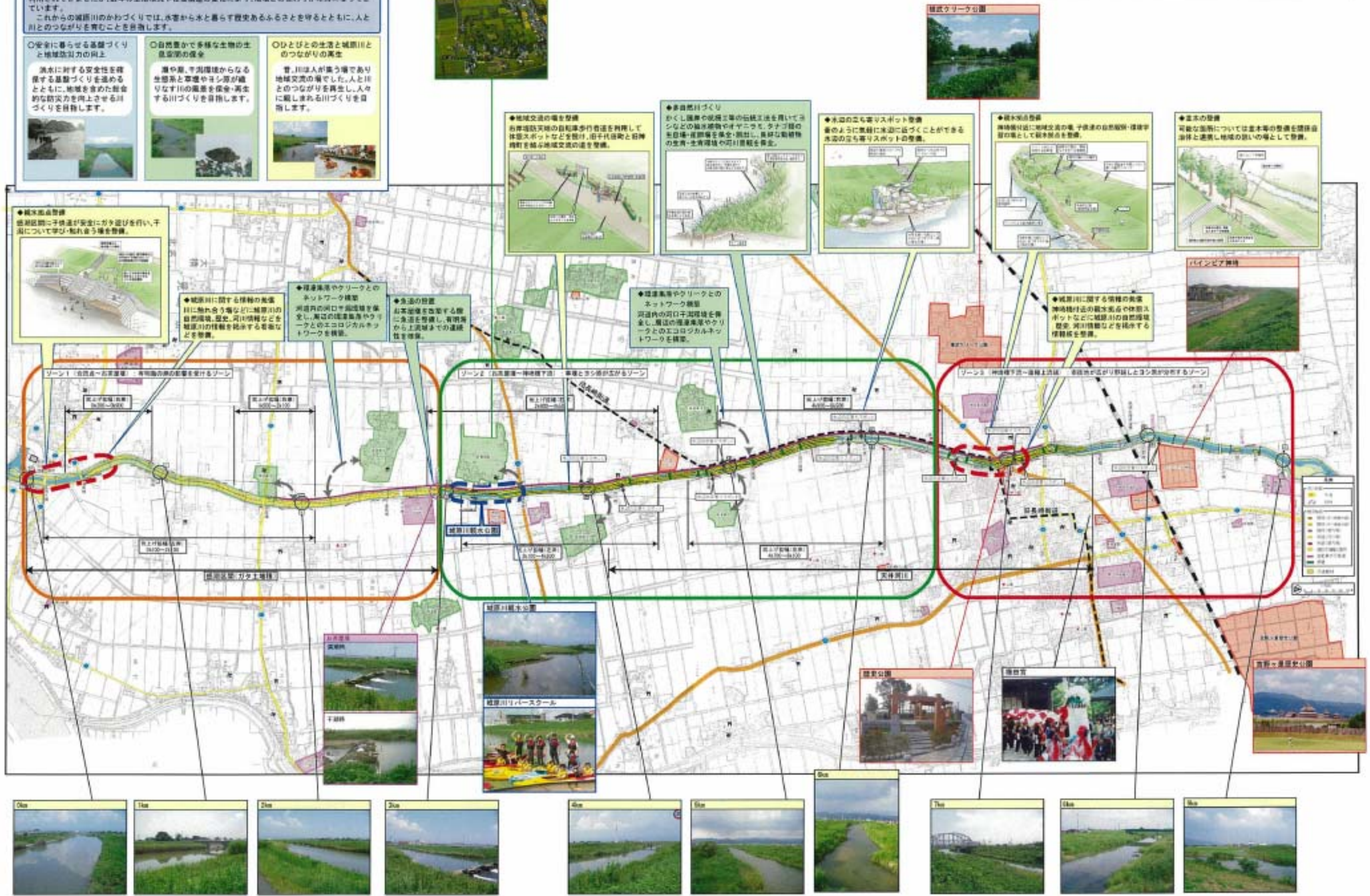
- 安全に暮らせる基礎づくりと地域防災力の向上
 

洪水に対する安全性を確保する基礎づくりを進めるとともに、地域を営めた社会的な防災力を向上させる川づくりを目指します。
- 自然豊かで多様な生物の生息空間の保全
 

瀬や淵、ヤリ沼環境からなる生態系と草花やヨシ原が織りなす川の風景を保全・再生する川づくりを目指します。
- ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生
 

昔、川は人が暮らす場であり地域交流の場でした。人と川とのつながりを再生し、人々に親しまれる川づくりを目指します。

## 城原川かわづくりプラン平面図





#### (4) 今後の課題

~~今回のかわづくりプランは、城原川のうち、国土交通省が管理する区間のみを対象としており、脊振山<sup>せぶりさん</sup>から佐賀江川の合流点までの城原川全体31.9kmのうちの9.1kmを対象としているにすぎません。今後の城原川のかわづくりにあたっては、上流から下流までを一体的に考えていくことが必要です。また、今回の対象範囲の上流側である佐賀県管理区間のかわづくりについては、地域に親しまれる河川となることを目指すものとし、城原川の歴史・文化、豊かな自然環境、河川の利活用やまちづくりへの貢献等について配慮して、今後、河川整備計画が策定されることが望まれます。(削除)~~

~~また、国土交通省管理区間と佐賀県管理区間にあわせて9カ所に現存している野越し<sup>のこ</sup>(P7参照)については、本かわづくりプランの中で十分に議論されたとは言えません。野越しの取扱いについては、下流から上流までの地域全体の洪水に対する安全性を総合的に考慮して地域全体のコンセンサスを得ながら検討していくことが重要となります。そのために、まず野越しの果たしてきた役割や現状の課題について認識を深め、どのように対処していくか地域全体で議論していくことが必要です。(削除)~~

~~城原川の水利用の問題については、現在、自治体、取水者、河川管理者から構成される城原川水利用懇談会において議論がなされているところです。洪水に対する安全性を向上させつつ河川からの取水を適正に管理することが重要です。今後も引き続き城原川水利用懇談会での議論を中心として、関係者が一体となり適正な水管理のあり方について検討していきます。また、城原川の現在の自然環境や景観を構成する要素となっている草堰<sup>くさせき</sup>についても検討を重ねる必要があります。(削除)~~

本かわづくりプランは、将来の城原川のかわづくりの方向性を示したものです。今後は、かわづくりプランに位置づけられたメニューについて具体的に誰がどのように実施していくか定め、着実に実施していくことが必要となります。メニューの実施にあたっては、かわづくりと連携して、都市計画やまちづくりに防災対策を反映し、総合的な地域づくりを進めていくことが不可欠です。そのためにも、河川管理者、自治体、地域住民等の多様な関係者が役割分担のもとかわづくりに取り組むことが必要です。そして、そのような城原川の取り組みを通じてより多くの人々が城原川のことについて考え、より良いかわづくりに向けて自ら主体的に行動していくことが今後の課題です。

## 用語集

No.	用語	説明
1	支川 <sup>しせん</sup>	他の河川に合流する河川。
2	流域 <sup>りゅういき</sup>	降った雨や雪が川に流れ込む範囲のこと。
3	幹線流路延長 <sup>かんせんりゅうろ えんちよう</sup>	水源から河口に至るまでの延長。
4	扇状地 <sup>せんじようち</sup>	河川が山地から平野に移り、流れがゆるやかになる所に土砂などの堆積物が積もってできる扇形の地形のこと。
5	天井川 <sup>てんじようがわ</sup>	川底が周辺の土地よりも高い位置にある川のこと。
6	江湖 <sup>えいこ</sup>	干潟に水が流れて川の形で残ったもの。
7	ガタ土 <sup>ど</sup>	潮の干満によって海から運ばれてきた細かい粒の土が堆積したもの。
8	干拓工事 <sup>かんたくこうじ</sup>	海を堤防で囲み、水を除いて陸地化する工事のこと。
9	環濠集落 <sup>かんごうしゅうらく</sup>	周囲に濠 <sup>ほり</sup> をめぐらした集落のこと。排水、防衛などの機能をもつ。
10	山岳信仰 <sup>さんごくしんこう</sup>	山岳を神体、神の宿る場所、あるいは祖霊 <sup>そらい</sup> の住む所などと考え、尊び崇めること。
11	佐賀藩 <sup>さかはん</sup>	肥前国にあった外様藩で肥前藩ともいう。鍋島勝茂が初代藩主であり、鍋島藩という俗称もある。現在の佐賀県、長崎県の一部にあたり、支藩として小城藩、蓮池藩、鹿島藩があった。
12	蓮池藩 <sup>はすいげはん</sup>	初代佐賀藩主・鍋島勝茂の三男・直澄が佐嘉郡、神埼郡、杵島郡、松浦郡、藤津郡を与えられたことに始まる佐賀藩の支藩。
13	堰 <sup>せき</sup>	農業用水などを取水するため、川をせき止めるための構造物。
14	浚渫 <sup>しゅんせつ</sup>	河川などの水深を深くするため、水底をさらって土砂などを取り除くこと。
15	湛水 <sup>たんすい</sup>	水が溜まっている状態のこと。
16	抽水植物 <sup>ちゅうすいしょくぶつ</sup>	根は水中の土壌にあるが、葉や茎の一部は水面から出て生育する植物のこと。
17	成富兵庫茂安 <sup>なりとみひょうごしげやす</sup>	現在の佐賀県佐賀市鍋島町増田に生まれた佐賀藩の武士。土木技術者として治水・利水事業に取り組んだことから治水の神様と呼ばれている。



No.	用語	説明
18	水害防備林 <small>すいがいぼうびりん</small>	水の浸食から河岸を守るとともに、川が氾濫した場合に水の勢いを弱めて被害を軽減する働きをする竹林。
19	受堤 <small>うけてい</small>	野越しからあふれた水が広がらないよう受け止めるために造られた堤防。
20	圃場整備 <small>ほじょうせいび</small>	農業の機械化や用・排水施設の維持管理の負担を減らすために農地の区画を整地・整理すること。
21	計画高水位 <small>けいかくこうすい</small>	河川の改修を行う際に目標となる水位。洪水をこの水位以下で安全に流すよう堤防をつくる。
22	はん濫注意水位 <small>らんちゅういすい</small>	水防団が出動する目安となる水位。
23	水系 <small>すいけい</small>	川とそれに合流する支川、湖沼や池の総称。
24	河川法 <small>かせんほう</small>	洪水を防ぐために堤防やダムをつくったり、川の水の利用を調整したり、河川敷の利用を秩序立てたり、川の水質や動植物を保護するなど、河川の行政について定めた法律。
25	汽水域 <small>きすいいき</small>	海水と淡水が混じり合った塩分濃度の低い水域のこと。
26	pH	水素イオン濃度を表す指数。液の酸性・アルカリ性の程度を表すのに使い、中性では7、酸性では7より小さく、アルカリ性では7より大きい。
27	BOD	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
28	SS	浮遊物質。水中に浮遊して水に溶けていない物質の総称。
29	DO	溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量。
30	大腸菌群数 <small>だいちょうきんぐんすう</small>	大腸菌とは環境中に存在するバクテリアの中で主要な種の一つであり、大腸菌群数は水中に含まれる大腸菌群を数値化したもの。
31	全窒素 <small>ぜんちっそ</small>	水中に含まれる有機および無機の窒素化合物の総量。窒素はリンとともに水を富栄養化させ、赤潮の原因となる。
32	全リン <small>ぜんりん</small>	水中に含まれる無機および有機リン化合物中のリンの総量。
33	類型 <small>るいけい</small>	人間の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい行政上の水質の目標。

No.	用語	説明
34	75%値	BODなど生活環境の基準に関する判断の方法であり、低水流量(1年のうち275日はこの流量を下回らない流量)に相当する水質。
35	土地改良事業	区画整理や灌漑・排水の整備などを行って農地の生産性を高める事業のこと。
36	魚道	ダムや堰を造ると魚などの水生生物が上下流に自由に移動できなくなるため、ダムや堰の横に造る水生生物の通り道のこと。
37	菱の実	池沼などに生えるヒシ科の水草。デンプンが多く含まれており、茹でるか蒸して食べると栗のような味がする。
38	超過洪水	治水対策の目標とした洪水の規模を超える大きな洪水。
39	浸水想定区域図	洪水などによって堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域を示した図。
40	河川防災ステーション	水防資材の備蓄や水防活動の拠点、災害時の避難場所として活用するための施設。
41	かくし護岸	川の自然環境を守るためにコンクリートなどの護岸の上に土を被せ、草などが生えるようにした護岸。
42	杭柵工	木杭で柵を作り、石を詰めた伝統的な護岸工法の一つ。石の隙間が魚などの水生生物のすみかになる。
43	可動堰	水位調節や洪水の流れの妨げにならないよう、堰板を動かすことができる堰。
44	エコロジカルネットワーク	森林や干潟、藻場、河川や河畔林などの自然空間の拠点を結ぶことによって生物の生育・生息の場を広げ、生物の種や数を増やす取り組み。エコロジーとは生物と環境の間の相互作用を扱う学問(生態学)を受け継いだ、文化的・社会的・経済的な思想や活動の総称。
45	ユニバーサルデザイン	大人、子供、男性、女性、高齢者、障害者などに関わらず、全ての人が利用しやすいように配慮して施設や商品を企画・設計すること。

No.	用語	説明
46	環境省レッドリスト	<p>我が国で絶滅のおそれがある野生生物のデータ（生態や生息状況、個体減少の要因など）を取りまとめたリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧 A 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</li> <li>・絶滅危惧 B 類：IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</li> <li>・絶滅危惧 類：絶滅の危険が増大している種</li> <li>・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種</li> </ul> <p>「環境省 鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて H18.12.22」、「環境省 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 及び植物 のレッドリストの見直しについて H19.8.3 より」</p>
47	佐賀県レッドリスト	<p>佐賀県で絶滅のおそれがある野生生物のデータ（生態や生息状況、個体減少の要因など）を取りまとめたリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県絶滅：佐賀県ではすでに絶滅したと考えられる種</li> <li>・佐賀県絶滅危惧 類：絶滅の危機に瀕している種</li> <li>・佐賀県絶滅危惧 類：絶滅の危険が増大している種</li> <li>・佐賀県準絶滅危惧種：存続基盤が脆弱な種</li> </ul> <p>「佐賀県レッドリスト 佐賀県環境生活局 H16.3 より」</p>

(追加)

「城原川かわづくり」プラン（案）に対する意見と修正点等の一覧表（その1）

第6回懇談会での「城原川かわづくり」プラン（案）に対する意見				今回の懇談会での「城原川かわづくり」プラン		
項目	ページ	発言者	意見	ページ	修正点等	
1. はじめに	P1	藤永委員	●4行目「洪水・干ばつなどの自然の厳しさに対峙しながら」とあるが、「対峙」とは向かい合って、対抗してとの意味であるため、言葉として適切ではないのでは。	P1	・大串先生の修正事項を反映しました。	
		藤永委員	●12行目「城原川の素晴らしい所が近年あまり見えてこなくなってきた」とあるが、素晴らしい所とは何を意味しているのか。10行目「地域の人々の心の繋がりといった所」を指しているのか。			
		藤永委員	○12行目「素晴らしい」という表現と「所」という表現はマッチしないのではないかと。「所」という漢字に注意が向くため、ひらがなが良いのではないかと。			
		藤永委員	●13行目「例えば、その土地の地理的な特性を十分に踏まえていない地域計画・都市計画」とあるが、今までの歴史的な流れなどを否定し、今までの人間が悪いことをしてきたような表現になっているため、文章を変えた方がよいのでは。			
2. 城原川の現状と課題	(1)城原川の概要・流域および地形	P2	藤永委員	○2行目に城原川の概要として流域面積、幹線流路延長などの数字が示されているが、城原川が関与する影響を上流から下流まで見ると、下流は佐賀江川、筑後川（早津江川）を経て有明海に至っている影響も大きい。城原川の重要性を明確にするため、この部分などが上記の数字に反映できないか。	P2	・「城原川は佐賀県と福岡県との県境にある脊振山（標高1,055m）を源として佐賀平野を流れ、筑後川の支川の佐賀江川、早津江川に合流し、有明海に注ぐ河川です。」という表現に修正しました。
			P3	藤永委員		
		大串委員	●「城原川開発進展図」を最新のデータにもとづいた図に差し替えてほしい。佐賀大学低平地研究センター日野先生や九州大学下山先生らの研究でもっと詳しいデータがあるはず。	・佐賀大学低平地研究センターホームページに「有明海沿岸低平地域における過去の海岸線の変化」が掲載されており、その図を採用しました。		
		藤永委員	○一般住民が持っている神埼市の主要産業のイメージは農業であると思われるため、7行目の神埼市の概要に産業別就業者数とともに土地利用面積（地目）を示したらよいのではないかと。	・「城原川の流れる神埼市は平成18年3月に旧神埼町、千代田町、脊振村が合併して誕生した人口約3万4千人、総面積約125km <sup>2</sup> （地目別面積；山林・原野などが約66%、田畑が28%、宅地は全体の5%強）の町です。」とし、神埼市役所ホームページに掲載されている面積、地目別%の値を採用し、記載しました。		
藤永委員	○19行目「付近には豊かな自然を体感できる高取山公園や・・・」とあるが、豊かな自然の定義は何か。	・「豊かな自然を体感」の「豊かな」という表現が曖昧となるため削除しました。				



	・川の姿	P5	藤永委員	○7行目に「太古」とあるが、弥生時代をイメージしているのか。太古とは一般的には有史以前の時代を指すのではないか。なお、草堰が作られたのは弥生時代よりもあとであり、城原川が固定化し始めた奈良・平安時代以降ではないか。	P5	・「太古から続く草堰による取水・・・」という表現は「古くから草堰による取水」と表現を変更しました。
	(2)治水対策 ・野越し	P7	大串委員	●「野越しと受堤の位置」の6号野越しの受堤の形が違うのではないか。川寄橋から折れ曲がっているが、実際は真っ直ぐに上流に向かう形になっている。	P7	・「城原川流域における野越しの役割と効果に関する研究」によると6号野越しは川寄橋から折れ曲がっている形状になっているため、この形状で表現しています。
	(3)自然環境 ・動植物	P15	藤永委員	○10行目に「ヤマノカミ」が見つかっているとあるが、本当に確認されて現存しているのか、資料で確認しただけなのか。	P15	・筑後川魚類及び底生動物調査(平成13年度)にて確認されております。
		P16	藤永委員	○蒲田津水門付近には「アオサギ」が見られる。	P16	・p16には河川水辺の国勢調査結果からよく確認された種を掲載しています。
		P16	藤永委員	●ヤマノカミなどはどこで見られ、どの程度珍しい種なのか	P16	・環境省と佐賀県のレッドリスト最新版にて重要度のランクの表現を追記しました。
3.「城原川かわづくり」プラン	(2)「城原川かわづくり」プランの コンセプト 1)基本コンセプト	P32	佐藤委員	●3行目「歴史ある水の文化を次世代に伝え」とあるが、P33「コンセプトの3つの柱」やP40「かわづくりメニュー」のどこかに水文化の発掘、再発見、継承などを入れてほしい。	P32	・p33の「コンセプトの3つの柱」の「③ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」に「歴史ある水の文化を次世代に伝え」を追記しました。
			藤永委員	○子供達がカヌーに乗っている写真はP39, P49にも使われている。そのほかP15とP37の城原川の写真など、同じ写真が使われているページがあり、再チェックした方がよい。		
	(4)今後の課題	P56	馬原委員	●最後に今後の課題が書かれているが、プラン自体に課題があるのであれば、計画を見直しして課題をなくすのが本来の姿ではないか。また、水利用の問題については別途開催されている水利用懇談会での課題であり、「城原川かわづくり」プランの課題に入れるのはおかしいのでは。		・水利用懇談会を開催している説明をp39に追記し、今後の課題からは削除しました。
	藤永委員		○現在の城原川には水がほとんど流れていないため、今後、河川環境を維持するための水量を確保する、あるいは水量の確保を望むなどの表現を付け加えてほしい。		・p39に「城原川の水量など問題点を理解し、地域が一体となって河川環境を維持するために今後どのようにしていくべきか議論していくことが必要」という記述をいれております。	

			大串 委員	○第1～第3段落は削除し、「かわづくりメニュー」に削除した内容の一部を反映させてはどうか。例えば P39 最終段落の城原川の水利利用に関する記述に城原川水利利用懇談会に関する記述を追加するなどである。また、県管理区間は P29 に対象範囲は直轄管理区間と記述されていること、野越しは P34 に河川整備計画での扱いや今後の課題が記述されていることより、敢えて書かなくてもよいのではないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ p39 の 14 行目に水利用懇談会部分を追記し、今後の課題には削除しました。</li> <li>・ 対象範囲は「直轄管理区間」と明記しているため、県管理区間部分削除しました。</li> <li>・ p34 「現存する野越しが防災上どのような機能を持っているか、周辺の土地の使われ方がどのように変化したかなどを十分に調査・検討したうえで、地域全体の合意形成を図ることが重要です」と明記しているため、今後の課題で同様な野越しの記述は削除しました。</li> </ul>
--	--	--	----------	--	--	--

※) ●：第6回懇談会での意見，○：第6回懇談会後の書面での意見

## 第7回城原川未来づくり懇談会

平成19年12月17日（月）

## 第7回城原川未来づくり懇談会

### 1. 開 会

○事務局 ただいまより第7回城原川未来づくり懇談会を開催させていただきます。

本日司会を務めさせていただきます筑後川河川事務所調査課長の阿部と申します。よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、筑後川河川事務所長の入江よりご挨拶をさせていただきます。

### 2. 筑後川河川事務所長挨拶

○入江所長 皆様、こんばんわ。筑後川河川事務所長の入江でございます。

早いもので、今年も数えてみればあと2週間ほどで、本当に年の瀬の押し迫ったこの時期にこの懇談会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、前回の懇談会から5カ月もたってしまったことにまずおわびを申し上げたいと思います。この5カ月間何をやっていたのだというおしかりを受けそうですが、いろいろ調整事がありましたものの、本当はもっと早くやらなければいけなかったと思っております。時間があいたことに関しておわびを申し上げたいと思います。

さて、今日の懇談会ですが、一応議事にありますように、城原川かわづくりプランについて、それからアクションプランについてご議論をいただくことになっております。

まず1つ目のかわづくりプランにつきましては、前回の委員会、それから懇談会以降もいろいろご意見をいただきまして、それを踏まえてかわづくりプラン案を本日も提示することとしております。できれば今日の懇談会で固めたいと思っております。

このかわづくりプランですが、プランをつくることが目的ではなくて、プランというのはあくまで手段であって、その後どうやってこのプランどおりに事業を進め、そしてこの城原川流域の地域をよくしていくかというのが本当の目的でございます。その意味では、プランをつくるというのは一つの通過点であって、その次に行動計画ですね、アクションプラン。だれが、いつ、どこで、何を、どのようにやるのか、その行動計画、アクションプランをつくって、その後、各主体がそのアクションプラン、それからマスタープランで



あるかわづくりプランに基づいてこの地域で行うべき事業ないしソフト政策を進めていくことが重要でございます。

そういう意味で、今日かわづくりプランができたとしても、それはゴールではなくて、あくまで通過点の一つであると。次のアクションプランの作成、それからアクションプランに基づいた各主体の実際の行動につなげていくことが重要でございますので、引き続き、今日のかわづくりプラン、それからその次のアクションプランについて忌憚のないご意見をいただきまして、それがこの城原川流域をよくすることにつながればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 では、これから議事に入らせていただきたいというふうに思いますが、実はお手元の資料を見ていただきますと、かわづくりプランという表紙の厚いものは同じようなものが2種類ございます。これは実は、中身1ページをあけていただきますと、前回いろいろいただきました意見を見え消しで赤い字で少し書いておるもの、これのどこが前回と変わったかというものを見やすくしたものと、それを最終的にそういった形で全部黒い色に直した最終版ということです。実は表紙に少しその辺をわかりやすく書いておけばよかったのですが、申しわけございません、ちょっと事務局の不手際で、わかりにくい、何か似たような資料が2部配付されているということでございまして、おわび申し上げます。

それでは、これから議事に入らせていただきます。中身につきましては、先ほど所長の方から挨拶がございましたように、大きくは2点ということで議論をお願いしたいというふうに思っています。

それでは座長、よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○座長 皆さん、こんばんは。先ほど所長の方からも、かなり時間がたってしまったということでおわびの挨拶がございましたけれども、前は7月だったのですね。今年の夏は非常に暑くていろんなところで環境の問題というのが発生した年でもあったのですが、12月になるとやっぱり寒くなりまして、季節を感じられるというのは幸せだなと思いつこの会場に参った次第です。

今日は、この議事次第にもございますように、城原川かわづくりプランについてということで、前回いろいろとかわづくりプランの意見があったものを修正されたものが出てお

ります。これについての議論を最初にやりまして、これが終わりましたら、その後に行動計画と申しますか、アクションプランをどうやってつくっていくのかということについて議事を進めたいと思います。

では最初に、城原川かわづくりプランについてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 1) 城原川かわづくりプランについて

○事務局 それでは、いつものとおり、前のスクリーン、あるいはお手元の方にA4の横で第7回城原川未来づくり懇談会ということで今日の日付が入っております。こちらの資料と、もう一つ折り込みで、広げるとA3判になっております。こちらが皆様からいただきました意見をまとめて、それをどういうふうに修正いたしましたというところを一つの表にしたものでございます。これからこの2種類を使って説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、最初は前のスクリーンを使って説明をさせていただきます。

(プロジェクター)

まずこれまでの取り組みについてですが、平成18年度に5回開催させていただいて、今回は7回目です。

今日は、かわづくりプランの策定というか、かわづくりプランについてご議論いただくのと、その後のアクションプランの進め方などについてご協議いただきたいというふうに考えております。

続きまして、前回いただいたご意見と、あとその後の主な意見を書いているのですが、かわづくりプランについて前回一応ご議論をいただいております。その後に文書の方でも意見をいただいております。それをまとめましたのがお手元にお配りしていますA3の資料になります。

かわづくりプランは前回からどこをどういうふうに修正したかというのをまとめましたのがこのA3の資料です。これについてちょっと先に、かわづくりプランをどういうふうに修正したかというところをご説明させていただきたいと思います。あとこのA3の横のものと、見え消しのかわづくりプラン、赤書きで見え消ししている分と見比べながら見ていただけるといいかと思っております。

1 ページ目のはじめにというところですが、前回、A委員からいろいろご意見をいた

だいて、その後、座長とご相談させていただいて修正をさせていただいております。

修正した項目としましては、まず「対峙しながら」というところを「向き合いながら」という言葉に修正して、次に「素晴らしい所」を「素晴らしいところ」に修正しているところがこの1ページ目の修正点でございます。

次に2ページ目です。これもA委員からいただいた意見なのですが、城原川は下流の佐賀江川とか早津江川とかを通過して有明海に行っていると、そういったところも踏まえた表現にしてはどうかといったようなご意見をいただいております。それをもって「筑後川の支川の佐賀江川、早津江川に合流し、有明海に注ぐ河川です。」という表現に修正をさせていただいているというところです。これが2ページ目の修正点でございます。

次に3ページ目の修正点です。1行目の「吉野ヶ里遺跡に代表されるように・・・」という表現があったのですけれども、中段の方の12行目ぐらいに、同じように吉野ヶ里遺跡について触れている文章があるので、1行目は削除したらどうかというところがございます。確かに12行目の方でも重複している内容ですので、1行目の方を削除しております。

次に、座長からいただいたご意見で、「城原川開発進展図」を最新のデータに、ということございました。佐賀大学の低平地研究センターのホームページを見せていただいたところ、同じような図がありましたので、そちらの方に差しかえをさせていただこうということでもあります。

その次が、A委員からいただいたご意見で、7行目の神埼市の概要に産業別就業者数とともに土地利用面積を示したらよいのではないかというご意見がございました。それで、神埼市役所のホームページ等で調べましたところ、山地66%、あと田畑28%、あと宅地か5%強というところがございましたので、そのところを中段の方に追加させていただいているというところがございます。

次が19行目の「付近には豊かな自然を体感できる高取山公園や・・・」とあるが、豊かな自然の定義は何かというところがございました。確かに「豊かな」という表現があいまいといえばあいまいですので、これを削除して、「自然を体感できる高取山公園」という表現に修正しております。これが1ページ目でございます。

次にA3の2ページ目を開いていただきますと、5ページの修正箇所のところがございます。中段のところに「太古から続く」という表現をもともと使わせていただいていたのですが、「太古」というのは有史以前の時代を指すのではないかというところがございます。

した。これを、「古くから草堰による取水」という表現にかえさせていただいているところ  
です。これは5ページ目です。

次に7ページ目、野越しの位置、6号野越しの形状が違うのではないかといったような  
ところがありました。ちょっと確認がとれなかったため、一応前回と同じような形状  
で今のところはさせていただこうかなと考えているところです。これが7ページ目でご  
ざいます。

15ページ目、「ヤマノカミ」が見つかっているとあるが、本当に確認されて現存してい  
るのかというところがございます。筑後川の魚類及び底生動物の国勢調査をやっておりま  
すので、その中で確認はしていると。

次に、蒲田津水門付近には「アオサギ」が見られる、それを載せたらどうかというご意  
見があったのですが、うちでやらせていただいている国勢調査の中で確認されている種を  
ここには主に掲載させていただいているところなので、今回はそういったものを掲載させ  
ていただくかというところで考えております。

次に、ヤマノカミなどはどこで見られ、どの程度珍しい種なのかといったようなところ  
がありましたので、16ページを見ていただくと、準絶滅危惧種とか、佐賀県の準絶滅危  
惧種とか、レッドリストに載っていますとか、その辺の記述を追加させていただいている  
というところです。それが16ページ目の修正点になります。

次に32ページ目、B委員からいただいたご意見なんです。 「歴史ある水の文化を次世  
代に伝え」とあるが、「コンセプトの3つの柱」や「かわづくりメニュー」のどこかに水  
文化の発掘、再発見、継承などを入れてほしいというご意見がございました。これにつ  
いては、33ページの「コンセプトの3つの柱」の3番目のところに「歴史ある水文化を次世  
代に伝え」というところを追加させていただいております。

次に、39ページ、49ページに子供たちがカヌーをしている写真が載っていたのですが、  
同じ写真を使っていたというところで、写真の差しかえをさせていただいております。

次に、一番後の今後の課題のところなのですが、56ページ目を開いていただきますと、  
前回いただいた意見は、今後の課題というのは余り残さない方がいいのではないかと  
いったようなところですか、前段で同じような内容について触れているのであえて課題の  
ところに書かなくていいのではないかとといったようなところがありました。

前回までは、水利用とか、直轄区間に限ること、あと野越しの話というものを入ってい



たのですが、前段でも同じようなところを記載しておりますので、そのところは削除させていただいております、というのが最後の課題ところの大きな違いですね。それで、最後に残る、今後どうやって「かわづくりプラン」を実行していくかといったようなところだけを今後の課題に載せさせていただいているというところでございます。

これが前回とその後いただいた意見から、かわづくりプランについて修正させていただいたところです。

続きまして、また前の画面の方に戻るのでありますが、前回、かわづくりプランと、もう一つアクションプランについてというところでご意見をいただいたところです。

1つ目、分科会で議論することはいいいが、すべてに共通したものとしての問題もあると思うので、各分科会が交流をする場も必要だというご意見に対しまして、後で説明しますが、分科会は開催させていただくのですけれども、年に1回とか、2回とか、この城原川未来づくり懇談会を開催して交流する場を持ったらどうかというふうに考えているところです。

次に2番目は、各分科会でアクションプランを考える人たちには具現性が見えてくるのだろうか、工事を含めた具体的な目標がないと難しいのではないかというところに対して、分科会を開催しながら実施可能なものについて随時実施していくというところでございます。

それで、アクションプランを進めたときにだれが評価を行うのかと。基本的には、この城原川未来づくり懇談会をそのまま継続させていただいて、そこで評価をしていったらどうかというふうに考えているところです。

次に、城原川かわづくりプランに向かっていくために、地域としてどういうところから始めていこうかという議論が初めにあり、それをいつ、だれが、どこでという進め方がよいのではないかと思うというところに対して、分科会の中で具体的には議論して実行していくというところになっていくのだと思います。

5番目は、掲示板を使って洪水時の城原川（日出来橋付近）の写真をPRしてほしいと。これは実施に向けて検討しているところでございます。また、分科会の中で具体的に検討して、洪水写真だけではなくて、PR内容について議論をいただくことも可能だというふうに考えております。

次に、お茶屋堰があるから現在の生態系が維持されているので、生態系を考慮した堰改

築の有無も含め検討してほしいと。これも具体的には分科会の中で検討していただくところかというふうに考えております。

あと7番目に、柴尾橋から下流あたりは特に洪水時危険地域だと思う。ハザードマップもできたが、もっと具体的なことをしないと怖いと思うと。これにつきましても、また分科会の方で具体的な内容については検討していただくことになるかと思っております。

(プロジェクター終了)

以上が前回までにいただいた部分と、あとかわづくりプランの修正をしたところになります。

○座長 それでは、先ほど事務局からご説明いただきました修正後の城原川未来づくりのかわづくりプランについての話と、前回議論になりましたアクションプランについて懇談会が出た意見についての確認ですね、これにつきましてご質問、コメント等がございましたら、よろしくお願ひします。

Aさん、よろしいですか。

○A委員 いいです。

○座長 あとは、今日お見えでない先生からの意見がちょっとありますけれども、先ほど事務局からもご説明がありましたとおり、かわづくりプランについては、前回かなりいろいろ問題点が指摘されまして、それに対して今修正を施したというかわづくりプランについての説明がございました。

問題点というのがかなり一番後にいろいろ列挙してありましたけれども、これにつきましては、この未来づくり懇談会の中での問題点というよりは、この中だけでは議論できないことも結構ありますよということで、それはこの中で解決できないものも結構内包していると思うのですね。そういうことと、それから具体的に行動計画をやっていく中で見えてくる問題点というものもあるでしょうから、ここでは、かわづくりプランの中での問題点というのはこの程度にしておいていいのではないかなと私は思います。

野越しのところは私ももう少し調査した方がいいのではないかなと思いますけれども、これについても分科会の中でもうちょっと詳しくやっていきたいと思っております。

では、Bさん、どうぞ。

○B委員 余りまとまっていないのですが、1つだけ、ささいなことと言えばそうかもわかりません。写真の中の説明で、最初の1、2回目ぐらいに言ったかと思うのですが、25

ページの「境原と崎村の間を流れる城原川」というコメントで、城原川は境原と崎村の間を流れていませんので、このコメントはちょっと変えた方がいいかなと思います。

実際これをずっと見ていると、どうも下直鳥の橋周辺の家の横あたりの城原川かなという感じはしますが、確信は持てませんけれども、このコメントはちょっと違うと思います。

それから、このプランとかかわりがありますが、私がここ何カ月か疑問に思っていることでちょっと教えていただきたいのです。これは流域委員会での説明があつて、そのときは、ああ、そういうものかなと聞き流してしまったのですが、計画高水位ですか、城原川の H.W.Lが県の管理から国に管理に移ったときに1 mほど下がっている。この下げられた理由というのをもう一回お聞かせいただきたいのです。

○座長 Bさんから話がありました先ほどの25ページのところの左上の写真は、下直鳥付近を流れる城原川とでもしておけば間違いはないですか。

○B委員 それもちょっとはつきりはわかりません。

○座長 では、これははつきりした方がいいということですね。

○B委員 というか、そのコメント自体は消した方がいいと思います。境原と崎村というのは間違いです。

○座長 はい、わかりました。

それともう一点は、県管理区間と国管理区間のところでの H.W.Lが違っているというのは、理由が何かあるのでしょうかね。

○事務局 これにつきましては、一般的に H.W.Lというのは洪水時にどのぐらいの高さよりも下で水を流すかというものでございますけれども、特にこちら、城原川の下流に行きますと、低平地、要は背後地が非常に低いという特徴がございます。そういった中で、なるべく洪水を流すときの H.W.Lというものは低ければ低いほど、もし、最悪の場合、そこから水があふれたときに対しても壊滅的な被害にならないということで、なるべくそういった計画は低い方が望ましいというのが治水の原則でございます。そういったところを加味しまして、特にここは背後地が低くなっておりますので、H.W.Lを見直したということでございます。

○座長 ということは、県の方ではまだそこまでいっていないということになるのですか。

○事務局 確かに今、県区間ではちょっとそこは高さが、私どもの区域から大分高くなっているというところは事実でございます。こちらにつきましても、今後、県の区間の河川

整備計画というものが定まる中で少し議論がされていくのかなということでございまして、なぜ今、県ではそこが違うのかというところは、すみません、ちょっと確認がとれていない状況でございます。

○B委員 もちろん水位が低い方が安全だというのはよくわかりますが、それはどこでも一緒のことで、あえて県から国に移った段階でこのレベルが下がっているというのは、1 m程度であれば川幅60mとしても1秒間に流れる水の量というのは計算的には大分違ってくると思うんですね。それで、なかなか、このレベルを下げられたというので、私自身がなるほどと思えるような説明をなかなか聞けないものですから、今いろんな方に聞いているところなんですけど、筑後河川の方ではレベルが低いほど安全だからという考え方だと受けていいということですね。

○事務局 そうですね、やはり治水の原則はなるべく低ければ低い方が好ましいということで考えておまして、当時もその理由から、1 mほどだと思いますが、下げられたものだというふうに考えております。

○B委員 経済面があったというふうに流域委員会では伺ったのですね、その経済面は何かというと、橋の架けかえとか、かれこれがあると。であれば、橋を高くすればいいのではないかなと思うんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○事務局 きっと経済面というお話も要素の一つにはなっておるのかなという気もします。当然、橋を架けかえるとそれだけのコストもかかりますし、橋を架けかえて上がることによって、それにすりつける道路の影響とか、そういったもろもろも考慮されて決まったのではなからうかというふうに思っております。

○B委員 もう一つですが、この H.W.L を下げた河川というのはほかにあるのでしょうか。

○事務局 すみません、ちょっとその辺の情報まで今日は持ち合わせておりません。もしよろしければ、その辺は私どもとしましてもある程度ご説明が必要なのかなという気もしますので、できれば今日の懇談会ではなく、別の場でということではいかがでしょうか。かわづくりプランの中身とは議論が少し違っておりますので、もしできることであれば。

○B委員 わかりました。ちょっとしつこくそこを言ったのは、かわづくりプランは限定された区間ですが、その上の方のダムの問題とやっぱり川自体はかかわってくるものですから、その全体で議論しないと話ができないところもありますので、それでこの H.W.L がどうしてもひっかかってきているものですから。また詳しく教えていただけたら幸いです。



○A委員 今回の説明はH.W.Lが県区間とつながらないという意味なんですかね。段差がついているわけですか。それは気がつかなかった。

○事務局 すみません、ちょっと私ども県の計画というのをきっちり、今手元にないものですから。では、それも含めまして別の機会でお話をということでよろしゅうございますか。

○B委員 はい。

○座長 先ほどのBさんからのご意見は、私もちょっと似たようなことで考えたのは、6ページのところで、ここに城原川の縦断図がございますけれども、国管理区間が「野越し（9箇所）」と書いてあるところのちょっと下流の何カ所かまでで、その上はもう佐賀県管理区間になっているのですね。そうすると、H.W.Lが違うとか、そういうことになると、同じ河川の中でどう考えてもおかしいわけで、治水の観点からしますと、国の管理区間だけでなく、県管理区間も含めていろいろ検討する必要があるが、まあ、検討されていると思いますけれども、もう一回チェックする必要があるのではないかなと思っています。そこら辺は、この懇談会ではなくて、この後に開催する分科会のところでもうちょっと詳細に、厳密にいろんなところを精査して見てみたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○事務局 地元の方々にとってみれば、直轄国管理区間、県管理区間は関係なくて1本の川ですから、計画はもちろん1本なのが望ましいと、これはもう理解しています。ただ、行政が違うとどうしてもこういうことがよくあるので、これは改めなきゃいけないと思っています。

それで、直轄部分の河川整備計画が去年できたと、県管理区間の河川整備計画はいつごろできるのですか。

○オブザーバー（佐賀県） 今検討中です。

○事務局 今検討中ということですので、県管理区間の河川整備計画ができれば、なるべく同じ一つのプランでやるかどうか、まだここでは断言できませんが、なるべく県のところも取り入れて一緒にやりたいなとは思っております。できれば、川は2本じゃありません、1本ですから、一つのこういう中で、国、県管理区間は関係なく一つのマスタープランの中で議論をやりたいと考えております。ということで、県の方もよろしく願います。

○座長 今日はおブザーバーで県の方もいらっしゃっていますね。では、その辺は一緒に話し合うところは話し合っていたきたいなと思います。よろしくお願いします。

では、この件はこれでよろしいですね。

○事務局 それから、H.W.Lは絶対につながっているはずですよ。国区間、県管理区間、H.W.Lは絶対につながっています。切れているということは一般的にはあり得ません。それは確認して後でご報告させていただきます。

○座長 そのほか、このかわづくりプランの中身につきましてご意見がございましたら、よろしくお願いします。

○C委員 さっきBさんがおっしゃいました25ページの写真の「境原と崎村の間を流れる城原川」というのは、境原と崎村との中間となりますと、ちょうど位置がそうなりますね。そういうふうにとりますと、これでもいいかなという感じがしますが、柴尾付近が崎村と境原とのちょうど中間なんですよ、そういう意味でこれは書かれたんじゃないかなという感じも私はしておりましたけれども、いかがでございましょうか。

○A委員 柴尾は余江ですね。

○C委員 では、なぜ境原を入られたのか、崎村を入られたのか。

○A委員 境原というのは大分まだ西の方だからですね。

○B委員 この写真は、読売新聞がかつて出された『長崎街道』という本があるのですが、それから抜粋してありまして、この画面のもう一つ手前の写真が、下直鳥橋から西の方を写した写真なんですよ。だから、恐らくこれは下直鳥橋から上流を見た写真でないかなと想像はするのですが。それで、そのときに境原の宿というのをその読売新聞の本ではポイントで書いてあるんですよ。だから、この境原が出てきたのではないかと思います。

○C委員 私はちょうど用作におりましたので、境原と崎村の中間がちょうどあの辺ですから、そういう意味でこの文言が入ったのかなという感じがしておりました。まあ、特別に意味はありませんけれども。

○座長 地元の人たちに違ふと言われれば、これは間違っているのかもわかりませんよね。不正確なものは書かない方がいいのではないかなという気がしますね。

○A委員 どのくらいの時代の城原川の状況とか、そういう表現でもいいのではないですかね。

○座長 まあ、問題が出ないような書き方に。

○D委員 紛らわしいから、もう少しこれにふさわしい写真を見つけたらいい。これはちょっとおかしい、僕もそう思う。この右側の旧千代田町新宿、この辺はわかるけど、これは写真がちょっと古いですよ。だから、紛らわしい。間違う。だから、差しかえた方がいい。

○事務局 わかりました。そうしたら、これは写真を変えるなり、少なくとも史実が確認できないようなコメントにはしないということで変えさせていただきます。

○座長 そのほか、ございませんでしょうか。

○E委員 ちょっとF委員がおられませんけれども、前に子供の目線ということで、小学生のアンケートをとるとか、サミットをすとかいう話がありましたよね。何か突然消えたような感じがしまして、それはどういう格好になったのかなとちょっと気になっているところではあるんですよ。

○座長 たしか住民説明会のあたりに子供たちからアンケートをとって、それを途中までまとめられたという話は出たのではないかと思うのです。まだその残りの話はなかったように。

○E委員 何か消えたような感じがしましてね。これは、D委員もわざわざ西郷小学校まで行かれていろんなことをされて、非常にいい考えだと思ったのですが、その後何もなくて、何か突然消えたような感じがするものですから、F委員さん、それから事務局の方、どんなふうに考えておられるのか。

○座長 それが大体2月の第5回の後ぐらいの話だったんですよ。それから5カ月ぐらいたって第6回の懇談会があって、今日が第7回で、5カ月、5カ月で延びてしまったというのもしかっとあるかなということですね。F委員もその第6回ときには出席されましたけれども、ちょっとそこら辺は、我々もそのときには気づきませんでしたね。

○E委員 非常にいいアイデアだと思ったものですから、その後何もないものですから、ちょっと気になっている。

○座長 ただこれは、F委員の方でアンケートをちゃんととられていますから、その集計結果というのは当然報告してもらおうと思いますけれども。これは、この後のアクションプランの方の分科会で、地域とのいろんな、かわづくり、まちづくりに対する取り組みというところにもつながっていく話なのですね。だから、そこでやるのと、それから後でご説明がありますけれども、この懇談会の方に分科会の報告をまたしてもらおうということ

になりますので、1年に1回か、必要な時期にまた懇談会をやるということになるみたいなので、そのときに報告してもらおうということにしてはどうかと思います。

○E委員 わかりました。

○事務局 今、お手元のかわづくりプランの28ページの下の方に少しフローが載っておりまして、その中で、ちょうど第5回が過ぎたあたりですかね、左側の青い枠が4つほどございまして、その2段目のところに、子どもアンケートということで約3,000人ぐらいを対象に実施したというところがございます。それで、今後のこれのフィードバックというのは、まさに今、座長がおっしゃいましたように、分科会の中で、じゃ、その答えをもってどう動かしていくか、次にどうつないでいくかというような具体的な話を少しさせていただければなというふうに思っております。

○事務局 まとめていないのですか。

○D委員 もうまとまっていますよね。この間聞いたとき、ある程度まとまってるようなことを聞いたよ。だから、それを分科会で使うのは結構だけれども、せっかくだからここで、大体こうでしたぐらいの概略を報告してもらいたい。3,000人もとってあるから。

○事務局 去年の4回目の懇談会のときに一度それはご紹介させていただいたところではあったんですよ、そのアンケート結果がまとまったので。今、そのときの資料ということですけども、まず、城原川を知っていますかといったような質問ですとか、そばにどんな遊び場があったらいいですかとか、その辺のアンケートとかをとってありますので、それについてはですね。

○D委員 それは西郷小学校のじゃないですか。Fさんは3,000人も対象にしているから、簡単にデータが出ていない。だから、もうそろそろ集約が済んでいるのではないかなということ、Eさんもそういう意味でお尋ねだろうと思いますよ。西郷小学校の分は簡単な、何人ぐらいでしたかね。まあ、いいですよ。

○座長 今日ここでは出せそうにないので、Fさんもお見えでないので、懇談会のメンバーには後でご報告してもらおうということによろしいでしょうか。

○D委員 いいです。

○事務局 すみません、手際が悪くて。では、それはF先生とご相談をさせていただきまして、資料を集めて、皆さんに資料を出させていただきたいというふうに思います。

○座長 そのほか、お気づきの点等はございませんでしょうか。



○事務局 このかわづくりプランですが、今日決めたら未来永劫変わらないというものではなくて、アクションプランを検討する中、もしくは実際に事業を進めていく中で、いろいろ気づいたら多分変更は可能なものなので、とりあえず今日はこういう形でいこうということに一応この懇談会で決めていっていただいて、来年以降、いや、ちょっとここを変えた方がいいね、ここをこうやった方がもっとよくなるよというのがあれば、またその都度変更すればいいかと思しますので、とりあえず今日はこれをお願いできればと思います。

○座長 前回まとめるつもりでまとまらなかったもので、今日いろいろと修正していただいてこういう立派なものにできたということで、この後、分科会でいろいろ詳しい検討をやっていく中で、もう少し修正した方がいいということが出てきたら、そのときにまた修正していくという柔軟な取り組みでやっていきたいと思しますので、このかわづくりプランにつきましてはこの案でいきたいと思しますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」で一致〕

○座長 ありがとうございます。

それでは、皆様にお決めいただきましたので、城原川かわづくりプランにつきましてはこれでいきたいと思します。

続きまして、2番目の議題ですけれども、アクションプランについてということで、事務局の方にご説明をお願いいたします。

## 2) アクションプランについて

○事務局 それでは、また前の画面を使わせていただいて、説明をさせていただこうと思します。

次に、アクションプランについてご説明をさせていただきます。

(プロジェクター)

これは前回までの復習も兼ねての話になるのですが、今日、城原川かわづくりプランが策定されたということで、今後の城原川のかわづくりの考え方や取り組みを示したものの、これがかわづくりプランになります。

そのかわづくりプランを実現するための行動計画を示したものがアクションプランです。アクションプランの内容としましては、実行するために取り組む事項とか、いつ、だれが、どこで、何を、どうして、どのようにするかを決めるといったようなものの内容になります。

す。

具体的な行動計画は、分科会をつくらせていただきまして、平成20年度ぐらいにその分科会でアクションプランを議論していただくと、それを取りまとめて全体のアクションプランを策定していくというところで考えているところです。

その分科会としましては、今のところこの3つの大きな柱がございますので、この3つの分科会でやったらどうかというふうに考えています。

最初に、「安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上」で、かわづくりのメニューとしては、流下能力の向上とか堤防の強化、あと地域防災力の向上、まちづくりと一体となった防災対策。

次に、自然環境ですね、「自然豊かで多様な生物の生息空間の保全」。それで、かわづくりメニューとしては、多自然かわづくりとか、魚道の設置とか、環濠集落やクリークとのネットワークといったようなもの。

3つ目の柱が、「ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」ということで、水辺の立ち寄りスポットとか、あと親水拠点整備、並木の整備、城原川に関する情報の発信とか、あと環境教育ですね、リバースクールの実施とか、地域と連携した協働による管理といったようなことを、こういう3つの分科会をつくって議論していったらどうかというふうに考えているところです。

これは作成の流れと書いているのですが、この城原川未来づくり懇談会はこのまま継続してやっていったらどうかと。今日はかわづくりプランを作成していただいて、次に分科会がそれぞれ3つできますので、この3つできた分科会に対する協議とか、決定、あと評価なんかをやっていったらどうかと。これも年1回とか2回とか、それぐらいのペースでそれぞれの分科会から報告を受けながらやりとりしていくといったようなところです。

それで、先ほど申しましたように、第1分科会は「安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上」、第2分科会は「自然豊かで多様な生物の生息空間の保全」、第3分科会は「ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」といったような、その3つの分科会を開催させていただきながらアクションプランを作成していったらどうかというふうに考えているところです。

あと、城原川未来づくり懇談会の今の委員の皆様にも、それぞれどちらかの分科会に入ってください一緒に議論をしていただけたらというふうに考えております。

ここに青の縁取りをしているのですが、場合によっては、第2分科会、第3分科会は内容が似通うところもございますので、統合するなりの場合も出てくるかというふうに考えております。

今日はまず、この未来づくり懇談会で、分科会に行く前に、分科会でどういうテーマを議論するかといったようなところと、実際分科会になったとき、どういうメンバーで分科会を構成したらいいかというところを議論していただきたいというふうに考えております。

これは第1分科会の「安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上」なんですけれども、その分科会に行ったときに取り組むテーマとして、大きく分けて治水計画と広域的な防災対策と。

それで、サブテーマとして、流下能力の向上とか、堤防の強化、施設整備、管理のあり方。それで、地域防災力の向上として、まず基礎情報の把握をして、防災情報の提供体制をどういうふうにするかと。あと水防避難体制をどういうふうにするか。次に、まちづくりと一体となった防災対策としては、防災道路とか、河川防災ステーションの整備に関すること、あと超過洪水対策に関すること、こういったテーマについて分科会の方で議論したらどうかというふうに考えています。

あと、メンバーとしては、河川管理者とか地域住民の方、関係機関と学識者、そういったメンバーで第1分科会は進めていったらどうかというふうに考えているところです。

これは、「自然豊かで多様な生物の生息空間の保全」といったような第2分科会のテーマとメンバーなのですが、大きなテーマとしては環境に配慮した整備の検討。

サブテーマとして、多自然かわづくり。具体的には、まず自然環境を把握しましょう。次に自然環境や景観への配慮事項の検討をしましょう。あと魚道の設置。魚道など整備方針、あと工法の検討をしていきましょう。次は環濠集落やクリークとのネットワークということで、堤内とのネットワークの現状がどうなっているのかという把握をして改善点を検討していきましょう。そしてその後に、整備後はどういうふうになるかというモニタリング方法なんかを検討していったらどうかと。

メンバーとしては、地域住民の方とか、関係機関、学識者、河川管理者、こういったメンバーで第2分科会をやっていったらどうかというふうに考えています。

これは3つ目の分科会、「ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」ですが、大きなテーマとしては、親水等の整備、あと河川の利活用に関すること。

サブテーマとしては、水辺の立ち寄りスポットとか、親水拠点、並木の整備、こういったものの配置とか整備をどういうふうにしていくのかといったようなこと。次に、リバー・スクールの実施に関しては、環境教育・安全利用の実施、それと運営体制をどういうふうにしていくのか。あと、地域と連携した協働による管理のところ、清掃など維持管理をどういうふうにしていくのか、どういうふうにご利用していくのかというところです。

こちらのメンバーとしても、地域の住民の方とか関係機関、学識者、河川管理者といったようなメンバーで進めていったらどうかというふうに考えています。

これはアクションプランのでき上がりのイメージをちょっとつくってみました。これはさっきの「ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」という第3分科会で、かわづくりプランの中にあります神埼橋付近の親水拠点に限ってつくらせていただいたものです。いつ、1年から5年の間に、だれが、どういうことを具体的にやっていくのかといったようなことを表にしたものになるのです。

例えば、メンバーとしてはさっきの地域住民の方と関係機関、学識者、河川管理者で構成して、1年から5年の間に、施設計画は地域住民による検討会を開催しながら決定していきましょう。実施するのは神埼市さんだったり、河川管理者、地域住民の方、こういった方が連携して施設計画をやっていきましょうと。施設の整備については、川の中の浚渫、掘削とか護岸の整備、こういったものは河川管理者でやっていきましょう。管理、これは河川管理者から神埼市さんに委託をして、地域住民の方と協働して管理をやっていったらどうかと。実施するのは神埼市さんと河川管理者、地域住民の方で実施していきましょう。利活用に関しても、地域のお祭りとか協力しながらやっていきましょうねと。ふだんの利活用については、「利活用検討会」なんかをつくってやっていきましょう。あと、地域の活性化に寄与できるようなものにしましょう。それで、実施者もそれぞれ連携しながらやっていきましょうねと。

次の6年から10年ぐらいの間に、この5年間でやったことをモニタリングして、再度施設計画が必要であればやっていきましょうねと。次に、整備についても同じようにモニタリングして、問題点は改善していきましょう。管理も一歩進んで、例えばボランティアによる管理とかも検討していったらどうでしょうか。あと、利活用については同じように検討会を継続しながらやっていきましょう。実施者としても、それぞれ市、河川管理者、地域住民の方で連携しながらやっていったらどうですかと。



こういったものができ上がりのイメージかなというふうに事務局の方では考えているところがございます。こういったものが各項目についてでき上がってくるようなイメージかなというふうに考えているところです。

(プロジェクター終了)

以上がアクションプランについてです。

○座長 それでは、先ほどご説明いただきましたアクションプラン、具体的な行動の計画、実施ということで、5年、10年、15年とか、そういうふうなスパンでやっていくのだということ、分科会としては3つ、あるいは2つということで、この懇談会のメンバーの方もいずれかの分科会に入ってもらって、そのアクションプランの策定。このアクションプランは大体1年間ぐらいで策定ということでしたね。

○事務局 そうですね、20年度内にできればと思っております。

○座長 ということでやっていくということなのですが、ただいまのご説明に対しましてご質問、コメント等がございましたら、よろしくお願いたします。

懇談会のメンバーが、例えばこの資料の10ページ目にありますけれども、第1分科会、第2分科会、第3分科会のそれぞれオレンジ色で描かれているところに入るとしますよね。大体具体的な、だれがどこに入るかというイメージはまだないのですか。

○事務局 そうですね、皆様の思いがあると思いますので、できれば、私はここに入りたいたか、ここここもいいなとか、いろいろあると思いますので、その辺は。

○座長 私は、自分がもしここに入るのだったらもうちょっとこうしたらいいのではないかと、逆にそういう見方からいうと、この分科会のあり方というのがまた見えてくるのではないかなという気がしたのだからちょっと申し上げたのですが。自分がこの分科会にもし入ったとしたらどういうふうな議論をしていったらいいのかというのを少しイメージしていただいて、お気づきの点等がございましたらお願いしたいと思います。

○A委員 すみません、すぐハードなところで思いつくものですから。

実は、2「自然豊かで多様な生物の生息空間の保全」、それから3「ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」ということで、例えば今、人間の生活環境、生活空間、その辺の農村生活というものの中で、2番目の7番に書いてありますけれども、環濠集落やクリークとのネットワーク、この辺がやっぱり大きな課題になってくる。というのは、我々が住んでおるところの千代田町は、要するに下水道が合併浄化槽ですので、やっぱりそれ

の排水とかなんかが問題になってくる。それと同時に、環濠集落の中でなぜ水が流れないかという話になると、これは実は生活環境と同時に農村文化の継承というものが大きな問題になってくるのではなかろうかと逆に言えば思っておるものですから、この辺はちょっと重たい議論になってくるところもかなり出てくるのではなかろうかというような思い方をしております、その辺まで踏み込んでいけるのか、いけないのかというところですね。要は、人間の生活環境をどう考えていくのかということも対象として入れていいのか悪いのかというところもちょっとご判断願いたいと思っております。

○座長 Aさんの方は、そういうところまでやったら結構大変な作業になるよということなんです。

○A委員 やらないといけないということでしょうけど。

○座長 ひょっとしたら、Aさんはここに入るかもわからないですね。もしそこでやってみたいということであれば、ぜひお願いしたいと思います。

○A委員 実はそういう意味ばかりじゃなくて、逆に今県でやっていらっしゃるのは、利水とか、そういう問題がかなり及んでくるのではなかろうかという思い方をしております。その辺が、利水の問題をどう考えるかによって、やっぱりこれ、そうしたら下水道は全部、神崎市はもう水がないから都市下水にするかとか、そういう話になるのかならんのかとか、そういう大きな問題が今度は絡んでくると思います、千代田なんかはですね。だから、その辺になってくるとちょっと我々の手に負えないところが逆に言えばあるのではなかろうかという思い方をしておりますので、その辺がむしろ、やってやる、ここに入っておもしろいことをやるけれども、やったって何もならないのではなかろうかということが出てくるのではなかろうかという思い方をしております。

○座長 A委員が言われたのは非常に大事な視点で、ここで実際にやろうとしたときに、こういう人を入れないと無理じゃなかろうかというのは、多分、何か人選というのがまた必要じゃないかなという気がします。当然そこには懇談会の委員も入ってもらって話をしますけれども、先ほど言われたような視点でいろいろわかっていらっしゃる方が、行政あるいは地元、いろんなところから入ってもらうのは当然だと思いますね。

○事務局 生活の視点というのは非常に重要なことであって、出来る出来ないはともかくとして、議論は必要だと思います。要するに、この城原川を生かすためには、周りの環濠とか、下水道とか、集落排水とか、そういうものは、できないかもしれないけど、やっぱ

りこういうところで議論する、川を中心にこのまちをどうしていくのかというのは本当にそういうところで議論していただければ結構ですので、そういうのはどんどん議題として上げてもらって結構だと思います。ただ、出来る出来ないはまた別の次元になるかとは思っています。

○座長 できるだけできるように頑張りましょう。どうぞ。

○D委員 いよいよアクションプランの方に入ってきましたけれども、この分科会で事務局の方からメンバーを考えられておると、大体どのぐらいのメンバー構成でいくつもりでございますか。

○事務局 具体的に一つの分科会がどのぐらいの大きさになるのかということですよ。具体的に何人というのは決めておりませんが、大体一つの分科会でこの懇談会ぐらいの人数になるのかなと。きっとテーマによっては、それに関係する方を入れないと議論できないというのもありましょうし、またテーマが後から変わってくるとか、追加されてくるとかというのはございしますので、それはテーマテーマによって少し変わってくるのかなと。余り多過ぎるのも、なかなかその議論がまとまらないというのもございしますので、極力関係する方々の中からそのテーマに応じた方を厳選させていただきたいというふうに思っております。

○座長 この10ページのところには、場合によっては第2と第3を統合と書いていますけれども、私のイメージとしては、第1と第2と第3というのは、3つの円が重なって、結構3つのうちの2つが重なっているところというので両方で議論しないといけないものが出てくるのではないかなと思うんですね。そういったときに、統合したらかえってそこら辺の融通がきかなくなるような気もするのですが、その辺はどうですかね。

○事務局 そうですね、これはあくまでも場合によってはということとございしますので、その議論の内容は余りにも、どうしても毎回の議論が同じように隣の分科会の内容とリンクしないとできないというような話であれば統合もあり得るのかなということとを考えておりますので、それはその中の議論するテーマによって少し取り扱いが変わってくるのではなかろうかというふうに思っておりますし、当然、合同開催とか、それはテーマごとに開催の方法も少し、1と3が同時開催とか、1と2が同時開催とかいうのも含めた形で私どもとしてはイメージしておりますので。

○F委員 失礼します。すみません、遅くなりまして。

このアクションプランの中でちょっと私がひっかかっているのは、アクションのプランをつくるのはいいのですが、あくまでアクションということはだれかが行動しなくてははいけないということですよ。じゃ、その計画を立てる人が行動する人もつくるのか、そのところはどんなふうですかね。例えば劇作家が書いても演じる人がいなかったら何もならない。じゃ、それは、普通は希望者がいてその計画に乗っておりますが、それがいない場合に行動者はどうやって育成するのか。そのアクションプランがそれも担うのか、この分科会がですね、そこはどのようなふうにとらえてよろしいですか。

○事務局 きっとこの分科会の中に、将来的に実際に実行するであろう組織の方というのものもある程度、わかる範囲でやはり入っていただくのかなというふうに思っております。

それとこれは、アクションプランができたのですが、それなら、実際に本当にそこでアクションプランに書いてあるからどこまでできるかという保証は、申しわけございませんが、ございません。ただし、そこはやはり流域の関係するみんながこういうことを思っているという共通認識として広げていくということも重要でしょうし、実際にアクションが起こせるようなソフト的な取り組みを含めて、このアクションプランの中に、段階的にこういうことをやったら、最終的には、仮にハード整備だったらここまで行き着くのではなからうかというようなところも含めてこのアクションプランというのとはとらえておりますが。

○座長 よろしいですか。

○F委員 よろしいのですが、12ページから、その2、イメージがついていますが、そのメンバーの案がそう意図はないと思いますけど、この書かれた順番は結局期待をあらわしているのか、単なる謙遜で書かれているのか、その辺のところもちょっと。要するに、地域、関係機関、学識者、河川管理者という、これは多分意図はないのだと思います。けども、何かその辺でアクションプランにかかった途端に地域の方とかにドーンと、あなたたちが中心ですよと移行をしてしまうと、多分うまくいかないのではないかなという気がするんですよ。そのところをちょっと危惧しての質問でした。

○事務局 ご心配のところはよくわかります。私どもも、もし地域の方にある程度お手伝いをお願いすると、仮に管理の面だとしましても、いきなり、さあ、でき上がったから地元で管理してくださいとドーンとお渡ししても、それはなかなかできないと思うのですね。やはりこのアクションプランというのは長続きするものではないといけませんので、それ



は段階的に、本来管理する者がまずやって、あと地元で使って、地元がこういう風に使用したいから草刈りなんかをしたいとか、そういった意識が、あるいは利用形態がそう変わってきたときに、じゃ、お願いしますとか、そういった段階をちゃんと踏まないといけないというふうに思っておりますので、いきなり全部を投げると、それで、一番上に地域住民と書いてありますのでこれが一番頑張ってもらわないといけないという、そういった意味では決してございません。

○B委員 質問ですが、11ページのその1、安全に暮らせる基盤づくりの分の1番の治水計画検討の中のメンバー（案）としては河川管理者のみ書いてありますが、これは流域の住民であったり、その下にあるような方たちの参加ではなくて、河川管理者のみという考え方なんでしょうか。

○事務局 これは非常にわかりにくいのですが、少なくともこの第1分科会、安全に暮らせる基盤づくり、この分科会のメンバーというのは、この河川管理者以下、地域住民、関係機関という方々も入っておりますので、この①の計画をやるときに河川管理者だけではほかの方はだめですということはないというふうに思っております。当然、護岸が要るとか要らないとか、そういった治水の根幹にかかわるところの部分についてはある程度原案といたしますか、基本のベースはつくらせていただきますが、そのほかの部分についていろいろお話を伺いますとかということは、当然この書いてある皆さんで議論すべき内容ではないだろうかなというふうに思っております。

○座長 これはわざわざ1と2でメンバーを線引きしなくてもいいような気がしますけど。

○事務局 そうですね、すみません、これでは変な誤解を生みますね。

○事務局 線は消します。

○A委員 先ほどお話がありましたけれども、この分科会1、2、3というものが、例えば今度、神崎市から地域防災士というものを受けましょうという話でちょっと各戸に回ってきました、Bさんはもう申し込んでいらっしゃると思いますけれども、私、10年間大丈夫かということで、10年ぐらいたったら死ぬかもしれませんと、10年間はいいだろうという話で何とか申し込みをするようにしたんですけど、そういうものはやっぱり地域のまちづくりみたいな形の中の防災なんですよね。それも実際にいろいろやってみたいし、同時に先ほど申しましたいろんな環境の問題とか、いろんなところもやってみたいというところが実は正直なところあります。同じ日だったらどうしようもないしですね。

僕らは、話し合いというのは結果じゃなくて経過が必要だと思っておりますので、その経過の中に入りに入って行けるかということが私の考え方ですので、そういう方向の中で、やっぱり同じ日じゃなくて別々の日にやっていただければありがたいなという思い方をしています、私がこの中で選ばれるかどうかはわかりませんが、そういうことを考えております。

○座長 できるだけ関心がある方がそれぞれの分科会に参加しやすいような形、オブザーバーという形でも参加しやすいような形にするためには、やっぱり日にちは別の日の方がいいのかなという気がしていますけれども、その点をご検討いただきたいと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。Fさん、どうぞ。

○F委員 10ページの形式的なことでちょっとお伺いしたいのですが。懇談会の方から分科会ということになっていますが、分科会から懇談会の方に協議・決定・評価という項目があるんです。これは、もし懇談会の方で、年に1回しかなかったら、そこで却下となったら、1年間のアクションプランはもう一回差し戻しということになるという意味ですか。それとも、あなたのところのアクションプランは60点ねというふうな、結局、それに伴って回数をこなしていけるのであればフィードバックしてやっていけるのでしょうか、この辺はどういうふうにとらえてよろしいですか。

○事務局 そうですね、きっとアクションプランが動き出したときにつきましては、年に1回とか、物によっては年度の間も有り得るのかなと思っています。ただ、20年度策定途中につきましては、さすがに今、F先生がおっしゃったように、1回しかないチャンスでだめ出しだったらというお話もありますので、それはそれぞれの分科会の内容の熟度といたしますか、そういったものに依じて、この懇談会で途中報告でありますとか、そういったものも含めまして臨機応変に開催していくべきじゃないのかなと、決まるまではですね、というふうに考えておりますが。

○F委員 わかりました。

○座長 私もこの案については、当初はプラン・ドゥー・チェック・アクションということで、計画して、行動して、チェックして、もう一回チェックしたものに基づいて実施するという、PDCAサイクルというのがあるのですが、そういうようなものを分科会の中で考えるのかなと思っていました。そうではなくて、分科会では詳細な行動計画をつくるんだけれども、それを懇談会の方に上げてそこでチェックをしていくのだということを事

事務局の方から説明されて、そういうことなのかなと理解しました。ですから、もし分科会の中でいろいろ計画を立てて、これが十分練られているということで、これは懇談会で議論した方がいいということになりましたら、その時点で開催ということをやってもいいのではないかなと思っているのですね。その分科会の議論の熟度に応じてということではないかと思っています。

○事務局 委員会の下に分科会があるのは一般的ですけれども、大体、分科会で決まったことは委員会に報告をして、ほとんどそのまま決まるパターンが多いです。今回も、協議・決定・評価じゃなくて、報告で、決定は一応懇談会で決定と。それで、評価・指導というのは多分必要だと思いますので、それはしてもらおうという形で、だから、良し悪しを判断するのではなく、報告してもらって、一応懇談会で決めたものとするという形でいいのではないのでしょうか。要するに、協議・決定・評価でなく、報告・決定・評価、必要に応じて懇談会の方で指導とか助言はあり得るという形でいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○座長 ただ、委員の目で見えてやっぱりここは少しくした方がいいというのが出てきたときに、やっぱりそういう修正はあってもいいのかなという気がしますがね。本質的には、分科会がその後の行動まで含めて責任を持って決められるわけですから、それは尊重しなければいけませんけれども、ほかの分科会との関係ということもありますから、いろいろな分科会にこの懇談会のメンバーが参加しますから、年1回は少なくとも懇談会が開催されますので、そこでもし若干の修正等があれば、それは反映させていきたいと思っています。

○事務局 はい、わかりました。

○座長 そうしたら、これは最初の質問に戻るのですが、分科会のメンバーには、大体どういうところに懇談会メンバーは入るのでしょうか。この懇談会が終わったらこうやって集まる機会がもう1年ぐらいいないわけですね、何か必要がない限りは。

○事務局 そうですね。

○座長 どこでこの分科会のメンバーを決めるのですか。

○事務局 逆にそれぞれ今日の委員の方に第何分科会がいいとかというご希望をまずお聞かせいただきまして、そのご希望がなるべくかなうような形で、できれば事務局と座長に一任いただければなということ考えておるところでございますが。

○座長 だそうです。

第1分科会が「安全に暮らせる基盤づくりと地域防災力の向上」、簡単に言うと防災ですね。第2分科会が「自然豊かで多様な生物の生息空間の保全」、環境と言ったらいいんですかね。第3分科会が「ひとびとの生活と城原川とのつながりの再生」ということで、地域との連携みたいなものですかね。どれもいろんなものが多少は含まれると思いますけれども、考え方としては、1つはどれかの分科会に入っていただくということによろしいですかね。

○事務局 はい、そう考えております。

○座長 そうしたら、皆さんがこの分科会でいろいろ議論してみたいというのがおありだと思いますので、そこだけをまずお聞きしたいと思います。Fさんから。

○F委員 私は、現在の立場上とできることを考えたら第3分科会かなというふうに。結局、学校、児童生徒等とのかかわり合いとか、その辺の意味を考えたら、この分科会で実施していく方向がいいかなというふうに思いますが。

○座長 先ほどその話でアンケートの話があったんですよ。後でちょっとそのお話をお聞きしますね。

では、Aさん。

○A委員 城原川は、私、総合的にいろいろなことを考えているものですから、いろんな面でどこという。

○座長 1つじゃなくて、3つでもいいですよ。

○A委員 できればみんなかかわりたいなという思い方をしております。強いて言えばやっぱりまちづくり、1番になりますかね、防災対策とかになりますけど。先ほどの環濠集落の水とか、そういうところになりますと2とか、いろいろありますもので、大体そういうことです。強いて言えばということです。

○座長 では、Eさんは。

○E委員 地元の区長をしている立場からいきましたら、やはり防災の方ですから第1分科会になるとは思いますけどね。

○座長 Dさんは。

○D委員 14ページに既にアクションプランの例が書いてあって、神埼橋付近の親水拠点整備ですか、こういうものが既にあれしておりますので、そういう意味からすると、お役



御免はだめだということであれば、あえてこの会に入らせていただきます。

○座長 第3分科会という理解でいいですか。では、Cさん。

○C委員 私、蓮池でございます、上流のことはなかなか自分たちには理解しがたいところもありますけど、強いてということになりますと、ただいま蓮池では、農村集落排水が今年で大体完了しまして下水が完備します、その後の環境面が非常に大事じゃないかなと思いますので、そういう面でもしお手伝いできたらと思います。

○座長 第2でよろしいですか。

○C委員 ええ。

○座長 では、Bさん。

○B委員 どれも総合的に大事だと思うのですが、流れからいきますと、私は第1分科会かなと思います。

○座長 第1ですね、予想はしておりました。

ちょっと第2が少ないなど。今日お見えになっていないG委員、それからH委員。G委員は多分第2ですね。H委員は第3ですね。ということで、3、2、3ということになりましたが、私は第1に入らせてもらおうかなと思っております。

ちょっと人数に少しばらつきがございますけれども、これにまた外部からいろんな方に入ってもらうということで、その補強は当然できるじゃないかなと。I委員は。

○E委員 I委員は第1と思いますね。

○座長 じゃ、第1の方に。

○D委員 その旨伝えておきます。

○座長 漏れはありませんかね。

神崎市はもう全部入られるということで理解してよろしいですか。

○事務局（神崎市） そうでしょうね。

○座長 ご苦労です。はい、わかりました、筑後川河川事務所の方も。

そうすると、それぞれの分科会にあとどういうふうな方を人選していくかというのは、どういうふうな手続をやっていくんですかね。

○事務局 具体的にこの場で、こういった組織の人がいいじゃなからうかということであれば教えていただきたいと思っております。もし特段なければ、大体今ここに書いておりますような、非常に抽象的ではございますが、この中で関係する方々をまず選ばせていた

だいて、あとはまたテーマごとに少し補充でありますとか追加を、またその分科会をやる間に、ああいう方面の方もというようなお話もあるかもしれませんので、とりあえず、特段なければ、事務局と座長に一任をしていただきたいなというふうに思っています。

○座長 今、懇談会のメンバーはそれぞれの分科会に1つは入ることになりましたけれども、そのほかの方でこの分科会に入れてほしいなという方がいらっしゃいますか、どなたかお知り合いの方で。

○D委員 考えないといかんですね。ちょっと浮かびません。

○A委員 事務局の佐賀市さんにも聞いてください。

○座長 佐賀市の河川砂防課はどうでしょうか、全部に入られますか。

○事務局（佐賀市） あえて希望はございませんけれども、事務局の方でどうしてもということであれば、どれでも結構です。

○座長 それは事務局の方で検討していただきたいと思いますけど、せっかくですから、どれかに入ってもらった方がいいのではないかなと思います。

○事務局 では、それはうちの方で少し考えさせていただきます。

○座長 ちょっとここでは外部の方の人選というのは難しそうなので、この後で事務局と私の方で検討をさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

名前がいろいろ各分科会に挙がりましたが、実際にこのアクションプランの策定手順のイメージ等につきまして、ご自分のところの分科会でこういうことをやるということにつきまして、何か抜けているところとか、お気づきの点等がございましたら、ご指摘をよろしくお願いいたします。

一番後の14ページのところに、テーマを行うためのスケジュールというのがありますけれども、6～10年のところでモニタリングの実施とありますよね、これは6年目からモニタリングするのですか。

○事務局 これはイメージということでとらえていただければ結構です。もしかしたら、1年目、2年目に物ができ上がって、ハードでしたら、何か少し川の中の掘削があったということであれば、それによってどう変わっていくかというのを見ますので、2年目以降からモニタリングが当然入ることになると思いますので、このスケジュールはあくまでもイメージだと思っていただければ結構でございます。

○座長 そうすると、この各分科会で20年度中に1年間かけてアクションプランというも

のを決めていくと、それで5W1Hで、だれが、何を、いつ、どういうふうやっていくかということの中で決めていくということが来年度の仕事になるわけですね。

○事務局 そうですね。

○座長 それに従って、5年、10年、その後ということやっていく形になると。だから、アクションプランというのはそのくらいの長いスパンを、5年ごとの区切りぐらいである程度行動計画をつくるものだと理解してよろしいですね。

○事務局 はい。ただ、きっと短い、1年から5年ぐらいはある程度今の時点で書ける内容もありましょうが、それ以降というのは結構あいまいなことしか書けないかもしれません。それはきっと、最初の何年かやった中で、時期が来ればまたそこを具体的に書くことになるのではなかろうかというふうに思いますので、あくまでも今回はこれで。5年以降、何かざっとしたことが書かれているから、以降その書かれている内容しかしないとか、そういうものではございません。

○座長 それともう一つ、かわづくりプランのところでBさんから話がありましたけれども、このアクションプランでやるのは国管理区間のところだけですか。さっき県管理区間も含めての治水計画じゃないとまずいのではないかという話がありましたけれども、そういう議論は分科会でやってはいけないのですかね。

○事務局 先ほども申しましたが、当面国管理で議論していただいて、佐賀県さんの管理区間の河川整備計画ができた時点で、なるべくそちらも一緒にできるようになればと考えております。

○座長 それはいつごろできるのですか。

○オブザーバー（佐賀県） 今年度から作業に入っています。だから、早ければ来年度中にはつくりたいと思っています。

○座長 よろしくお祈いします。

そのほか、このアクションプランについてということでお気づきの点等はございませんでしょうか。どうぞ。

○F委員 第3分科会の方なのですが、13ページの方で、そのサブテーマ（案）の中の一  
番下に、利活用検討というのが河川の利活用ということで入っているのです。これについては、もう一つのものの方には、別途水利用の懇談会というのが独立してあるはずなのですが、その内容とは違うものなのか、それともこの未来づくり、かわづくりプランの方に

吸収されて一部になっているようになってしまっているのか。これは同じことですか、違うことなんですか。報告書の方にも追記で、城原川水利用懇談会において議論が行われていますということで書かれているんですけども、これは39ページに追記していただいた分のところですか。この中身がアクションプランの中に小さくなって入ってきてしまっているのか、それとも別のことなのかをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○事務局 まず、このかわづくりプランの39ページに水利用懇談会とございますが、あくまでもこれは河川の水をどう利用していくかという、取水といいますか、利水といいますか、というお話だというふうに認識しております。それで、A4横の13ページのアクションプランの中の利活用検討というのは、水の利活用というよりも河川空間、要は川の高水敷をどう利用していくとか、地区の祭りで使うとか、そういった利活用をどう進めていくかというところでイメージしておりますが。

○F委員 わかりました。

○B委員 関連して、この水利用懇談会の話の中身というのがどういうふうになっているのかというのも、私たちにも知らせていただかないと、なかなかわからないことが多いのではないかと思います。特に、かわづくりの環濠集落やクリークとのネットワークとか、そういうことに関して、草堰でどういうふうな取水がされているか。それで、今の草堰は昔のものと違って石堰になっていますから、あれはちょっと大きな話し合いの一つの問題だと思うんですね。そういうものも、このアクションプランの中で検討するような形に、全く触れないのか、それはもう向こうに任せていくのかとか、そのあたり、同じ川の中でのものであれば、水利用懇談会との合流というのも考えられないのでしょうか。

○座長 その水利用懇談会の現状ですね、それと、そことのいろいろの連携というのは模索できないのかということなんですか。

○事務局 現在、行政レベルの中でいろいろ検討しております。それで、まだその辺が煮詰まっていないと思いますので、その辺が煮詰まって、そういうときになったら、そういう話も出てくるのではないかなというふうに思っております。

○座長 それはいつごろ煮詰まるのでしょうか。

○事務局 ちょっと今のところまだはっきり決まっていないみたいです。

○座長 何かそこら辺の情報が我々には全然入ってこないのですが、筑後川河川事務所の方もたしかこの水利用懇談会には入られていますよね。そこら辺の情報としては流してい



けないことはないのでしょう、流しちゃいけないのですかね。

○事務局 合同で開催するかどうかというのは、すみません、この場でどうかというご返事はできませんが、少なくともそういう動きが一方であるのであれば、情報提供という形でお話しできる内容というのは幾つかあるとは思っております。

○座長 だから、まずその情報を提供していただいて、そこから、逆にこちらから向こうにいろいろ問いかけとかいうことができるのであれば、そういうこともやっていながら利活用というのをやっていけば、実効性のあるものになっていくのではないかなという気がしますけどね。ぜひそれは真剣に進めてもらいたいなと思います。

そのほか、ございませんか、ご質問、コメント等。

では、ご質問がないようであれば、予定した時間よりちょっと早いですがけれども、この第7回城原川未来づくり懇談会、1年余りかけて城原川の未来づくり懇談会をこの城原川流域のまちづくりをやるための懇談会ということでやってきましたけれども、一応の区切りとしてかわづくりプランというところまで策定できましたことは皆様方のご協力の賜物だと思っています。どうもありがとうございます。

さらに、今日ここでかわづくりプランができましたが、これは終わりではなくて、これがスタートだということで、ここからは分科会に分かれて、細かいところまで議論しながら実効性のあるプランをつくって実施していくということで、来年もまたよろしくお願ひしたいと思います。

では、事務局の方にお返しします。

○事務局 それでは、いろいろとご意見をありがとうございました。

#### 4. その他

○事務局 それで、一応今プランを決定いただきまして、これからアクションプランに移る段階でございますが、今日、一つご報告をさせていただきたいということで、今資料をお配りさせていただいております。

これは何かと申しますと、ちょうど今、本日策定いただきましたかわづくりプランの中にも少し載っておりますが、神埼橋のところを今回、川の中を少し掘削するという工事があります。実はこれ、今年の第6回、前回の7月の懇談会の中で、去年の災害復旧の関係で、ちょうど中流ぐらいですか、工事をさせていただいておりますというご報告をさせて

いただきました。あれはちょうど川の中が狭くなっている部分を、川を掘って洪水を安全に流そうということで、災害ということでやっておりますが、今回その後にまた同じように神埼橋の部分が少し狭くなってございますので、この川の中を掘削するという工事をやることとなりました。

それで、せっかく掘るのであれば、特に神埼橋というのはやはり昔の長崎街道の部分でありますので、掘り方、あるいは掘った後に護岸等をつけますけれども、そういったものに少し配慮して川の中を掘らせていただくということで考えておりました、実は周辺の区長様を初め、代表者の方々にいろいろとご意見を聞かせていただきまして、せっかく掘るんだったらこういう掘り方がいいよとか、従前、川におりるスロープがございましたので、このスロープはこちらにあった方がいいよとか、あるいはこういった機能もあった方がいいのではないかというようなお話をいただきまして、このような絵が先般でき上がっております。

当然これは今日いただきましたかわづくりプランの中にも、第3ゾーンですか、この神埼橋から上流の部分はこういうイメージで整備していきましょうというのがございますが、あれとほぼ同じような結果になっておりますので、この場で状況ということでご報告をさせていただきます。

○座長 ちょっといいですか、この件ではないのですが、Fさんにアンケートのことを聞こうと思っていて失念しておりました。小学生にアンケートをした残りの分の報告がなかったねという話がちょっと委員会で出たんですよ。もう終わっているのですかね。もし終わっていたら、何か口頭でもご報告をお願いしたいなと思っていたものですから。

○F委員 終わってはいるのですが、まとめはしていませんね。

○座長 では、そのまとまったものはまた後で懇談会のメンバーにご報告をお願いしたいと思います。

すみません、ちょっと忘れておりましたので、もう一回お返しします。

## 5. 閉 会

○事務局 それでは、これで本日の第7回城原川未来づくり懇談会を終了させていただきます。また今後ともアクションプランの方でお世話になりますが、引き続きよろしく願いいたします。